

第十二回国会
衆議院

内閣委員会
運輸委員会
労働委員会
経済安定委員会

連合審査会議録第一号

昭和二十六年十一月九日(金曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

内閣委員会

委員長 木村 公平君

理事 青木 正君 理事 江花 静君

理事 坂田 英一君 理事 船田 亨二君

理事 鈴木 義男君 理事 大内 一郎君

理事 井上 知治君 理事 山口六郎次君

理事 松本 善壽君 理事 村瀬 宣親君

理事 金子與重郎君 理事 加藤 充君

理事 松岡 駒吉君 理事 加藤 充君

地方行政委員会

理事 河原伊三郎君 理事 龍野喜一郎君

理事 野村專太郎君 理事 藤田 義光君

理事 門田 亮君 理事 義光君

理事 池見 茂隆君 理事 尾関 義一君

理事 門脇勝太郎君 理事 川本 末治君

理事 田中 啓一君 理事 鈴木 幹雄君

理事 床次 徳二君 理事 立花 敏男君

理事 久保田鶴松君 理事 立花 敏男君

農林委員会

委員長 千賀 康治君

理事 河野 謙三君 理事 野原 正勝君

理事 宇野秀次郎君 理事 遠藤 三郎君

理事 越智 茂君 理事 小淵 光平君

理事 中馬 辰猪君 理事 橋谷仙次郎君

理事 原田 雪松君 理事 平野 三郎君

理事 大森 玉木君 理事 吉川 久衛君

理事 小林 運美君 理事 井上 良二君

理事 竹村奈良一君 理事 足鹿 覺君

理事 中村 寅太郎君 理事 足鹿 覺君

人事委員会

理事 田中 重彌君 理事 淵上房太郎君

理事 堀平川 篤雄君 理事 淵上房太郎君

加藤隆太郎君 塩田賀四郎君

今井 耕君 松澤 兼人君

柄澤とろ子君 成田 知巳君

岡田 春夫君 成田 知巳君

運輸委員会

理事 岡田 五郎君 木村 俊夫君

理事 木下 榮君 江崎 一治君

労働委員会

委員長 倉石 忠雄君

理事 島田 末信君 理事 福永 健司君

理事 麻生太賀吉君 理事 天野 公義君

理事 金原 舜二君 理事 船越 弘君

理事 松野 頼三君 理事 三浦寅之助君

理事 赤松 勇君 理事 受田 新吉君

理事 大矢 省三君 理事 林 百郎君

理事 中原 健次君 理事 林 百郎君

経済安定委員会

委員長 岡田 安正君

理事 多田 勇君 理事 永井 英修君

理事 竹山祐太郎君 理事 永井 英修君

理事 奈良 治二君 理事 淵 通義君

理事 細田 榮藏君 理事 有田 喜一君

理事 笹山茂太郎君 理事 有田 喜一君

出席國務大臣

農林大臣 根本龍太郎君

運輸大臣 山崎 猛君

郵政大臣 佐藤 榮作君

労働大臣 保利 茂君

國務大臣 橋本 龍伍君

國務大臣 岡野 清豪君

出席政府委員

行政管理 行政官 城 義臣君

行政管理 行政官 大野木克彦君

行政管理 行政官 大野木克彦君

行政管理 行政官 大野木克彦君

運輸事務官 關谷 勝利君

運輸事務官 荒木茂久二君

労働事務官 山村新治郎君

労働事務官 齋藤 邦吉君

委員外の出席者

内閣委員 龜井川 浩君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

内閣委員 小関 紹夫君

連合審査会の委員長は私が勤めますから御了承願います。本日は行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について質疑を行うことといたします。が、本日は七つの委員会の連合審査会であり、短時間に連合審査の目的を達する意味におきまして、各委員会をそれぞれ一時間以内とし、その範囲内で一委員会内で各委員の質疑時間をあそばしただけにと存じます。なお質疑もできる限り重複を避けられて簡潔に願いたいと存じます。質疑は各委員会ごとに通告に従って順次これを許します。まず地方行政常任委員会から許します。門司亮君。

○門司委員 ただいま提案されております法案自身には直接関係はないかと思ひますが、これと非常に大きな関係を持つております地方の公務員に對しまする政府の所信を、この機会に伺つておきたいと思ひます。

先に聞いておきたいと思ひます。これは、今度のこの定員法の改正が行政の簡素化とどういふ関連を持つておるかというところであります。ことに地方におきましては、御存じのように関連委員会において行政事務の再配分に関する第二次の勧告までも行われておりますので、一体今度の定員法の改正は、これらのものとどういふ関連を持つておるかというところを、まず最初にお聞きしておきたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。行政調査委員會議の勧告というものは出ておりますが、これは政府はすでに研究しつつありまして、そうして地方行政簡素化本部といたしましては、行政調査委員會議の勧告を基礎にしまして、また私的ではございますが、政令諮問委員の答申も参考として、そうして地方事務の整理並びに機構の簡素化ということを目標にして、今研究中でございます。

○門司委員 研究中だというお話ですが、そうすると、今度の中央におけるいわゆる国家公務員の定員が改正されて参りますと、政府の方針がいろいろと各所管別に縮小される形が私は必ずとられると思ひます。もし今研究中だという、こういう御答弁でありまするなら、今度のこの定員法の改正は、行政の簡素化とは何らの関連を持つていないかということである、この点をひとつ確にしたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。定員法の改正もむしろ中央でやつておりますが、われわれもいたしましては、まず地方の事務の整理ということを中心にして、そうして各省別に各省が出しております法令というものを、よく研究しまして、そうしてこの事務はどのくらい縮減できるだろうとか、この事務は廃止したらどうかというところも考えておりますが、それを研究しておるために、非常に手間がとれまして、まだ研究中と申し上げるより方法はない、かような段階にあるわけでありまして。

○門司委員 今の御答弁では私どもは納得行かないのでありまして、問題は

本日の會議に付した事件
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

○木村委員長 これより内閣、地方行政、農林、人事、運輸、労働、経済安定の各委員会連合審査会を開会いたします。

○門司委員 今の御答弁では私どもは納得行かないのでありまして、問題は

つきり申し上げておるのであります。従つてその委員会の中において適當に時間のあんばいをしていただきたい。あなたの方では四人の質疑の申出がありますから、一時間を四で割れば十五分

というものは、いまだ復興の途上にありますのと、それから文化の進展に伴います住民の要求に応じて、やはり都市というものは成長して行かなければ

個々別々に当つたものでございますから、いろいろでございまして、そこであれ／＼といたしましては、たくさんの方の事務を不均衡に縮減す

素化するというのが一つのねらいでございます。しかしながらもう一つのつけ足りのねらいとしましては、皆様非常に御心配くださっております地方

は参りませんが、この政府に提案されております神戸勧告というものを橋本長官はどういうふうにお考えになつておりますか。私がこういうことを聞き

ます。この行政整理というような問題は、そう簡単に行われては、行方政府は簡単かもしれないが、行われるものはたまらぬ。自分の首がいつ飛ぶかわ

論である。私は地方の実情というものをやはり政府当局によく知つていただきたい。財政の問題をここで論じますのは別として、人員整理にありまして、地方事務のあり方というものに對して正しい認識をしていただき、そしてこの地方職員の整理問題に對処していただきたいということをお願ひするのであります。

この点に關しまして次にお尋ねいた

したいのは、今日の地方公務員の賃金ベースの問題であります。中央との關係から見ますと、これまたかねて懸案になつてゐるのであります。私は現在の地方公務員の待遇というものは決してよいものではない。やはり中央におきましてベース・アップいたしましたならば、地方におきまして、これに應じたベース・アップが必要であらうと考えてゐるのであります。最近新聞紙上で見ますと、地方の方はこれをすべし置きまして、定員整理の方は中央に應じておやりにならうというように見受けられるのであります。この点はまことに不可解に考えられます。やはり地方におきまして、地方の実情というものを考えまして、定員に對しましても必要に應じて、また待遇におきましても中央に準じまして、遺憾のない処置をいたすべきものと存するのではありませんが、政府がこれに對処せられます考え方は、都合のいい、できるだけ支出を少なくするにという立場においてお考えになつてゐるよう思うのであります。この点長官の御意見を伺いたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。中央地方を通じまして、国家並びに地方公務員が非常に少ない給料で働

いてゐる。実業界などに比べますと、低い。その点は政府もよく承知してあります。でございまして、今回中央におきましてベース・アップするということになりました。またそれに應じて、地方もやはりベース・アップすることにいたしました。おそれることにいたしてあります。おそれる今回の補正予算をお通しくださいなれば、地方のベース・アップもできることと考えております。

○床次委員 ただいま御答弁がございましたが、地方の職員のベース・アップに關しましては、政府が考えておられる数字はいささか実情に沿わないのではないかと申上げていたのではありませんが、この点は議論はこれの時間があるまいやんの差控えたいと思つてあります。御考慮いただきたいと思ひます。

次に地方の行政整理の方針であります。先ほど長官は地方の事務の簡素化、整理ということをお第一に考えまして、これにふさわしいところの人員にしたいということをお言つておられますが、地方の事務の簡素化、整理ということに對しまして何と申しまして、いわゆる中央の事務、地方の事務の再配分の問題が必要であると、先ほど門司委員からもお話があつたのであります。この点自治庁の長官といたしまして、現在の地方事務の執行状態において、いかなる点を整理改善するかという点に關しまして腹案があらひなるものじやないか、整理の案というものを御持ちになつてゐるはずだと思ひます。第二の理由といたしましては、財政の緊縮ということをおあげになりましたが、地方事務の簡素化に關しまし

て、大体どういふ点からこれをおやりになるかというのを聞きたい。さらに御答弁になりましたのは、国に準じて地方公務員も整理する、国に準じてあるいは各省との均衡をとりながら地方の方も考慮したいと言われるのであります。きつめて抽象的なお言葉であります。實際問題におきまして、地方事務の執行方法について、どういふような方法で臨まれるのか。この御方針をこの際明らかにしていただきたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。端的に申し上げますれば、先ほど門司君からもお話のあつたように、地方の事務の八割ないし八割五分くらいは、国が委託しましてやつてゐる仕事でございます。ですから、どうしても国が委託する各省の法律並びに委託事務というものは、これを縮小しなければ、地方の事務は縮小しない。でございまして、から、われ／＼の方といたしましては、この事務、この法律によつて地方に委託されている事務はもう少し縮小できないものかどうかということをおわれ各省と交渉して、その事務を縮小してゐる次第でございます。各省とやはり關係がございまして、地方事務がそういう点において縮減されて行くものと私は考えております。

○床次委員 委託事務の大小によりまして地方の事務が影響せられることは当然であります。しかしながら、同じ委託事務にいたしまして、中央で考へてゐること、地方で實際に委託事務を執行した場合は、著しく異なつてゐる。この点は十二分に政府においても、地方の事務の特色を考へていただきたいと思ひます。先ほど門司

委員からお話がありました。教員その他現業と見るべき仕事に従事してゐるものが少くないのであります。こゝういふものに対しては、十分なる理解を持たれることが必要であるということをお、この際特に申し上げておきたいのであります。

次に、地方におきまして整理いたしまする場合、当然これは地方自治体の自主性を尊重せらるべきものと考へております。この点に關しまして、政府としてはいかなる形において地方の行政整理を実施せしむるか、その御方針を承りたいのであります。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。御承知の通りに、ただいま地方公共団体は自主権を持つておられまして、自治の本旨はそこにあると思ひます。でございまして、中央においてこゝういふふうに仕事を縮減したらいいじやないかという考へを一応具体案にしまして、これはやはり地方公共団体に対して、こゝうしたら事務も簡素化し、同時に地方の財政も助かるのじやないか、こゝういふようなお勧めを、各地方公共団体にするとどういふ程度にとどまつております。

○床次委員 ただいまのような御方針でもつて、ひとつ十分に地方の実情を勘案しながら、この点を考へていただきたいのであります。私も非常に遺憾に思ひます。これは、すでに政府におきましては、地方の職員の整理見込みというものを、相当新聞紙上に示しておられるのですが、現在地方の職員がいかなる状態にあるかというところは、こゝにどう／＼申し上げる必要はないことで、非常に今日はその

職務の執行に障害を受けてゐる。また彼らは不当なる整理を阻止するため、こゝに／＼の運動を今日開始してゐる状態であります。地方行政簡素化本部の発表としまして、具体的な数字まですでに発表せられてゐる。しかし先ほど大臣の御答弁を承りますと、事務の内容等を検討して遺憾のないようにやつて行きたいということでありましたが、私は行政整理に對する態度が、あまりに宣伝を第一にされて、不当な刺激を地方に与え、このために思わざる行政上の障害をたくさん起してゐるのだと思ひます。これはまことに遺憾なことである。私はこの機会に非常に遺憾の意を表しまして、今後の行政整理に對する政府の態度について御反省あらんことを要する次第であります。政府においていかにしように考へられるか、御意見があればこの機会に承りたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。先般來、地方の事務の縮減のことにつきて、一、二の新聞に出ましたが、あれは簡素化本部が考へておることが漏れたわけではありませんが、おそれる新聞社のい／＼な作文にすぎない私は考へております。われわれの方であらういふ数字を漏らしたとか、方針を漏らしたとかいふことは一向ないわけでありまして、簡素化本部がいかにしてやるかということ、国会でお尋ねをこゝろましましてそのときにお答えした以外、絶対に外部には発表いたしておらず、新聞記事であつて、私もあれは非常に遺憾なことと存じております。

○床次委員 ただいまの御答弁の通りであればつこうだと思ひますが、

この点は、相当地方に悪い影響を与えております。どうかその点は、政府において十二分にひとつ誤解を生ぜしめないように、今日からでもこれを明らかにしていただきたい。今後の地方職員整理方針と申しますか、あるいは政府の態度というものを国会においてはおもたよりでありませんが、今日承つたわけでありまして、一般にわかり得るように、地方の職員に対して誤解のないように、それ／＼の手段を講ぜられ、しこうして合理的な事務整理を行つて行くのが望ましい状態でありまして、十分この点善処せられんことを希望いたします、私の質問を終ります。

○藤田委員 時間がありませんから、私は簡単に二、三お伺いしたいと思ひます。

まず第一は、今回の整理の大目標でございますが、橋本行政管理局長官の手下におきまして、約十二万を整理する数字が出ております。国務を遂行する国家公務員の整理ということは、従来の内閣の歴史を見ましても、非常に重大な問題でございます。講和条約がやがて効力を発生せんとする際の整理でありますから、おそらく単なる冗費の節約というふうなことでなくして、何かそこに思ひ切つて雄大な構想のもとに、今回の整理は行われるであろうと想像いたしております。まずこの整理の大眼目につきまして、橋本長官の御意見を伺つておきたいと思ひます。

○橋本國務大臣 提案の理由で申し上げました通り、今回日本が昭和二十年以来六年振りでほんとうに独立をいたしまして、平和民主国家として再出発するにあつて、今更はずつと戦時中

の動員態勢から引續いて、日本の行政の事務、人員、機構ともに、まことに複雑になつておりますが、これを今回新しい事態に対処しまして、真に経済的にも経費がかからず、また簡素で能率的に動き得るようにな務を整理し、人員を整理し、また機構を整理しようとするものであります。

○藤田委員 ただいまの橋本長官の御答弁は、まことにござんたりのお答えでございまして、私は少くとも、十二万という大整理をやられる以上は、国政の運営に關して、何か思ひ切つた構想を持たれておることであらうと想像いたしておりますが、これでは普通のいわゆる首切りでございまして、この整理される従業員に対する大義名分としても不十分であると私は断定いたします。

そこで伺ひたいのは、来年の春おそろく講和条約が効力を発生すると思ひますが、その後の国内治安に關連しまして、今回の定員問題の措置についてでございます。現在、国家地方あるいは自治警察を加えて、十二万五千の警察官がおります。そのほかに、海上保安庁が一万三千、警察予備隊が七万五千、それから橋本長官が厚生大臣として所管されておられる麻薬取締官、あるいは鉄道公安官のごとく、警察権を有する官吏が実に九万五千に及んでおります。この膨大な陣容をもつて国内治安を守つておられるわけでございまして、何と申し申しても、九万五千かの麻薬取締官等のごときは、警察に帰属せしめれば大きな整理もでき、あるいはまた治安行政の一元化ということに、とても非常に役立つたろうと思ひます。この問題に關しまして、行政管理

庁長官として何か御研究されたことがありますかどうか。総司令部の民生局では、昨年来この問題をとりえまして、特に熱心に、日本の行政の乱脈を究証する生きた例として、國際的に宣伝いたしておりますから、この問題は相当真剣に考えまして、何とかこの機会にすつきりした形にする必要があると思ひますが、お考えがありましたら、お伺いしておきたいと思ひます。

○橋本國務大臣 終戦後行政機構も複雑化し、また行政事務に従事する人員も増大いたしました。その増大した大きな原因の一つが、旧警察機構の解体にあつたことは御指摘の通りであります。従来の警察をやつておりました仕事の中で、衛生警察の部分は、たとえばラムネの取締りとか、大掃除といった方面は、保健所に移りました。それからまた麻薬の取締りの方は麻薬取締官の手に移つたのであります。なお特殊な政治運動等から来る問題に關しましては、これは今日旧特高警察の仕事に一部似たような仕事を特務局が扱つております。また従来の警察の外事課で扱つておりました仕事を出入国管理庁が扱つております。そういうふうな

に、ただいま總司令部の方でこれが行政庁の仕事の乱脈の証拠だと言つて調べておられるようなお話がありまして、これは少しおかしいと思ふので、むしろこれは全部總司令部の方面の勸奨等があつてやつたものであります。今日の事態におきまして、終戦後こうして分化いたしました／＼な意味における警察機構というものを、全部元通りに一緒にするといつたようなことは、これは経費の点、あるいはまた単に力が強くなるという点からだけ言ふならばよろしいかもしれませんが、全部を元通りに統合した方がよろしいと思つておられません。ただ今日のまでの／＼な事態を顧みまして、もう少し民主化の筋を通しながら、簡素、能率化することはできないかと考へて、研究中でございます。

○藤田委員 一つの問題に固定できませんので、次は消防の問題をお伺いしたいと思ひます。総司令部の消防官のときは、現在防空を考えざる国家はないといふことを正式の会合で言明いたしております。消防の必要性といふことは申し上げるまでもございませぬ。火災の被害の年々の統計は莫大な数字に及んでおります。東京消防庁の陣容を見ますと、戦争前は一万二千人を越えておりましたが、現在は七千人でございます。人口その他首都として東京の発展の現状からしまして、非常な手不足でございます。この傾向は全国的な趨勢でございます。その總元締めと申しますか、国家消防庁がございしますが、これに対してもほかの行政官庁と同様に、わずかに百二十名の職員から一割を削減するという原案をつくられております。この点に關しましては、あまりにしやうし定規で、知恵がなさ過ぎるというふうなことが、全国の消防関係者から言われております。橋本長官の消防行政に關する認識をこの際お伺いしておきます。そのほかあと二点これと同様の問題をお伺ひしたいと思ひます。

○橋本國務大臣 まず国家消防庁の問題であります。消防は元來御指摘もありましたように、一番主たるものは自治体の仕事であります。終戦後消防の問題は大事だといふので、従来は中央の仕事としては内務省の一部分でありましたが、国家公安委員会のもとに国家地方警察本部とともに並設されたわけでありまして、何といつても重点は自治体の仕事であらうと考えております。そこで今回におきましては、あらためて今回の行政整理の趣旨は申し上げませんが、全体の簡

だ一年を経ずして、去る八月の閣議決定たる行政改革に關する件をそのまま地方財政委員会にも適用いたしまして、せつかく今年の初め、地方財政強化の建前から増員されましたばかりの地方財政委員会からも、百四十一名の定員の中から十四名を削る。これは一体どういふ理由であるか。この資料を讀みますと、単に事務に關する簡素、合理化を理由にされておりますが、それならばどうして無理して今年の春に増員されたかといふことが問題になります。この点に關する理由をこの際お伺ひしておきたいと思ひます。

次は海上保安庁でございます。昨年の七月、警察予備隊に關するマツカーサー元帥の書簡とともに、海上保安庁の増員が確定いたしました。この増員計画がまだ完成せざるうちに、今回一万三千二百七十四名の定員の中から二百十一名を削られる。これもマツカーサー元帥の書簡の内容と反しました結果になるのではないかとと思ひます。消防庁、地方財政委員会、海上保安庁の整理に關しまして、長官の所見を伺つておきます。

○橋本國務大臣 まず国家消防庁の問題であります。消防は元來御指摘もありましたように、一番主たるものは自治体の仕事であります。終戦後消防の問題は大事だといふので、従来は中央の仕事としては内務省の一部分でありましたが、国家公安委員会のもとに国家地方警察本部とともに並設されたわけでありまして、何といつても重点は自治体の仕事であらうと考えております。そこで今回におきましては、あらためて今回の行政整理の趣旨は申し上げませんが、全体の簡

だ一年を経ずして、去る八月の閣議決定たる行政改革に關する件をそのまま地方財政委員会にも適用いたしまして、せつかく今年の初め、地方財政強化の建前から増員されましたばかりの地方財政委員会からも、百四十一名の定員の中から十四名を削る。これは一体どういふ理由であるか。この資料を讀みますと、単に事務に關する簡素、合理化を理由にされておりますが、それならばどうして無理して今年の春に増員されたかといふことが問題になります。この点に關する理由をこの際お伺ひしておきたいと思ひます。

素化、租税負担の軽減、その他いろいろの見地から言ひまして、總体的にできるだけの能率をあげ、できるだけ簡素化をはかるという見地からいたしまして、国家消防庁についても、地方財政委員会についても、海上保安庁についても、それだけの定員減を適当にいたしました次第であります。

なお海上保安庁等につきましては、陸上の事務をいたします者もありませんし、それからまた海上で警備をやる者もいろいろあります。その海上警備等の関係の問題については、将来船をふやして沿岸警備を厳重にするといったようなときに、それに即応する必要な人員がふえるのは当然のことです。今日あります一般的な職員については、これはもう全体的な見地から、できるだけ簡素化、能率化をはかるということで、この数字をきめたわけでありまして。

○藤田委員 海上保安庁のごときは、今後、長官の整理が具体化する前に、大増員の必要が起ることは既定の事実でございます。それを閣議決定だからといって、ほかの官庁並におさなりの整理をするということは、あまりにもせつな主義であるというそしりを受けるのではないかと、私は私に恐れられます。

次にお伺いしたいのは、特別調達庁が六千八百名から千九百名整理されます。終戦処理関係では二千八百名から百三十名、復員関係で二〇〇名、復員に關連したその他の関係で五〇〇名が整理されます。私はこの際こういう直接終戦業務をやつておりました諸官庁は、はつきり正常の官庁に移行いたしました、かかる過渡的な官庁は全廃しても

よかつたのではないかと、いうふうに考へておりますが、将来こういう直接終戦直後の過渡的な官庁として生まれましたものは、大抵いつごろに完全な整理を終らせるつもりで、今回の過渡的措置を考へられたか、この点を伺ひておきたいと思ひます。

○橋本國務大臣 今のお尋ねにお答えする前に、海上保安庁の問題を申し上げておきますが、海上保安庁にいたしましては、保安庁の仕事はよく御承知だと思ひますが、燈台の職員、航路標識の職員でありますとか、旧水路部関係の仕事をやつておるところもありまして、それから海上警備の乗務員をやつておるところもあるし、一般庶務をやつておるところもあるわけですから、藤田さんの御指摘になりました大増員というのは、これはおそらく将来海上警備関係の乗務員がふえるのではないかと、いうことであらうと思ひます。これは必ずしも他の種類の職員と差別できないものであります。これは合理化をし得ることはなし、必要な乗組員等は、ふやすときにふやさないければならぬという面はほかにもいろいろよい出て来るのであります。

なお御質問の終戦処理関係の問題であります。特別調達庁にいたしましては、今日一萬数千軒ある徴用家屋の管理の関係、接収解除関係の問題、そのほかいろいろ問題があるわけでありまして、そこで今日の状態におきましては、まだ最終的な態度をいたしまして、いつどこまで行くかということにははつきりわかりません。少くとも今後特別調達庁が従来やつて来たところの調達事務というものは、整理段階に入つて行くということ、とりあへず

それだけの数字を節減したのであります。ほかの面につきましても、多かれ少かれそういうふうな問題がつかまといまして、今日見通し得る程度において、少くともこれくらいの整理は妥当であるというこの関係関係間で話のまとまりましたところをお話しいたしたわけでありまして、先の目途につきましまして、独立の時期等をにらみ合せまして、できるだけ早くはつきりした姿で持つて参りたいと思つております。

○藤田委員 最後にお伺いいたしますが、この際行政管理局長官にお伺いしたいのは、終戦後いわゆる占領行政の落し子として生れた中央官庁の各種委員会、約二十三現存すると記憶いたしておりますが、こういう委員会は将来日本の行政運営上いかに考へられるか。私たはいろいろのコミティーという制度は、日本の行政運営の国情には沿わない。こういうものは即時全廃すべきであるという結論を持つておりますが、この点に關する御所見と、いま一つは、警察予備隊では、事務的にすでに現在あります四管区を八管区にふやす、定員を七万五千を十五万にするという準備を始めております。行政管理局長官は、この現在の予備隊の定員が倍加するということをお承知でございますか。どうか、事務的に準備しておることを御存じでありますか。この点が、今回十二万行政整理になりましても、さらに七万五千というものが公務員として追加されるのではないかと想像される節もありません。これはお伺ひしておきます。これは事務的な準備にすぎないのかどうかはつきりさせていたきたいと思います。

いま一つ、岡野さんにお伺いしたいことは、先ほど床次委員の御質問にもお答えがございました、先般の予算委員会でもお答えがございましたが、地方公務員の整理につきましては、地方自治体は自主性を持つておるからお勧めをするだけであるということでございます。ところが町村の合併等に関しまして、シャウプさんが相当強力にお勧めしたのでございまして、この問題はほとんど停頓いたしておる現実にかんがみまして、この際自治体の自主性を損しない範囲内において、整理の基準を法律で示すお考えは全然考へておられませんか。もし勸奨ならば、勸奨を聞かざる自治体に対しては、その制裁として平衡交付金の減額のごとき措置が考慮されはしないか。そうならば非常に将来禍根を残す問題をはらんでおるのではないかと私は考へますが、この点に關しまして岡野國務大臣の御所見をお伺ひしまして、私の質問を終りたいと思ひます。

○橋本國務大臣 経戦後設けられました各種の行政委員会につきましては、いろいろの批判がございまして、これは機構改革の重要な一環をいたしまして目下検討中でございます。但しこれの全部が非常に意味がないというようなことはないと思ひますので、特に行政委員会の中で總理府にございまして土地調整委員会のごとき権利義務の争ひであつて、行政官庁が始末をつけなければならぬもの等に関しましては、これはむしろ非常に有効な働きをしておつて、いいんじやないか、少くとも各種行政委員会の中で一つの権力の争ひをさばくような形のもの、むしろ一人の局長とか、課長とかいうもの

のがやるよりも、ああいつた形の方がいいのではないかと、思ひます。問題になりますのは、そういうふうな権力の争ひ等の問題でなしに、一般行政事務について委員会の形をとつておるものであります。これに關しましては十分検討いたして参りたいと思つております。ただ基本の方針をいたしましては、あくまでもわが国として民主主義の方向というものを、強めて行く、但しそれが戦後の状態におきましては財政的な経費もかかる、あるいはまたそれによつて効果はあるかもしれないが、ある場合に力が非常に弱くなるといつたような面を考慮することなしに、單にデモクラティゼーションという一点からのみ考慮されたようなものにつきましては、他の点ともからみ合せて考へ直す必要があると思つております。従ひまして安上りの、経費のできるだけ少い、しかもいざというときにできる民主主義の行政機構という観点からいまして、行政委員会というものはできるだけ少くする方法で考へて参りたいと思つております。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。地方の自治制度を尊重する意味におきまして、自主権を尊重すること、私の心にちつともかわりはございせん。でございまして、いろいろこれをせひやつていただかなければならぬという立場から、法律によつて強行したかどうかというふうな意見もなさいはございせんけれども、私の立場といたしましては、これを法律によ

つて強行するという事は、少しでも自主権を尊重しないという結果になりはせぬかと思ひまして、これは私考でありませぬ。しかしながら中央政府といたしまして、地方の財政の立場並びに事務の立場をどういふふうにしたらいではないかという事のお勧めをする以上は、やはり自主権をお持ちでございませうけれども、自主権でやっていたらどういふ強力なお勧めをしたいと存じております。

それから平衡交付金によつて締めつけるのではないかと云うようなことの御説のようでございますが、われわれが地方行政簡素化本部でほんとうに慎重審議をいたしまして、こういうふうに事務の整理をしたらいいじやないか、またという結論に到達しましたならば、平衡交付金算出の基礎におきましては、やはりそれでやつて行くわけでありませう。しかしながらそれと申しまして、平衡交付金はくれなけれども税収はたくさんあるとか、あるいは雑収入がたくさんあるから中央のお世話にならないから、私の方ではこれを固守するのだとおしやつて、自治権を發揮して、そしておやりになるというにおいては、中央政府においては、法律を出さない限り、これをどうすることもできない、こういう情勢にあることだけは御承知を願ひます。

○藤田委員 ちよつと希望だけ最後には、予備隊のことに關しましては、非常に簡明なる御答弁だけでございまして、この点に關しましては、今後の国家財政その他に影響するところが重大でございまして、即日増原長官をお呼びし願ひまして、ひとつ真相

をお伺い願ひたいと思ひます。いずれ近日中に行政官理庁長官が、その後この予備隊増強の準備状況に關してどういふ資料を持たれたか、あらためて御質問いたしたいと私は考へております。これをもちまして私の質問を終ります。

○立花委員 岡野さんにお尋ねいたしますが、最近政府は、地方公務員のベースが国家公務員よりも高きに過ぐる、そういうわけで地方公務員のベースに關しまして通達をお出しになりまして、引下げを勧告なさつたというところが新聞に出ておりますが、こういうことは地方自治の侵害になるのではないかと。御承知のように地方の公務員のベースは、地方の条例で決定するといふことは明らかでございませう。明らかにこの措置は地方の自主性を侵害する、地方自治の侵害であると考えますが、これをどういふふうにお考えになつておられますか。

また今問題になつております地方の定員の問題にいたしまして、これは明らかに地方の自治権の重大なる一つの項目にいたしまして、定数は地方の条例で決定するというのが建前なのであります。それをなぜ中央でお取上げになつておるか。これをひとつ御説明願ひたい。さいぜんから大臣の答弁を承つておりますと非常にいいまいで、はつきりしたことをおしやらないで、しかも私も新聞紙上では、すでに具体的なものを見ておるわけなことを言つておられますが、地方自治庁自体がすでに第一次試算をおつくりになつて各省におまわしになつて、各

省からの御答弁がこの月末ごろには出そろつて来る。大体大臣もさいぜんそれを言葉のうちに認められて、大體各省との連絡が月末ころにはとれるのじやないか、それで一応の成案が得られるのではないかと云うような、私が申しましたことを裏づけるようなことを述べたおられますが、そういうことを一方でやりながら、しかもこういう公開の席上ではいまいちにして御答弁にならない。これは一体どういふところから来てるのか。これはおそろく私は、政府が従来のベースに対する態度、あるいは定員に対する態度が、地方自治を明らかに侵害しておるといふことをみずから認められて、そういうことをはつきり御答弁できないという建前から、こういうふうなあいまいな態度をとつておられるのだらうと思ひますが、その間の事情、政府の意見をはつきりお答えを願ひたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。新聞紙にどう書いてあるかと、私は新聞紙の材料によつて責任を負いませんから、それは御承知を願ひます。それから先ほど申し上げましたように、新聞に出たことは私の関知しないことでありまして、同時に地方行政簡素化本部もこれを出してございませぬ。一例を申し上げますれば、こういうこともあります。先般、簡素化本部でいろいろ討議しておりましたときに、新聞記者が私をつかまえて、話を聞こうといふことでもありました。私はこの点において、もし事務を整理するとして、人員の整理が副作用として出て来る。一人の人は二、三人の家族がついておる。その人が職業を失うのであ

るから、これは軽々にすべきことではない、慎重にすべきものである。国家の要請上あるいは人員の縮減まで行かなければならぬといふこともあるかもしれないが、これはしかし大きな見地からいたした方ではないかと云うと考へて、私はやつておる次第でございませう。でございませうから、人の減るといふことについて、何ら具體的の成案もできておらぬのに新聞記者にしゃべるということは、人道上はなほだよろしからざると思ひまして、私は逃げたのであります。一時間ほど自動車でおつかひされて、とうとうつかまつたのでございませう。しかしそのときに、私は新聞記者にこう申しました。簡単に申し上げますが、人の首切りといううなことに結果づけられることに對して、私は絶対に新聞なんか書いてもらつては困る。どうしてもやらなければならぬ、せつば詰まつた最後の段階にこそ、これは社会に對して發表すべきものであるけれども、まだどうなるかわからぬ、雲のようなことを、一々新聞にその場／＼で書かれてははなはだ迷惑する、はなはだ人心の不安を起すから、私はごめんこうむると言つてはつきり断つたのであります。そういう状態でございませうから、簡素化本部の職員もみなそういう立場でやつております。でございませうから、新聞には一切はんとすることが出来ないはずなん

でございませう。でございませうから、新聞に出たからといふことについては、私は御答弁申し上げる筋合いではないと存じます。

それからもう一つ、地方の職員のベースを切り下げた通知を出した、そういうことは一向出しておりませぬ。これは何かの誤解だらうと思ひますから、弁明いたしておきます。

○立花委員 まつたく秘密的に首切りが準備されておるといふことが明白になつたと思ふのですが、それを一番明らかにするために、簡素化本部でおつくりになつた地方の行政整理に對する第一次案といふものをお持ちになつておるのかどうか。それによつて各省と交渉なさり、それに対する各省の御意見を求めになつておるのかどうか。これを新聞に發表するかしないかは別案といふものができ上つておるのかどうか、これを公開せ願ひたい。

○岡野國務大臣 私の関する限りにおいては、第一次案と第二次案とが、そんなものはつくつておりませぬ。

○立花委員 それではどういふ文書によりまして各省との連絡をお求めになり、各省の意見を徴されておるのか。その文書をお示し願ひたい。

○岡野國務大臣 お答えを申し上げますが、それは事務的のこととてございまして、私はただいま申し上げる筋合いではないし、知りませぬのですから、知らぬことは知らぬといふよりほかに方法はございませぬ。

○立花委員 このことは……。

○木村委員長 立花敬男君にちよつと御注意申し上げますが、すでに地方行政委員会の持時間は先般なくなつておるのであります。特にあなたの立場を了解して発言を許しているような次第でありますから、簡潔に願ひをいたします。

○立花委員 それは委員長が各委員会で十分持時間の打合せをする時間をお与えにならなかつた、その結果でござい

ますので、私は責任を負うことができ
ません。これは前の三君が十分お使
いになりましたので、私の時間が自然
少くなりましたので、前の三君と同様
に質問をお許し願います。

○木村委員長 立花君に申し上げま
す。あなたからさような注意を受ける
必要はありません。私も成規の手
続をふんで時間を決定いたしましたの
でありますから、その時間に不服で
あつた場合には発言を許しません。さ
よう御了承願いたい。ただ今日発言を
許しておりますのは、あなたの立場を
考慮して、私が特に好意的に許して
るのであるから御了承願いたいのであ
ります。

○立花委員 時間がありませんので質
問を続行いたします。

○木村委員長 なるべく簡潔にお願い
いたします。

○立花委員 橋本長官にお尋ねいたし
ますが、長官は中央の行政整理は機構
改革とは一応切り離してやるのだとい
うことを言明されておりますが、その
通りと承知してよろしゅうございま
すか。

○橋本國務大臣 ただいまお答えいた
しております通り、行政整理につきま
しては、基本は何といつても行政事務
の整理をすることが基本でございます。
これに伴い、人員の整理が起つて参り
ます。機構の改革は必ずしもそれとは
関係がございませんで、将来機構が改
革をされて、省庁が動きましても、大
体今日提案いたしております修正を経
た後の事務は必要でございしますので、
あちこち動くことはありまして、人
員の整理は大体これをもつて終ると考
えておるのであります。

○立花委員 そうなると、岡野國務大
臣の最初の御意見と大分食い違つて来
るのですが、岡野國務大臣の御意見に
よりましますと、現在具体的な行政整理の
数字は持つていないので、月末までに
各省と連絡をとつて、その上ではつき
りした数字を出して、各省の意見を入
れて数字を出して行く。そうなります
と、中央の方ではすでにはつきり数字
をお出しになつておられますので、そ
の後自治庁と各省との折衝の上で、各
省の事務が地方に委譲される、たとえ
ば国立病院のごとき地方委譲、ある
いは職業安定所、労働基準監督署の地
方委譲、こういうものが行われました
場合に、初めて地方の行政整理の数字
がはつきり出て来るのだらうと思つて
ございしますが、その場合に再び中央
での行政整理の数字が異動を生ずるの
かどうか、この点を明確にしておいて
いただきたいと思います。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。
地方行政簡素化本部で研究いたして
おりますのは、地方の事務について
ございまして、地方の事務を整理する
のにはどうしなければならぬかと申し
ますれば、先ほども申し上げましたよ
うに、地方は中央から八割五分以上の
仕事を委託されておりますので、その
委託された事務を縮小しなければなら
ぬから、各省と交渉しておるのであつ
て、そうして各省が承知して、地方に
おいてこれだけの事務は縮減してもい
いということになれば、地方において
その縮減をするということでありま
すが、しかし人員の整理につきまして
は、地方行政簡素化本部の人員の整理
は、何ら中央に影響を及ぼすことはな
いと存じます。

○立花委員 橋本厚生大臣としてお尋
ねいたしたいのですが、国立病院の地
方委譲、こういうようなことは、この
自治庁との折衝の過程において、おや
りになるような御予定があるのかどう
か、お聞かせ願いたい。

○橋本國務大臣 国立病院の問題に関
しましては、ずっと前も河合厚生大臣
のころ、つまり陸海軍から病院を引継
いだころからいろいろ問題があるよう
であります。いろいろ研究はいたして
おりますが、今日まだどうこうする
というふうにきめておりません。

○木村委員長 午前の質疑はこの程度
にとどめ、午後は一時半より連合審査
会を開き、質疑を継続いたします。
暫時休憩いたします。

午後一時五十分開議
○青木(正)委員長代理 休憩前に引続
き連合審査会を開きます。委員長が来
られますまで、委員長の指名によりま
して、私がその職務を行います。
行政機関定員法の一部を改正する法
律案について質疑を続行いたします。
午前中にも申し上げました通り、質疑
時間は各委員会一時間以内ということ
になつておりますから、一人の発言で
一委員会の時間を消費して、他の委
員に御迷惑をかけませんよう、あらか
じめ各委員会ごとに持時間のあんばい
をされるよう特に希望申し上げます。
これより質疑を続行いたします。人事
委員会委員成田知巳君。

○成田委員 橋本長官に主としてお伺
いしたいのですが、運輸大臣がお見え
になつておりますので、一点だけお尋
ねしたいと思ひます。と申しますのは、

一昨年の定員法の修正のときには、附
則に専売公社並びに国有鉄道のもの
をいまして、その意に反して免職、降
職ができる、こういう規定があつたと
思ひます。今度の改正案には、この附
則がないわけでありまして、この点に
つきまして予算委員会が橋本長官にお
尋ねしましたときに、専売公社、国鉄
関係は、従業員側と公社側の円満な話
合ひの上で整理をしたい、こういう意
向で附則に規定しなかつたのだ、こ
う御答弁があつたのであります。こ
う解釈してよろしゅうございま
すか。

○山崎國務大臣 ただいまお尋ねの点
は、橋本行政管理局長官の答弁の通り
で、私どもにおいても同様でありま
す。

○成田委員 いたしますと、整理の
数あるいは整理するときの法規的な根
拠はどこにお求めになるのでしょうか。

○山崎國務大臣 今お尋ねの数ある
はその根拠等は、十分労使の間に話合
ひを續けて参りたい、こういう方針で
ありますので、それで円満に進める
方針で進みます。

○成田委員 整理の数も労使間の円満
な話合ひ、それから根拠についても労
使間の円満な話合ひによつて整理する
というのですが、公社法の第二十二
条であつたと記憶しますが、公社の経
理上の必要によつて免職するのだ、こ
ういふ根拠をお使いになる御意思は
ないわけではございませんか。

○山崎國務大臣 整理は、申し上げ
るまでもなく、一面において成立した予
算の範囲内においてこれを行つて行く
のであります。従つて乱雑なる規定

を行つて、無用なる出血をするとい
うようなことに相ならぬように、十分
その点は労使の間に話合ひを進めて
行く、こういう方針で進んでおります。

○成田委員 私の御尋ねしているの
は、整理する場合の法規的な根拠にお
きまして、公社法に解雇する場合の条
項を規定しておるのであります。そ
の中に経理上の必要云々という文句も
あります。その条項によつて整理さ
れるのじやないか、こういうことをお
聞きしておるのであります。

○山崎國務大臣 技術的、法規的の
説明は政府委員よりかつてございま
す。

○成田委員 その前に結論だけお尋ね
しておきますが、今の大臣の御答弁
で、整理の数も、また整理の理由につ
いても、労使間の話合ひの上でやる、こ
ういふお話なんです。一応公社法の
整理の条項に基いてやる場合とい
ましても、当然これは公共企業体労働
関係法に關連して来る問題で、団体
交渉の対象になると思う、運輸大臣の
言われた労使間の円満な話合ひとい
うことは、団体交渉によつて話をつ
ける、こ
ういふように理解してよいと思つて
あります。間違ひございせんか。

○山崎國務大臣 すべて合理、合法的
に定められた法規の範囲内において
事を進めて行きたい、こ
う思つて
おります。

○成田委員 合法的に定められた法規
の定めるところによつて処置されると
いうことは、公共企業体労働関係法の
団体交渉をさしておられると思つて
あります。そういたしますと、専売
も同じと思ひますが、今度の国鉄の整
理につきましては、労使間の団体交渉

をもつて万遺憾なきを期するというようにはかたないであります。

○木下委員 主食の統制撤廃でも、御承知の通り総理大臣が施政演説でも演説をされた、また幾たびか閣議も開かれた。与党においては何回かの政調会を開かれ、総務会を開かれ、あれだけの確信を持つてやられても、断念をせざるを得ないことになったということ、御承知の通りであります。石油の現状から押しまして、今の段階においては石油の統制撤廃をするという事は非常に無謀なことである。しかもGHQはこれに絶対不賛成を唱えておるといふことを私は聞いております。ですから普通常識から考えたならば、統制撤廃はできない問題である、こういふふうに考へるのであります。しかも運輸大臣のお答えは、既定の方針、既定の方針とおっしゃるけれども、私はできないものと思ふ。そのできない場合に、海陸運輸交通その他の産業に対する影響に対して万遺憾なきを期すと言われるけれども、そういうことは私はできないと思ふ。配給に従事する人間はやめてしまつたわ、統制撤廃をすることはできないわ、そのときにただ善処するといふだけでは、われ／＼としてはどうしても承服できない。運輸大臣は確信を持つて、必ずその責めに任ずるといふ信念があらになるかどうか、そこをばつきりお伺ひしてみたい。

○山崎國務大臣 できるだけの手を尽して遺憾なきを期するというを繰返して申し上げます。

○木下委員 配給は存続する、配給する機関はない、その人はないという場合に、万遺憾なきを期すと言われて

も、これは何人に聞かしても承服できない。これ以上追究してもいたし方ありませんが、石油の統制を撤廃するならば、撤廃したそのときに減員されればいいのでありますから、海のものと山のものとわからない仮定の、そういう既定の方針——御方針だか何だかわかりませんが、そういう既定の方針のもとにこの減員をなさることは非常に危険であります。どうぞそういうことのないように、またもし私の憂慮しているような事態が起つた場合には、必ず責任をとつていただく、そういうことをお願いして、私の質問を終わります。

○青木(正)委員長代理 淺沼稻次郎君。

○淺沼委員 質問をする前に、委員長に先ほど私は総理大臣の出席を要求しておつたのでありますが、いかがになつてゐるかお答えを願ひたいと思ふのであります。この行政整理に関する案というものは、行政機構に關連をして、人員の問題をどうするかというのとでありまして、内閣を中心として、内閣の政策を実行しますところの機關をどうするかということでもあります。従ひまして、内閣の中心でありますところの総理大臣が出席をいたしまして、われ／＼の質疑に答へることは、私は當然だと思ふのであります。従ひまして、いかなる事情で御出席にならないのか、まず伺ひたいと思ふのであります。

○青木(正)委員長代理 総理大臣に御要求がありましたので連絡いたしました。が、都合によりまして、やむを得ない事情で見えられませんでしたので、かわりに行政管理局が見えております。

○淺沼委員 委員長にお伺ひいたしますが、行政管理局長官は、行政管理局長官として職務を執行しているわけでありまして、これが総理大臣の代理というわけには参らぬと思ふのであります。総理大臣がその職務を執行する場合におきましては、副総理制があるわけでありまして、それが出て来て答弁するのが當然だと思ふのであります。

○青木(正)委員長代理 副総理でよろしかつたら、副総理の出席を求めます。

○淺沼委員 副総理というのは、今まで私どもはきまつたように伺つておりませんが、総理の任務を代行する副総理がきまつておるのでありますか。

○青木(正)委員長代理 淺沼さんからいただいたの申入れで、副総理の出席を求めると言われましたので、副総理というものを申し上げましたが、私の間違ひでありましたので訂正いたします。吉田総理は都合によりまして見えられませんでした。

○淺沼委員 都合によつて出席ができないということになりますならば、この合同委員会審査中に出席願へるでしようか。私も議員として、やはり聞くべきところは聞かなければ職務の執行ができないわけでありまして、さしかえないう限りにおいては委員会に出席して答弁するのが、私は総理の務めだと思ふのであります。私は前に浜口雄幸氏がああいうようなからだでもつて議院に出席したことを思い出しまして、われ／＼の要求に対しては、総理は応じなければならぬと思ふのであります。

○青木(正)委員長代理 吉田総理は目下海外関係で行つております。その通りであります。従ひまして吉田総理はそういう事情がありますので、それ以外の大員に対する御質疑を願ひます。

○淺沼委員 それでは私はあらためて要求しておきますが、各委員会は一時の間でありますけれども、この委員会の審査継続中に、委員長は、必ず責任をもつて総理大臣を出席せしむるよう願ひたいと思ふのであります。

そこで私は二、三の点について質問をしようと思ふのであります。先ほど行政管理局長官のお話を承つておつたのであります。今回の行政整理は日本の独立を前にいたしまして、独立後の日本の体制に対応するための行政整理だということを言われておるのであります。しかし行政整理を行う場合におきましては、その必然の前提として行政機構の改革が考えられて来なければならぬと思ふのであります。先ほど民主的な平和国家をつくるためにやるのだというお話であつたのであります。が、そういういたしますならば、当然行政の民主化、能率化、簡素化ということが前提となつて、行政の整理が行われなければならないと思ふのであります。そうだといたしますならば、行政機構の改革は一体いつごろなさるのであるか。私はこの定員法の改正は、当然行政機構の改革に付随して出て来るべきものと思ふのであります。従ひまして今回出ておられますが、いづごろなされるつもりであるか、もしなさる場合においては、第二の行政整理を意圖されておられるのか、この際承つておきたいと思ふのであります。

○橋本國務大臣 行政機構の改革は目下検討中でありまして、大体来月上旬くらいに内閣の案をきまして、通常国会の休会明け劈頭に提出するように準備をいたしたいと思つておるのであります。午前にも申しましたように、前からも申し上げておりますように、行政事務の整理に伴つて人員の整理を行いますので、今後機構の改廃を行います場合におきましても、各省庁の間で人の異動は起るかも知れませんが、でも、事務はいずれにいたしましても今回の定員法改正の基礎になりましたものが必要であり、大体十分であると考へておりますので、あらためて人員の整理をこれ以上行うことは考へておりません。

○淺沼委員 行政整理の前提としての行政改革が行われて、その後行政整理が行われるのが當然だと思ふのであります。が、首を切つておいてあとで整理をするという逆な行き方をしておるのであります。行政機構の改革をやつても首を切らないつもりである、こういうお話であります。が、私はさうであるというこゝろになりますならば、単なる行政機構の改革というものは、ほんとうの意味における行政の能率化、民主化あるいは簡素化にならない結果にならうかと思ふのであります。私はこの問題については案が出たときに批判をするにいたしまして、これ以上申し上げません。しかし首を切る場合においては、当然首を切られる人たちに對して、どういふような態度を政府がとるかということが考慮されておらなければならぬと思ふのであります。米の統制撤廃後における配給する人の首切りの問題あるいは石油統制撤廃に關しますところの首切りの問題、数は少数であります。が、しかしこれらのものが積り積つて参りますと、これが十

二万人という多数になるのであります。いわば官庁で働いておる人たちが、あるいは公共企業体で働いておる人たちにとつては、政府の機関から首を切られるということは、間接的には死刑の宣告にひとしいと思つておられるのであります。これには十分な失業対策がなければならぬと思つておられるのが、具体的にどういふ失業対策を持つておられるのか、この際承つておきたいと思つておられるのであります。

○橋本國務大臣 今回の行政整理にあたりまして、これは整理の対象とされる人々の処遇ということを一考考えなければならぬので、今回の行政整理にあたりまして、その点をまず第一に考へて考慮をいたしましたのであります。今回の行政整理にあたりまして、われわれが一番基本として考へておることは、日本の資源開発、貿易の伸張というものを基礎にいたしまして、特に昨年来日本国内の雇用情勢がよくなつておりますが、これをさらに今後積極的な産業政策によつて伸ばして行くということを基本にいたしております。整理の場合におきましては、第一失職後の生活に困らないように、退職手当につきましては、一般の退職手当に對しましてさらに八割増しの手当を出すことにいたしましたのと、それからそのほか長期欠勤者は整理の対象にならないというような配慮をいたしております。またそういうしして、退職手当をもらつて退職された人が、職を探すにあたりましては元の各省庁におかれて、また政府の職業安定機構をあげて職業のあつせん積極的な力を尽すつもりであります。なおこれに關しましては、手に職

を持つ人々の失業状態の点から考へまして、職業補導の点につきましては、労働省の所管で今回の補正予算にも金額を計上して措置をいたしておるのであります。万一それでも非常な困窮というような場合には、従来考へましたような緊急失業対策事業のようなことも考へられないではございませんけれども、本来これらの人々の失業に關しましては、失業対策事業といつたようなものがあまり意味があるとは思つておりません。私どももいたしましては、電源開発や土地改良というような資源の開発、貿易の伸張、産業の発展ということの基本にいたしまして、そうして失職後の生活に困らないように退職手当を十分に与へつつ、職業あつせんに全力を注ぐということを一番の主眼点にいたしております。

○淺沼委員 首切の方は長官の任務で、これを救済する方は労働大臣の任務でありますから、おのずから労働大臣に聞く方がよいと思つておられるのであります。これ以上は申し上げないのではありませんが、やはり首切りをやる場合においては、日本の産業全体の関連に於いて、それ／＼の人をどう配分するかという考へのもとにやられることが私は大切だと思つておられます。しかし今長官の頭の中にはその片鱗が幾らか出ておつたようではあります。もつと具体的になされんことを切望するものであります。

それから先ほど成田君の質問を伺つておる際に私の頭に上つたのであります。が、専売公社並びに日本国有鉄道の職員は、この定員法の整理のうち外に今度置かれておるやうに何つたのであります。が、もしそうだといたしまするならば、この附則は一体どうなるかというところになるわけでありまして。たとえば現行の点から申し上げます。ならば、附則において日本専売公社の職員は三万八千四百四十人と定員を規定されておられます。さらに日本国有鉄道の職員は五万六千七百三十四人と、この規定されておるわけでありまして、この規定は残して置いて、あとの余剰の人員があつた場合においては、これは公社並びに従業員との話し合いにおいて解決するという意味でしようか。

○橋本國務大臣 いやそういう附則はついておらないのでございまして、私が記憶いたしておりましたところでは、今手元に法文を持つておりませんが、二十四年の行政整理の案を立てますときには、まだ公社ができておりませんで、そうして公務員時代にあつたのが動きました。そうして行政整理の完了前に身分がかわるけれども、なお公務員並に処置をするという附則がついておつたと思つておられます。

○淺沼委員 その了解がつくのであります。が、そうなるのであれば、結局この公企業体の職員といふものは、独立採算制に基づく公企業体の従業員であるから、この整理に對しては國家は關与しない、その自由になされる、こう理解してよろしいですか。

○橋本國務大臣 まつたく關与しない、自由になされるということではなしに、總體的な国の行政運営態率と關連をいたしまして、公企業体においても同じくできるだけ態率を上げてもらふように、この際あらためて考へなければならぬという趣旨で、政府部内において話をきかして、これに従ひまして、それ／＼國鉄公社におきましても

専売公社におきましても、労働者側とも相談して行政整理を行おう、こういうわけでありまして。

○淺沼委員 そういたしますと、定員法の規定にはないけれども、やはり政府と公企業体との關連において整理を行うという結果にならうと思つておられます。そこで日本国有鉄道の方は現在の人員でもその態率を上げ、サービスをよくしてやる場合に一万六千人も人が足りないといふことを言われておられます。一万六千人の人が必要であるといふことを國の方に要求しておるはずだと私は了解しておりましたが、しかし今國鉄においては二万三千三百二十名、これだけの者を首切るといふことになるわけでありまして。そういたしますと、定員法の規定はないけれども、實際はそのサービスをよくし、態率を上げるために一万六千人も必要であるといふのに、二万三千三百二十名といふことになりましたらば、ここが私は了解できないのであります。こういうようなことであつては、一面民主化、態率化といふことを言ひながら、反面においてはやはり無理な仕事をせよといふことになるわけでありまして、この矛盾は一体どう考へになるのであります。

○橋本國務大臣 今公社と政府との關係は、人員の面で申しますと、國鉄公社の予算の編成という面を通じて、政府としてはできるだけ経費を少くし、安いコストで運営のできるように確信を持つております。その具體的な國鉄運営の内容に關しまして、いかなる理由でこれだけの人数をあんばいして運営ができるかといふことにつきましては、主管の運輸大臣の方からお聞きを

願いたいと思ひます。

○淺沼委員 長官にこのことを聞くことは私は無理だらうと思ひますが、問題は國家が獨立採算制でやれといふことで、その企業の自主性を認めておる場合には、人員の關係においてもやはり自主性を認めて、その企業が成り立つやうに考へるべきである。従つて今回の行政整理の対象の中に、間接的にはあるけれども、國鉄を入れるといふところに私は非常な矛盾があるといふいかと考へるのであります。

それからこれに關連をいたしまして、今國鉄で行われますのは二万三千三百二十名の者を首切つて一万三千人の者は長期欠勤者をこれに充てるといふことになつておるのではありません。しかし長期欠勤者が首を切られては、自分の生活に非常な影響を及ぼすので、首は切れないやうであります。首を切れないで、待命制度といふことが、休職といふことか、こういう制度を用いられるやうであります。しかしこのことは単に國鉄、公企業体だけの問題でなくして、政府のあらゆる機構の中に將來待命制度といふか、こういうような長期欠勤者の取扱ひについて、このやうな考へ方を持つ考へが幾分でもあるのかどうか。この点について、これはあなたが行政管理局長官の所管でもないと思ひますから、どなたからでもよろしうございしますが、お答え願ひたいと思ひます。

○橋本國務大臣 給与法制の問題は所管としては官房長官、大蔵大臣になつておりますが、一応私からお答えをいたします。今日の給与の建前から、一般公務員の場合で申しますと、病氣の場合には九十日まで休むことができ

運輸大臣は、先ほど問題がこまかい問題でありますからと答弁を濁しておつたのでありますが、こまかいけれども、首切りにかはりはないのであります。従つてかりに米麦が統制撤廃にならなかつたら、海運局で働いておりました人たちが二百六十八名のうち二百名は使つて、六十八名は首切るのだ、これを考えてみますれば、六十八名の問題でありますから、大したことはないとお考へになつておられるようであります。また石油の統制の撤廃から来る八百十六名の問題であります。

にいたしましたが、国民的要求は強かつたのでありますが、司令部の考え方というものに非常に支配されておることとわれ／＼はいなむことのできない事実であろうと思います。従いまして、そういう方面もまだ明確ではございせん。そういうような点から考えてみますれば、もし統制が撤廃にならなければお前たちの身分は保障するというのが私は当然だと思ふのであります。しかし木下さんに対する答弁では、合理的なやつてみて、結果においてはどうかというような話で、明

もう一回明快なる御答弁を願いたいと思ひます。

○山崎國務大臣　だん／＼お尋ねですが、私の答えたことが先ほど明瞭でなかつたといふことでありますので、お答えいたします。これは先ほど木下君にお答えを申し上げた通り、そのような事態が起る、起らぬにかかわらず万遺憾なきを期する手續をとるつもりでありますので、ただいま淺沼君の考えられるような将来の状態に変化が起つて来たときにはまたそれに應ずるの方

○樺本國務大臣 これはたゞいま淺沼委員にお答え申し上げた通りでございます。

○江崎(一)委員 この前の定員法による首切りのときにも、たしか當時の増田官房長官だつたと思いますが、本会議の席上で、決して心配はない。日本の経済をどん／＼拡張し、この剰余人員を全部吸収する。こういうように自信の満ちた発言があつたのであります。その後一年たち二年たち今日その人たちがどういう状態になつておるか

人の労働者が転換をいたしておりま
す。戦後農林業の従事員が非常にふえ
ておつたのでありますが、これは昨年
以来労働人員の内容が非常に改善され
て来ていることを示すものでありま
す。今後日本の産業の發展、資源の開
発、貿易の伸張ということに政府は一
そう意を用ひまして、今回の行政整理
の人々も遠からざる将来において必ず
やしかるべき地位に配置されることを
強く確信をいたすものでございます。

○江崎（一）委員 何だかお話を聞いた

ひお答え願いたいと思います。

○山崎國務大臣 先刻もお答えいたしました通り、政治でありますから、情勢に応じて最善を尽して行くのであります。むろん現在は現在の方針に基いて進み、先に情勢の変化があれば、これに應じた対策をして行くことは申すまでもないことであります。

○江崎(一)委員 政治家というものは目の先だけの仕事をするものではなくて、二手も三手も先を読んでこそこれは政治家です。世界の情勢についてどう考えておられるか。世界の情勢を考へて、石油の需給関係はどうなるか、将来必ずかしくなるか案になるか、その点についてはどう考えておられますか。今度の統制撤廃の問題と非常に重要な関係がありますので、どういふ見通しを持つておるか、政治家としてひとつ答えてもらいたい。

○山崎國務大臣 政治家として答へるということですが、もちろんであります。二手も三手も先を考へればこそ、現状は現状に即する対策を持つて行き、将来は将来に対する対策で行く、こう考えております。

○江崎(一)委員 それなら米の統制撤廃をどうしてやめたか、まずそれを聞きましょう。

○青木(正)委員長代理 別に御答弁ないようでありますから、他の御質問を願います。

○江崎(一)委員 重ねて大臣にお願いいたしますが、もう一回どうぞ答弁をしてもらいたい。

○山崎國務大臣 ただいま米の統制撤廃云々のお尋ねがございましたけれども、これは所管の大臣に対してお尋ねを願いたい、かように思います。

○江崎(一)委員 あの米の統制撤廃の大問題を、運輸大臣だからわしは知らぬということでは、これは許されぬと思ふ。これは連帯責任です。もつと明確にしろとお願いしたい。あなたの御返答はつじつまが合わないのです。米の統制撤廃はドッジさんが来たからやめになつてしまつて、石油の統制は同じよう

に困難な条件があるのだけれども、行政整理において首切りをやつてもこれをやろう、そういうつじつまの合わないことがありますか。実際に今の吉田内閣がそれだけの實力があるのなら、そういう確信のある御答弁を願つてもいいのだけれども、どうですか、それだけの實力があるのですか。

○青木(正)委員長代理 御答弁がありませんから……。なお江崎君に申し上げますが、運輸委員会としての持時間が切れておりますので、簡潔に願います。

○江崎(一)委員 サンフランシスコ会議で講和条約が調印されてから、自由党並びに内閣では、GHQの方へも、もうこういうことになつたのだから、われわれの言ひ分も相当通るのだという自信を持つておつたようであり、池田大蔵大臣がドッジは銀行家にすぎない、わしは政治家である、こういうふうなことを放言した。こういうつたような空気が、それがあつた米の統制撤廃問題についてがんと首つ玉を

押えられて、やはり自主性がなくなつたといふことが明確になつた……。○青木(正)委員長代理 江崎君、約束の時間が来ておりますから、なるべく簡単に願います。

○江崎(一)委員 そういう根本の問題についてちつとも御返答がない。返答してください。○青木(正)委員長代理 御答弁はありませんから……。次は人事委員会の方からお願ひいたします。成田知巳君。

○成田委員 橋本長官にお尋ねします。まず第一に行政整理をやる理由として、これは大体自由党に大部分責任があると思ひますが、日本の官吏は多過ぎるということを感じておられる。大衆の間に国民七人半に一人の官吏がある、こういう考え方がしみ込んでおる。そのために税金が高いんだ、こう考へて、行政整理に賛成するよう

なけい一部あるようであります。が、この七人半に一人の官吏の数字を正しいとお考へになるかどうか、まずお伺ひしたい。

○橋本國務大臣 七人半に一人という数字はどこから出たのか知りませんが、これも、新聞の解説じやないかと思ひますが、私の方ではそういう数字は言つたことはありません。

○成田委員 私は政府が申したとは申さないのではありませんが、そういう宣傳が盛んに行き渡つておるのです。ただいまの長官の御答弁によりますと、政府はそれは考へていない、こう考へてよろしうございませうか。

○橋本國務大臣 それは研究してみないとわからないと思ひます。おそらくその七人半に官吏一人というのには、官吏と家族を合せての一般国民との比率だろと思ひますが、計算してみたこと

がないので、そういうような計算をしてやるのがいいかどうかわかりません。○成田委員 行政整理の總元締めである長官が、大体官吏と国民の比率も知らないで、行政整理をおやりになるなどということはおつてのほかだと思ひます。計算したことがないといふことであります。まず大体の目途だけでも、それこそ政治家としてお見通しをつけていただかなければならぬ。大体の目途はどれくらいになるとお考へになつて行政整理をおやりになるうとしておるのか。

○橋本國務大臣 七人幾らというの

は、私が今申し上げたように、家族を想定して一つの常識的な比率を出したのだと思ひます。私はそういうようなことは経済解説などでは意味があるかと思ひますが、それよりもむしろ、現在の行政機構の中で官吏が何名あるかといふことを、その事務の内容と比較しながらその数字を考へて、人数からいつてどれくらいがいいとか悪いとかいふことでなしに、やはり行政事務を

當ててみて、ここになお簡素化の余地があるかないかと考へるべき趣旨のものだろと思ひます。今お話のありましたような、官吏におそらくは家族数を合せての国民との比率でもつて、こままで限度だとか限度でないとかいふ趣旨であります。

○成田委員 官吏の数と家族を四人といひました。大體國鉄だとか専売、それから電通、郵政、あるいは食糧庁関係、食糧特別会計、こういう独立会計とか特別会計といふものは、国民の税金とは関係ないわけですから、税金の面から考へますと、大體四十人に一人といふのが私たちの数字なんです。橋本長官も七・五人に一人といふのは考へていない、こう言われるので、その

点は了承しておきます。それから今度米麦の統制撤廃が御破算になりまして、当然定員法も大體の修正が行われなければいかぬと思ひますが、政府としていつ修正案をお出しになるつもりであるか、それをお聞

きたいと思ひます。○橋本國務大臣 二十七年に入りますとも、米の配給の事務が若干続きそうでありまして、それに即応して、定員法も目下出してあります附則に書いてあります分を本文に直そうと考へております。ただこれに關しましては、国会の方でも検討しておられる向きがありますので、いろいろ參酌して考へたいと思ひます。

○成田委員 国会の方で検討するのは、これは国会独自の立場でやるので、政府が法律案を出すときには、最上の法律案として自信をもつてお出しになるべきだと思ひます。現在出しておる定員法の改正案が、客觀情勢からいつて事実にくわらない、不備だらうといふことを認めになつたならば、これは当然政府が修正案を出すべきだ、こう考へるのですが、お出しになる意思があるかどうか。

○橋本國務大臣 今日政府は法案を提出して、国会の御審議を願つておりますので、国会の方の御意見も尊重して考へたいと思ひます。○成田委員 国会の意見を尊重して考へるといふことは、政府が国会の空気をしんじやくして修正案をお出しになる方針だ、そう了承するのであります。が、それによつて、この前の予算委員会でお尋ねしたのであります。農林省の食糧統計事務の關係であります、これが食糧庁と同じように、米

麦の統制撤廃を前提にして大幅に首切りを予定されたわけですが、その後統制撤廃があふなくなつて、例の附則という形になつた、それを私、長官にお尋ねしましたところ、さつぱらんに話をすると、GHQとの交渉経過をお話になりまして、統計調査事務所の関係ももちろん考慮しなければならぬが、GHQとの交渉の経過で一応食糧庁だけを附則に持つて行け、こういう話合いがあつたものだから持つて行つた。統計事務所の関係では行政措置で事務に間違ひのないようにする、こういうお話であつた。ところがさらに事態は一歩進みまして、統制撤廃がだめになつた、こういう状態になつたとしましたならば、話を根本に返しまして、当然統制撤廃を前提にして考えられ、また統計事務所関係の人員整理も、食糧庁関係と同様に復元すべきだと考えるのでありますが、それに対して現在政府はどうお考えになつておりますか。

○橋本國務大臣 ただいま六日の政府声明が、手元に案文がございますが、あれの趣旨は、二十六年産米につきましては、これを通常のように供出を願ひ、そして二十七年産米におきましても配給は継続するということである。そして政府の主食の統制撤廃に対する基本方針は、かつてから二十七年産米の供出は、従いまして統計調査事務所の数字については、政府が現在提出いたしておりますものは、政府がごさいませぬ。○成田委員 時間がございませぬので最後に一点だけ伺ひますが、先は

ど国民と官吏の比率の問題を申し上げたのですが、これを具体的な例からとりましても、官吏が多過ぎるというところはないと思ひます。人事院の調査に臨時職員が約五十万働いておる。しかもこの非常勤職員のうちに二万三千の以上働いて、しかも一年以上働いておる人が二万三千もおる。一方官吏の超過勤務手当というものは、一年に約九十一億払われている。こういうことを考えましたならば、現在首切りどころか、むしろ増員するやうな状態にあるのではないかと思ふのでありますが、非常勤職員が五十万働いて、そのうち常勤的なものが二万三千おるという事実をお認めになるかどうか。

○橋本國務大臣 官吏数が少な過ぎるという点については、成田委員とまつたく見解を異にしておりまして、多過ぎると思つております。今お尋ねのお話に触れます前に、第一に日本が戦争氣持に入ります前の昭和六年ごろの時代に比べまして、日本の領土からいまして、生産力からいまして、貿易の規模からいまして、うんと日本としてはやせております。で、むしろあの当時を比してつとむゆるチープ・ガヴァメントのもとで、その間における民主主義的な行政の区分をしなければならぬといふことを真剣に考えております。従いまして私は、本来の数字からいいますならば、むしろ昭和六年ごろよりも実質的に簡素な組織で国の運営をすべきものだとお考えののであります。が、あの時分に比較いたしますと今日雇用員が国家公務員に比して簡素化せ

られてゐるということを差引きまして、あの当時を比して今日の方が数が多いと思ひます。数が多いのは何も遊んでゐるわけではございませんで、それらの用事をいたしておるわけでありまして、私は、今日の行政整理の基本の方針として成田委員にぜひ御理解を願ひたいが、私も今日行政整理をやりたいが、私に感じておられるのは、いかに日本の政府がだらしないか、またたき無益な仕事であるとか、またたき無益な仕事であるとか、一つもいたしておらないといふことではあります。ただ、今日の官吏の総体の状況から見まして、国民負担の現状から見まして、事務を当てる、もう少し簡素化がでないか。ないし、この事務が昔は忙しかつたけれども、このごろ忙しくなくなつてゐる部分があるのだから、人員を減らすことはできないか。そういうふうな少い人員でできるだけ国の運営をうまくやるということとを始終考えるのは私どもの義務であると考えています。機械的な比較で多いの少いのことを言うつもりはございませぬが、その比較においては今日決して少いとは思つておりません。さらに今日においては、なお簡素化をはかつて行くことが適当だと考えております。

それからただいまお話がありました非常勤職員の数字といふものはどういふ範囲のものをおとりになつたのか知りませんが、私はいささか数が多過ぎると思ひます。今日研究をいたしたいと思つておりますので、成田委員のお話に対してどういふことをお答えを申し上げかねるのであります。

○成田委員 今私が申しました数字は人事院の統計でありまして、人事行政をあつかつておる權威ある数字だと思つておりますので、間違ひないと思ひます。この数字によりましてこれだけの非常勤職員がいる。しかも超過勤務手当を九十億出しているという事実を見まして、今長官が御説明になりましたように、みな遊んでゐるのではない、仕事をしておるのです。これを行政機構の改革や事務整理もやらないで一律に首を切るというところに、今回の行政整理の問題があると思ふのであります。本末転倒しておると私は思つております。これだけ申し上げまして、私の質問を終ります。

○橋本委員 郵政大臣と人事院總裁の御出席を願つてゐるのでございすけれどもお見えにならないようございす。が、御出席をお願いしたいと思ひます。

○青木(正)委員 長代理 人事院の方からは、間もなく事務局長が見えるのであります。

○橋本委員 郵政大臣は……。

○青木(正)委員 長代理 郵政大臣は連絡をとつてありますが、すぐ見えるやうでありますから、官房長官の關係から御質問願ひます。

○青木(正)委員 長代理 退席、委員(長着席)

○橋本委員 実は成田委員からもお話がございまして、定員法が二十四年に施行されましたが、二十四年に施行された定員法の不備な点を補う一つの方法として、非常勤制度というものがあるが、これは慣例的にも行われて来たのは、これは管理庁長官もよく御存じだと思ふのでございす。従つ

て、よく御存じがないというやうな御答弁であつたのでございす。が、各現業官庁、ことに郵政省關係におきましては常勤的なものが相当に多く、全官公庁で二万数千を越えておるというところが、人事院の記録にも明らかになつておるわけではございす。特に建設省關係ではこれを準職員といつたしまして、常勤的なものであるといふことがはつきり証明されてゐるのでございす。その数は、先ほども申し述べられましたように四十七万九千二百二十名を越え、現在の全官公吏全体の八十九万九千三百八十名の約半分といふものが、身分保障なしに實際に官公庁の仕事をやつておるわけではございす。この人々に対しては、——特に常勤的な、いわゆる官公吏と同じ仕事をやつておるやうなところの、身分保障のない差別的な待遇を受けておるやうな人々に對しまして、かつての郵政委員会におきましては、郵政大臣が、これはやがては当然定員に繰入れられるべきものであるといふやうな御見解を述べられたのでございす。これは當然のことと、まことに當を得た御答弁であつたと私は承したのでございす。橋本長官がこの大きな今度の行政整理を思ひ立たれた際に、これらの事情をも御存じなされ、これらの事情をどうお考えになつたか、その点につきまして現業官庁では、——現業官庁以外の事務官庁でもそうでございすけれども、これらのものが二十四年度の定員法の不足を補うためのやむを得ざる措置としてとつて参りましたのに對して、先日の内閣委員会、長官が、たしかこういう発言をなさつておると記

憶しているのでございます。つまり、これはまことにけしからぬものであつて、というふうに言われたように私は記憶しているのでございますが、その点につきましては御見解をもう一度こゝではつきりと承つておきたいと思つたのでございます。

○橋本國務大臣 非常勤の職員は、たとへば郵政が忙しかつたか、調査の手伝いをさせるといふようなことに、ときどき臨時に頼むわけでありまして、非常勤の者が相當の数字になるといふことも、また忙しい仕事をしていふことも、また忙しかつたかと思つた。ただその中で、非常勤の名をもつて常勤をやつておるといふのは、まことに定員法を踏みこむものでありまして、今後さういふことのないようにすることを定員法で施行する建前といふのは、當然のことです。前回の二十五万八千人の整理後におきまして、一応非常勤の職員であるこの穴を埋めておつたものがあるのは、これはまことに遺憾なことでありまして、ただ二十五万八千という整理に対して、それをくぐつたものはごくわずかであります。今後さういふものを是正して参るつもりであります。

○橋本國務大臣 是正いたしますというふうな御答弁でございますけれども、それは具体的な裏づけがなければ正はされなかつたと思つたのでございます。ですからそれはただ非常勤の仕事が減らす、その人々を使わないようにするといふことであるのか、あるいはそれを定員に組み入れるといふことであるのか、あるいはどの面の仕事を減らすといふことであるのか、もう少し具体的に

に御答弁がいたしたいと思つたのでございます。

○橋本國務大臣 具体的な郵政事務の仕事のやり方については、所管の郵政大臣から御答弁いたします。

○橋本國務大臣 けしからぬとおつしやるのは、今後非常勤をなくするといふのでございますか、どういふのでございませうか。

○橋本國務大臣 要するに定員法の趣旨に従ひまして、常勤の者は定員法の中にあげる、こゝういふことであります。

○橋本國務大臣 そういたしますと、ただいまのお話から推しますれば、当然少くとも常勤の非常勤だけは定員に組み入れて、今度の予算措置その他のことが行われていなければならぬと思つたのでございます。その点は予算ではどうなつておるか、あるいは今度の整理ではどういふに御勘案になつておるか、その点につきましてもう少しはつきりした御答弁をいただきたいと思つたのでございます。

○橋本國務大臣 要するにこゝういふのでございますが、私申し上げました通り常勤職員は定員法の定員と合わないければならぬといふことであります。今日年度半ばでありまして、今年度については非常勤職員の看板で、常勤的な職員を予算で置いておるようでありまして、これにつきましても年度末から来年度へかけての仕事のあんばいにつきましても、所管大臣から御答弁いたします。

○橋本國務大臣 たいへん私もこゝういふではございませうけれども、實際現業の官庁の責任者でありますところの方々が、これは定員に組み入れなければ仕

事ができないといふことをお認めになつていらつしやるのでございます。それにつきましても、ただいまの御答弁では、予算的にも非常勤の予算といふものが、従来の通りにやはり組まれていゝるわけでございます。何れにいたしましても、長官のお話の裏づけにならないものが實際に行われようとしてゐるわけでございます。その点にたいしては、長官の御答弁では、満足できないのでございませう。ちやうど郵政大臣がお見えになりましたので、郵政大臣に續けて質問させていただきますと思つたのでございます。

○佐藤國務大臣 今経過を詳しく伺ひましたので、お尋ねの趣旨と別にはずれはしないだらうと思つたので、いゝゆる資金要員、資金でまかなう人たちの処理をどうするかというお話だらうと思つたので、この制度は過日郵政委員会でもお話し上げましたように、企業官庁におきましては、養成的な定員もある程度必要でありますし、あるいはまた郵政省のごとく、年末等のあの繁忙の際におきましては、臨時職員を相当雇ひ入れるのであります。そういう意味で資金要員としての予算を組み込んでおるわけでありまして、ところがその中に、郵政委員会でも申し上げましたように、相当長期にわたつて常用されてゐる者があるのじやないか、そういう者を早急に定員化しろ、こゝういふお話だらうと思つたのであります。この点につきましても私は私どももいたしましても、その実情に御したように適當に処理して参りたい、かような考え方を持っております。これは將來に残された問題であります。

○橋本國務大臣 ただいまの御答弁はこの前の郵政委員会ですでに伺つておるこ

とでございまして、常勤的非常勤といふのは、これは當然定員に組み入れらるべきものだといふ御答弁があつたもので、けしからぬものだといふような橋本長官との御意見とは大分開きがあらぬのでございませう。その点につきましても橋本長官の御意見を求めていたわけでございます。こゝういふお考えであります。たいへん大きな食い違ひが出て来るのでございまして、またこれが今度の定員法の改正の際には、同時に御答弁しなければならぬといふふうに、私も承知してゐるのでございませう。

【発言する者あり】
○木村委員長 立花君、静肅に願ひます。

○佐藤國務大臣 郵政委員会で詳しく申し上げましたように、実情に即応いたしまして、処理する考えでおるのでございませう。今度なければならぬといふ、かようには考へておりません。

○橋本國務大臣 橋本長官の御答弁をいたしたい。

○橋本國務大臣 私先ほど申し上げましたように、目下年度の半ばでございまして、今年度につきましても、ただいま申し上げましたような予算措置が講じられておるようであります。郵政大臣も申しました通り、今後の郵政省の仕事についても、いろいろ考へられてゐる点もあつたと思つたので、今後実情に即して解決をいたしたいと思つたので、しかし根本の趣旨は、あくまでもまつたく一年中つきつ切りで仕事をし

てゐる人は、定員法の数と合ふようにするのが建前であります。

○橋本國務大臣 定員法の数と合せなければならぬ人が二万数千あるといふの

で、今問題にしてゐるわけでございます。その点ではいかにがなものでございませう。定員をふやしていただくといふ思ふのでございませう。

○佐藤國務大臣 資金でまかなつてゐる人の数、これはむしろ延人員で申し上げる方の種類のものであります。それを年間で換算されてのお尋ねだと思つたので、私もこゝういふのでございませう。実情と違つておるようであります。

○橋本國務大臣 これは郵政省だけのことを申し上げたのではないのでございまして、全官庁にわたつたものでございまして、全官庁にわたつたものでございまして、数字に基いた中で常勤的非常勤、いわゆる一年を通じてお使いになつてゐらつしやる、身分の保障のない人々について、橋本長官に申し上げたわけでありませう。

○木村委員長 御答弁あります。

○橋本國務大臣 格別ありません。

○橋本國務大臣 それではそのことについては御答弁がないものとしたしまして、あきらめてゐるわけではございませうけれども、今度の定員の新しく出ました修正案につきましても、お聞きしたいと思つたのでございませう。ちやうど労働大臣がおいでになりますので、労働省の關係もあわせて伺ひたいと思つたのでございませう。今国会で労働者が心配しておりますことは、この行政整理とも一つ合せまして労働法規の改悪の問題でございます。講和が結ばれた、独立した、自由になつた、民主的だ、平和になつたといふことが言われております反面に、ボツダム宣言で保障されました労働組合の自由

というものが割奪されようとしていることに對して、労働者は非常な不安を持つてゐるわけでございます。しかしその法規が、まだ法律的には改悪はされてないのだから、さういふけれども、予算的措置その他におきまして、現実にはこれが基準法の監督も何もできないというふうな形で、次から次と既得権がとられて行つてゐるのが現状だと思つてゐます。労働省では労働加配その他の関係で、今度も整理が上程になつてゐるのでございますが、米の統制撤廃が御承知のような難航によつて、醜態をさらしました今日、労働省関係の整理人員の中で、もし農林省の整理人員が統制撤廃ができない場合には、当然もどされるというやうなことが、労働省の場合にも、当然労働加配関係の問題は、これは定員が削られるべきではないのだというやうな意見も、組合関係から聞いているわけでございます。聞くところによりますと、七百数十名というものが労働加配関係の定員として今まで確保されていたというのでございますが、それらは今後どういふふうになつて行くのかわかりませんが、それにつきましてひとつ御答弁願ひたいと思つてゐるのであります。

○木村委員長 橋本行政官理長官からお答え願ひます。

○橋本國務大臣 食糧の配給の問題に關しましては、四月一日から配給を全部撤廃するつもりでございましたが、四月一日以後においてもある程度配給を続けることといたしましたので、労働加配の問題につきましても、所要の人員を復活することにいたしました。ただ一般の整理等によりまして、人員を

全部復活する必要はございませんので、労働省の労働加配関係は、原案においては三百十七名削減することになつておりますのを、三百三十八名、約三割五分減員することに修正をいたしましたと思つております。

○橋本國務大臣 先ほど成田委員からも御質問があつたのでございますが、修正案は政府としてお出しになるのでございますか。

○橋本國務大臣 すでに提案をいたして国会の御審議も得ておりますので、国会側の御意見も十分に参酌いたして参りたいと思つております。

○橋本委員 労働省関係では、先ほど申しました労働法規関係の実施にあたりまして、基準局の具体的な例を申し上げますれば、定員をふやしてもいいやうな声が、労働省の職員並びに民間の基準法を適用されます労働者側からの声として、非常に高くなつてゐるわけでございます。東京の一例を申し上げまして一つの例といたしますと、二万五千ぐらいの職場を持つております中央監督署で、事実は国勢調査によりますと三万五千ぐらいだそうでございますが、事業場の届出が二万二千だといふことでございます。一人対一人といふやうな雇用関係も入れますと、約五万の事業場を持つてゐるところで、九人の監督官がおりまして監督してゐるやうであります。二万二千の申告の事業場を一わたりまわりますだけで六年間もかかるというやうなことで、基準法がありましても、実質的には看板だけで、三十人以下などはまわれぬといふやうなことを承つております。政府は法律を実施なさるやうとする前に、予算的な裏づけが当然必要

だと思ひますし、これらの実情から申しますと、労働省の監督関係だけでも、四十名の職場ですでに六名の人員整理が来ておるといふやうな話でございまして、とうてい一般監督の業務といふものは、申告以外のものはやれなくなるというところで、基準法は有名無実で、たなざらしの骨董品といふだけではなく、むしろあるといふだけでじやまになつて来るのだ、何とかして定員をふやしてもらいたいといふやうな声があるのでもございますが、所管大臣として基準法を実施されることの当面の責任者であります保利労働大臣と、さらに小さな一つの例でござい

ますが、四十名から六名を減して、基準法を実施するに骨抜きにしようとするやうな計画を立てられました橋本長官の御見解を伺つたいと思ひます。

○保利國務大臣 お答えいたしますが、あなたの方の御調査ではさういふやうにたゞ承つておるわけでございます。もとよりこの労働基準法は一人でも工員を使用して業を営んでゐるところには、基準法の適用があるわけでありまして、それを一々みんなまわらなければならぬといふやうなことになるわけは、これは何万人おりましたもきりがないのでございまして、おそらく十分まわることはできないだらうと思ひます。要はわが国の労働条件が一步一歩前進して参るやうにやつて行くために、監督官制度が今日の状態でいいかどうかといふことは、私は相当問題があると思ひます。むしろ数は質ではな

いかなといふ点においては、十分今後研究をしなければならぬと思つております。今回の整理はできるだけ直接監督の衝に當つてゐる人には触れないで、

事務所でいろ／＼な雑務をやつてゐる人に犠牲を払つていただきたいといふつもりでおりますから、基準行政を今回の行政改革によつて骨抜きにするという意思は毛頭ありません。

○木村委員長 橋本君に申し上げますが、人事委員会の所定の時間はもはやまことに少なくなりましたので、岡田春夫君の御迷惑も考えますので、この際なるべく簡潔にひとつお願いいたします。

○橋本委員 続けさせていただきたいと思ひます。今のことは一面確かだと思つてございまして、しかしながら予算的な措置が、旅費は一日五十円、一日に三軒歩いて一箇月十二、三日しか歩けないといふやうなことになるやうなことで、その中で実際に賃金をどうするかという問題ではなくなつております。それを断行されようとした橋本長官の御意見をひとつこの際承つておきたいと思ひます。

○橋本國務大臣 先ほど所管の労働大臣からお答えした趣旨の通りでございます。

○橋本委員 まことに無責任な御答弁だと思つてございまして、実際にはあなたの政府の御方針では、超過勤務も払われていない、時間外もない、昼休みもとれない、炭鉱争議にいたしまして、十時間労働でなければ政府の割当てられたところの石炭が掘れないといふ状態、非常に賃金が安いといふことと同時に、さういふ基準法を無視したやうな一つの原因になつておると思ふのでございまして、いくら共産党員を全部職場から追い出しましても、労働者は生活の非常な圧迫のためには立ち上るものでありまして、さういふよ

うな社会不安を激成するやうなことをみずからやりながら、警察や何かだけを増員されるという行政整理のやり方、ここにやはり橋本長官の頭の向け方をかえていただかなければならぬ大きな点があると思つてござい

ます。一つ、時間もございせんので、承つておきたいことは、現在の職階制、この職階制は承りますとアメリカの方でも、まだワシントンその他で実際にこれが完全にいゝものではないやうな保証がない、試験的にやられてゐるもの、まだ検討中なものだといふことを、人事院から出されましたこの資料で拝見いたしました。実は驚いたのでございまして、これによりまして、現実は今専断決定でストライキをやつておりますあの労働者にいたしましても、何千円ペースといふことを言ひましても、実際にはここにまみれましてタバコをつくつてゐる大部分の女工諸君といふものは、そのペース以下のいわゆる非常に低いところの条件しか与えられていないのでござい

ます。非常に高いところの三倍も四倍も、ひどいのにありますと五倍もの給与をもらつてゐるが、職制でもつて職場で圧迫してゐるというやり方、それらのことは給与だけではなしに、全部超過勤務に至るまでも、一時間残りますと、局長はやはりその職階制でもつてぶら／＼しながら超過勤務をもち、一生懸命事務をやつてゐるところの者は、同じ職階制で、非常に低い賃金でもつて安い超過勤務しかもらわぬ。こ

ういふやうな矛盾のところに目をうつくらぬで、さうして労働者の賃金を少くすることが国民経済の得になるのだといふやうな形で、遊んで支配し

るやうな社会不安を激成するやうなことをみずからやりながら、警察や何かだけを増員されるという行政整理のやり方、ここにやはり橋本長官の頭の向け方をかえていただかなければならぬ大きな点があると思つてござい

ている者の職階制を非常に強固にいたし、実際に仕事を苦しんで、労働者の首を切つて、これを埋めようというような職階制の強化によるところの賃金体系というものをひとつ打破しなければ、やはり今の矛盾というものは救われないと思つたのでございすが、橋本行政管理局長官は、そういうような点につきましても御検討をなすつたことがあるかどうか、あるいはそれにつきましてもお考えになるか。いづれ御答弁はきまつておると思つたのでございすが、ひとつこの際に職階制賃金というものが、吉田内閣の賃金体系の一つの特徴となつておりますので、御見解を承つておきたいと思つたのでございします。

○木村委員長 御答弁はございしますか。御答弁はないようであります。柄澤君に申し上げますが、おなたの間はすでにまったく済みましたので、はなはだ遺憾であります。発言はこれ以上許可するわけには参りません。岡田春夫君。(発言する者あり)答弁はあります。岡田春夫君——岡田春夫君に発言を許しました。(発言する者あり)岡田君に発言を許しました。(その人なむちやをする委員長があるか、不公平だ。委員長から答弁を押えろという法があるか。と呼びその他発言する者あり)岡田春夫君——発言を求めおきながら、おやりにならない場合は、棄権と認めます。岡田春夫君。

○岡田(春)委員 まず佐藤さんに伺いますが、先ほどのお話を承つておりますが、郵政省の場合には特別な関係で、年末等においては相当忙しいことがあるから、非常勤の職員を使うことがある。これはまああたりまえのこと

であり、非常勤職員というものの解釈を佐藤さんがなさつたのだと思つておりますが、これについて柄澤さんの質問というのは、その点を聞いておるのではなかつた。この非常勤職員という中で常勤の非常勤の職員がいるから、これをどうするかということに質問したのであります。これについて、何か佐藤さんは、初めて聞いたような顔で、そういうものについては今後何らかの措置を講ずると、こういうような御答弁があつたと思つた。ところで佐藤さんは、いまさらこういう問題について初めて聞いたような顔はできないはずだ。国鉄の場合においても、あなたは自由党に入つて代議士になる前には、国鉄の管理者側として、労働組合の方から、ああいう管理者の中でもまあ、進歩的な人らしいような佐藤さんもあるのだ、と言つたほどで、組合の事情は知つておるはずなんだ。それにもかかわらず、今になつてはおかむりをするということ、私は受取れない。そこでこういう非常勤の中で常勤の非常勤の職員というものが、いまさら研究をするまでもなく、現実に郵政省には中にいる。これについて一

佐具体的にどうするか。それ以前にまづ、こういうものが郵政省にはないのか、この点についてはどうするか、この点についてはおききたいと思つた。

○佐藤國務大臣 先ほど申し上げましたように、郵政委員会において詳しくその点をお話しておりましたので、岡田委員は、私が初めてのような顔をしておると思つた。定員法に基づく定員もおりますし、また事業の性質から、臨

時に雇う者もおります。また行政的な人員もいるわけであり。従つて、そういう例にあげられるような、いわゆる常勤の非常勤というものは、これは理論的には橋本長官から申しましたように、本来定員としてまかなうべきものであらう。これを言われるわけであり。今郵政省にも、ごく少数ではあります。そういう定員に一時組み入れるべき筋と考えるべきものも、少数ではあります。そういうわけであり。それについての処置としては、今日ただちにそれを組み入れるわけには行かないが、適当な時期にそれを組み入れるという親切な答弁を先ほどいたしてゐるのでありますから、岡田さん、おわかりのこととございします。

○岡田(春)委員 今の御答弁による。本来定員として組み入れるべきものを、現在の場合、今度の定員法においては、この点は定員として組み入れることを考へておらない、かように解釈してもよろしうございしますか。

○佐藤國務大臣 その通りであります。

○岡田(春)委員 今の御答弁ですと、行政の事務上、本来ならば定員として組み入れるべきものが、今度の定員法の場合においては、これを考慮に入れ

ておらない、こういうことになつて来ると思ふのであります。そこで橋本長官に伺いたいのですが、今度の定員法をつくられる場合において、ただいま佐藤大臣の答弁されましたように、本来定員として入れらるべき者まで定員として考慮しない、しかもなおかつ今度の整理を行ななければならぬとい

うような根拠、その基準はいかなる

ところにあるか、この点を伺いたしたいと思います。

○橋本國務大臣 定員とすべきものはつきりしておるものについては、これをちやんと考慮いたしまして、定員法と定員が合うようにいたしたわけであり。郵政大臣の所管の方の問題につきましても、いろいろ検討を要するものであります。結局問題というものは、私がさきに申し上げました通りに、実際に一年中働いておる人と定員法の数を合せるようにするということであり。

○岡田(春)委員 先ほど佐藤大臣の答弁では、実際に働いておつて、本来これは定員になるべきものである、こういうものがあるのだという事実を明らかにされた。しかし、こういうような定員を、今橋本長官の話によると、定員法の定員と合せるようにするのであるというならば、これは当然佐藤大臣の考へておられる本来定員となるべき常勤の非常勤は入れなければならぬ。あなたの御意見の通りであるとすれば、あなたに入れなければならないにもかかわらず、これが入つてないという理由が、不明瞭になる。この点についてはいかがでございしますか。

○佐藤國務大臣 先ほどから申し上げておる通りであります。今橋本長官も言われますように、問題は行政庁の問題ではなくて、郵政省としてこれを定員に組み入れるか組み入れないか、今回これを実施するかどうか、これは郵政省として考へるべき筋なので、ただ抽象的な、原則的な議論とは、この点実際にする場合に相違があります。とは、これは当然であります。

○岡田(春)委員 あまり時間をかけてはいけませんので、続いて次へ進めませんが、先ほど浅沼委員からもお話がつたように、行政機構の改革があつてから、それに応ずる人員上の整理をやるということならば、これはまだ一応それはそれなりとしての理由が立つのかもしれないと思つた。特に橋本長官が、今度の行政整理をやるの当初の方針としては、行政機構の改革と、これに應じて行政整理をやるのだというような点を新聞でも拝見したことがある。ところが今度の整理の場合においては、行政機構の改革の問題については、これは今のところ何らの具体的な国会における提案も行われておらない。しかもそれ以前に行政整理の面だけ、いわゆる首切りの面だけを先に

行つて、しかも行政機構の問題については、あまり明確に方針が出ておらないとするならば、この首切りの問題、行政整理の基準になつて行きます基礎になるものは、一体何を基礎にしてやられておるか。本来ならば、先ほど申し上げたように、行政機構とマツチした関係において考へられなければならないにもかかわらず、その基礎になるべき行政機構というものがそのまゝになつておつて、そうして整理を考へられてゐる。その基礎になるものは一体何ですか。この点を伺いたい。

○橋本國務大臣 繰返し申し上げますが、行政事務であります。私は機構をやらないと人員整理ができないといふお話がよくわかりませんが、たとえて申しますに、公益事業委員会にいたしまして、公益事業委員会において今日電力関係の仕事を所管をいたしております。かりにこの公益事業委員

会をやめて、もとの通産省にもどす
いたしますと、要するにその本体をな
しますところの電力関係の仕事とい
うものは必要なのでありまして、行政
機構をかねて、かりに公益事業委員会
という行政委員会の制度をやめれば、
わずかに数名の委員がかわつて来るだ
けでありまして、何も事務というもの
がかわらない限り、それを処理するに
必要な人員というものはかわつて参り
ません。くどく何べんも申し上げまし
たが、整理の基本になるものはあくま
でも行政事務、これの繁閑、これの合
理化の可能性、こういったものであり
ます。

○岡田(春)委員 行政事務が基礎であ
る、行政事務の繁閑を考慮してという
ことになると思ふのですが、そうする
と、当然今度のように十二万人も首を
切るということになつて来ると、大体
七分の一ほどの大量の首切りを行うと
いうことになつて来ると、行政事務の
繁閑を考慮してということだと、今ま
で役所というものはいぶん遊んでお
つたのだ、あるいはひまであつたの
だ、人間が多過ぎたのだ、こういう前
提に立たれてお話が進められているの
だらうと思ふますが、さように解釈し
てよろしうございしますか。

○橋本國務大臣 全体から見ますと、
十二万という数は、国家公務員及び政
府関係機関を入れたものでありまし
て、百五十二万人に對照する数として
は一割に達しません。ただ今回は、昨
年のときと違つて、現業庁が少うござ
いますから、現業庁関係を除いた一般
官庁では一割ぐらゐになると思ひま
す。今回の事務の整理で目立つたもの
を幾つか拾つてみますれば、各省の涉

外関係の事務だとか、外務省の連絡調
整事務とか、あるいは公職追放の事務
とか、通産省の対日援助関係の事務と
か、特殊物件関係、占領任務の終了に
よるものとか、一昨年の整理の際には
まだ出ませんでしたもの、あるいは諸
般の経済統制事務がその後かわつて来
ているもの、そのほか経済民主化関係
の事務でかわつて参りますもの、それ
から内部管理関係の、つまり会
計、庶務そのほか人事関係の仕事、そ
のほか安本の制度関係とか、あるいは
財務局関係、一般行政事務、こういつ
たような仕事でありまして、事態の変
化に應じて仕事が減つて参ります
もの、それから今日まで仕事はござい
ましたけれども、なお事態に顧みてこ
れを簡素化して統合するという面から
出て来るものでありまして、私前にも
申し上げましたように、まづたくむだ
な仕事をやつておつたわけでもなし、
ましてや不要な仕事をしておつたとい
うこともございしません。事態の変化に
応じて用の少くなつて参りますもの
と、なお整理のできる仕事をできるだ
け圧縮をしておるわけでありまして。

○木村委員 岡田春夫君の持時間は
終りました。
次に経済安定委員会の方はきわめて
簡単で、委員長一人のようであります
から、先にやつていただきます。岡司
安正君。

○岡田春夫君 時間が切れたのなら
先に委員長が予告するのあたり
「まあだ」と呼び、その他発言する
者あり」

ておやりになつてゐると思ひま
す。岡司安正君。
「事前になぜ通告しないか」また
何もやつていないじやないか」と
呼び、その他発言する者多し」

○木村委員 時間はいくらかじめわか
つておる。「わかつてない」と呼び、
その他発言する者あり」わかつてお
る。岡司安正君に発言を許した。岡司
安正君。
なお御了解を得ておきますが、この
後には井上良二君より特に橋本長官に
短時間の質疑を行いたいという申出が
ありましたから、それも後ほど許可い
だしたいと思ひます。岡司安正君。

○岡田春夫君 あと何分間という予
告がないじやないか——私はここ
を動かぬぞ」と呼び、その他発言
する者あり」

省の減員率は実にまち／＼でありま
す。すなわち各省別の減員率をちよつ
と申し上げますと、総理府におきまし
ては七・七％、法務府におきましては
三・三％、外務省におきましては二・
〇％、大蔵省におきましては一・五・
一％、文部省におきましては五・七％、
厚生省は五・三％、農林省は三・〇・
三％、しかしこれはこのたびの修正に
よりまして、おそらく二・三％あるいは
二・三％くらいになるのではないかと推
算されるのであります。通商産業省に
おきましては二・一・〇％、運輸省にお
きましては八・〇％、郵政省におい
ては五・六％、電気通信省においては
六・四％、労働省においては二・一・
七％、建設省においては六・五％、経
済安定本部におきましては四・〇・二％
と相なつておるのでございします。そ
で長官にお伺いしたいのでござい
ますが、何ゆゑに減員率が各省間にか
くのごとくまち／＼であるか。なかん
づく経済安定本部におきましては、特
に経済調査庁の人員整理に關しまして
は、各省に比較いたしまして、約五
〇％の減員となつておるのでございま
す。由來同庁は、各種の経済行政監査
の方面で、中央及び地方を通じて大い
にその効果を上げておると私も確
信をいたしておるのであります。政府
といたしましては、同庁に對しまして
は、国民生活の正しく明るい消費面を
指導する上におきまして、今後大い
にその活動を期待し、また期待されね
ばならぬであらうと思はれるのであ
ります。が、今回の行政整理にあたりま
して、他の官庁に比較いたしまして、
ひとり経済安定本部及び経済調査庁の
みが、四〇％ないし五〇％多くなつて

○岡司安正君 閣下、その理由に關しまして、まずお
伺いを申し上げたいのでございします。
○橋本國務大臣 ただいまの御質問に
お答えを申し上げる前に、各省間の整
理の比率がまち／＼であるということ
についてお答え申し上げます。これは
むしろお尋ねをいたしたくのがふしぎだ
と思つておるのですが、よくお尋ねを
いたしたくのであります。まづたくの天
引をするなら、数がそろふと思ひます
けれども、事務の整理をいたします限
り、その省の事務の構成、それから大
事の移りかわりによつて、非常に大
きな開きがあるものであります。今お話に
ありました総理府、法務府、文部省、
厚生省、の少いのは、総理府で大きく
纏めておられますのは、国家警察の人
数、予備隊の人数が大きく入るので、
総体の人数が大きくなります。それか
ら文部省は国立学校職員が七千名
におります。厚生省も総体四万七千名
の中で、四万二千名くらいが病院、療
養所の職員であります。それから法
務府も、刑務所の職員が大多数を占めて
おります。こういった関係から、総体
の人数を考へますと、どうにも動かせ
ないというところがあるので、こうい
うふうになつておるのであります。郵
政、電通省についても同じようなこと
が言えるわけでありまして、農林省、通
産省につきましては、一昨年の整理の
際にはなおばななしく行われており
ました経済統制が、大きくかわつてお
るわけでありまして。

そこで経済安定本部関係の問題でござ
いしますが、これは何と申しまして
も、経済安定本部も、物価庁も、経済
調査庁も、経済統制というものが主
になつてきておりますので、今回の

おる。その理由に關しまして、まずお
伺いを申し上げたいのでございします。
○橋本國務大臣 ただいまの御質問に
お答えを申し上げる前に、各省間の整
理の比率がまち／＼であるということ
についてお答え申し上げます。これは
むしろお尋ねをいたしたくのがふしぎだ
と思つておるのですが、よくお尋ねを
いたしたくのであります。まづたくの天
引をするなら、数がそろふと思ひます
けれども、事務の整理をいたします限
り、その省の事務の構成、それから大
事の移りかわりによつて、非常に大
きな開きがあるものであります。今お話に
ありました総理府、法務府、文部省、
厚生省、の少いのは、総理府で大きく
纏めておられますのは、国家警察の人
数、予備隊の人数が大きく入るので、
総体の人数が大きくなります。それか
ら文部省は国立学校職員が七千名
におります。厚生省も総体四万七千名
の中で、四万二千名くらいが病院、療
養所の職員であります。それから法
務府も、刑務所の職員が大多数を占めて
おります。こういった関係から、総体
の人数を考へますと、どうにも動かせ
ないというところがあるので、こうい
うふうになつておるのであります。郵
政、電通省についても同じようなこと
が言えるわけでありまして、農林省、通
産省につきましては、一昨年の整理の
際にはなおばななしく行われており
ました経済統制が、大きくかわつてお
るわけでありまして。

ておる経済安定本部に対して、より内容を充実し、さらに強力なスタッフを整備する意味におきましても、今ツの安定本部全体の減員率が四〇・二％になつておるといふことは、世界各国の傾向から見ても、私はいさゝかふに落ちないのでございます。従つてこの減員率是可以するならば御修正をお願いしたのでございますが、この際長官として、今後わが国の新しい独立後の経済安定本部が果さなければならぬない役割に対して、十二分の御配慮をいたさう、特にこの際希望いたします、私の質問を終わりたいと思つております。

○木村委員長 次に、農林大臣が来られたようでありますから、農林委員会の委員諸君からの質問を許すことにいたします。まず河野謙三君。

○河野謙三委員 この機会に農林大臣に、大臣所管の中の食糧検査の問題について、大臣の基本的な考え方を伺つておきたいと思つております。

最近行政整理の問題が起りまして、農産物検査の問題と現在行われておる米の供出の問題、食糧統制の問題と非常に密接不可分の関係にあるように世間の誤解があるようですが、大臣御承知のように、本来農産物検査というのは、食糧の統制、供出にはほとんど関係のないものであります。かるがゆゑに、去る国会におきましては、私が提案者になりました、議員提出で農産物検査法というものを出して、各各党派の了承を得て、両院を何らの摩擦なく通過して現在の法規ができておるわけでございます。私はこの機会に申し上げるが、従来の食糧庁の中に農産

物検査を置いたことは非常に要則であります。これらに従事しておる農産物の検査員は、食糧管理の特別会計のお先棒をかつがされて、いたずらに農民の非難を受け、非常に気の毒な状態であつたと思う。しかし去る国会におきまして、いよいよ内外の食糧情勢からいつて、最近のうちに統制の撤廃がでるというところを見通しまして——これはわが自由党だけではありません、各党各派、特に共産党までがこの見通しについては同調した結果、自由販売を前提として、そのときに備えて農産物検査法というものを提出して、そうしてその自由販売の際に、農産物検査というものは、食糧管理の特別会計から離れて、独立した機関において食糧検査本来の使命を遂行する、すなわち自由経済になりました場合に、産地銘柄、品種銘柄、これらを主体としての従来の検査を行い、同時に種苗の検査、品種の改良までも、これらの検査員をして行わしめるということになつた経過につきましては、大臣御承知の通りであります。しかるに最近、食糧統制に全然関係ないとは言いませんが、ほとんど関係のないこの食糧検査、農産物検査というものが、食糧統制と関連を持つて整理の対象にあるかのように考えられておる面があることは、私は非常に遺憾であります。大臣は今申し上げた経過において、大臣はまったく同意であると思ひますが、この際明確に、食糧検査に対する基本的な考え方を御答弁いただきたいと思ひます。

○根本國務大臣 お答えいたします。ただいま河野さんから言われた、食糧検査が日本の農業生産を進展せしめ、

さらに品質の向上に役立つ、こういう意味におきまして、その重要性についてはまったく同意でございます。なおまた従前、戦時中から戦後の食糧事情の困難なときにあたりまして、検査事務のほかに、供出の二線の事務を負わされて、そのために非常な苦勞をされた。その結果一部におきましては、逆に農民から非常に怨嗟的になつたといふことも事実でございます。私はこれらの人々の今日の努力に對しては、満腔の謝意を表する次第であります。

次に供出問題とこの検査事務との関連についてでございますが、従前におきましては、この検査は検査オンリーでございました。その意味におきましては非常にすっきりとした姿でございまして、統制下におきましては、その検査員が農業者手形との関係あるいは金の支払いの関係からいたしまして、実は検査事務本来の上から、はずれた相当量の仕事をしておる。その点も含まれておることは事実でございます。しこうして政府は、統制撤廃をするという前提に立つての行政整理につきましては、その点をも勘案して整理を申すならば、むしろ職員をせずに、この人員をもつて検査事務をさらに正確に、しかも検査を通じての農村指導というところが望ましいことであると思ひます。けれども、現在の段階といたしましては、でき得るだけわずかの人員をもつて、そして行政効果を上げたいという観点において、今般政府において提案いたしましたところの整理案をつくつた次第でございます。

行われておる食糧統制の事務の一部を検査員が負担しておることは事実であります。が、反面、自由になりました場合には、私先ほど申し上げましたように、今までの検査とはまったく本質的に違つた検査事務が行われる、こういうことになりまして、プラスとマイナスと勘案いたしました場合に、私は少くともプラス・マイナス・ゼロになるような形になると思ひます。さらに積極的には今後農産物の商品価値を上げよう、農村と一体になつて検査員が農産物の商品価値を高めようという点を考えました場合に、今後の検査員の定員につきましては、特に私は十分の御考慮をいただきたい、かように考えます。同時に私はこの機会に一言伺つておくのですが、将来さうな性格を持つた農産物検査をやる以上は、現在のようにな、食糧特別会計の中にこの事務を置くべきでない。少くともこれは、ただいまの機構で申せば農政局が適當であるかと思ひますが、かような別の独立した機関に食糧検査の事務を移して、真の独立性を持たすべきだと考えます。この点についての大臣の御所見はどうか。同時にもう一つは、食糧検査についての負担であります。現在各農家、生産者に検査料を負担しておられますが、この検査料につきましても、私は本質的にこれを考えるならば、これは国においてこの検査料は負担すべきである、また全額を負担ができません。少なくとも適當な補助がこれに對してあつてしかるべきだ、かように考えますが、この二点について大臣の御所見を伺ひます。

食糧特別会計によつて人員を置くことは考えものである、まことに私もそう考えます。これは農政局にあるいは農業改良局か、いずれかになると思ひますが、十分河野さんの御意見を尊重いたしまして善処したいと存じます。

なお食糧検査手数料の問題につきましては、私もその議論には本質的に賛成でございます。これはできるだけ農民の負担を軽減いたしまして、そしてこの成果を上げるように今後努力したいと思ひます。

○河野(謙)委員 時間がありますので次の問題に移ります。

統計調査の問題であります。大臣御就任以來、統計調査に對しての期待は、前大臣より以上に大きな期待をかけておられたことは事実であります。一つの例としては、この統計調査を基礎にして農村の景気の予測までも行わしめる。そして全国農民に利便を与えるということまでも、この機関に期待をかけられたことは事実であります。従つてこの問題は大臣の構想から行けば、現在の食糧の統制と、統計調査とは関係がないのであります。大臣もそう思つておられるはずであります。しかるにもかかわらず、これまた食糧統制と統計調査とまつた一体のやうな世間の誤解が、閣内にも私はある程度起つたんじゃないかと思ひます。そういうことによつて、当初とは大分考え方は違ひましたが、統計調査についての大幅な減員の議論があるやうですけれども、私は少くともこれは大臣の御意見じやないと思ひます。もちろん仕事の分量と人間の数は必ずしも正比例しません。私は必ずしも人

間を減らしていけないとは言ひませんが、けれども、統計調査の本質について伺いたい。時間ありませんから私の意見をこの際つけ加えて、大臣の御答弁をいただきたいのであります。まず私自身が統計調査に一番期待しておることは、税金の問題であります。現在農民はどういうふうにして税金をかけられておるか。末端の税務署が反当収入予定というものをつくつて、つかみである。畑は幾らだ、田は幾らだ、こういうことで、その税務署の基礎調査というものは、なつていない。たまに坪刈りくらいのことをやる程度であります。またたまに農家の物置に飛び込んで農家課税をやつておる。ところが一方において、あなたの管轄内の作物報告事務所——今の統計調査——これが末端に行きまして、きわめて科学的な、合理的な調査をしておる。これをとつてもつて課税の対象にすれば、きわめて公平であり、また納得の行く課税ができる。ところが現在におきましては、こういう政府にりつぱな機関があるにもかかわらず、税務署の若い男が、不合理きわまる、ずさんきわまる農家課税の基礎をかつてにつくつておる。この結果はどうかといひますと、私は必ずしも税金を安くしろといふのではありませんけれども、大蔵省、すなわち税務署の調査と、あなたの方の作物の調査による基礎調査と、これを比較いたしました場合に、東北のわずかに二、三の県だけがあなたの方の統計調査の数字が高くて、あとの大部分の県はいずれも、無謀にも一部の大蔵省の若い官吏が簡単にやつたとこ

るの調査によつて、いたずらなる課税をされておる。これで農民が非常に苦しんでおる。少くとも私は将来、農林省の管轄の統計調査部の作況調査によるこの数字を基礎として、これを政府全体の数字として、ある場合には大蔵省も使い、また必要があれば労働省も使い、あらゆる省でこの数字一本で農村の数字は行くべきだ、そういうことによつて初めて課税の公平が期せられ、農民も納得が行く、かように思うのであります。その点についての御意見をまず伺いたい。

○根本國務大臣 農業統計調査の貴重性は河野さんの御指摘の通りでございます。これは御承知の通り、農業政策樹立並びに遂行の一つの羅針盤とも申すべきものであります。この意味におきまして、私は非常にこれを高く評価し、この整備をはかりたいと思つて参つたのであります。しかるところ先ほど御指摘のように、一部世間におきましては、作報というものは供出だけに使われておるものだという印象のもとに、また供出時代におきましては、この作報の職員が、第一線におきまして集荷の基礎をつくり、また集荷促進の督促をしたために、不当なる批判を受けたことは、まことに残念だと思つております。なおまたこれが自由経済になりまして、いわゆるアウト・ルツクの作業をするということになりますれば、これは農民のみならず、一般の産業界においてこれを利用すること、また裨益すること大なるものと考へておるものであります。今回の行政整理にあたりまして、この問題が非常に議論になつたことは御承知の通りであります。一面におきまして、供出

が続くという前提のもとに、実はこの末端割当において、個人並びに町村別別の資料を確立するという意味におきまして、以前におきましては二箇町村に一出張所、これだけを持つておつたのであります。漸次統計技術並びに運営の改善ということから、これが今固に至りましては、約五箇町村に一箇所、さらにまたそれ以上に能率を上げていく次第でございます。統制撤廃になつたものと、末端割当におきまして、個人割当あるいは町村割当ということがそれほど必要がなくなりまして、その部分について、特に水田におけるなわ延び、こういう方面の仕事も簡略にしてよろしい、但しサシプル・システムの方法は堅持する、そうして最小限度において國際的に是認せられる角度の調査をいたす、こういう前提で今回の整理になつたのであります。しかし一面においては、この仕事も時期的に繁閑の差がありますもので、非常に忙しいときには非常勤職員等の措置をもつてその点を補いたいと考えている次第でございます。

第一類第一号附圖の二 内閣委員会地方行政委員会農林委員会人事委員会運輸委員会労働委員会経済安定委員会連合審査会議録第一号 昭和二十六年十一月九日

○河野(謙)委員 統計調査の事務は、年々その使命の重大性にかんがみて、政府は内容を充実し、また量的にも拡大して来て、ようやく市町村の統計調査ができるようになった、これが現在の段階です。そうしてこの数字は今言ふように、税務等も、これは使える。特に現在におきましては市町村長はこの統計調査部から出るところの数字といふものを、自治体の行政に非常に参考にしてゐる。ところがこれを県の段階まで後退して、國際的にただ間に合えばいいのだ——そうおつしやつたわけではありませんが、そういうふうな

考え方になつた場合には、市町村の自治体の運営の参考にもなりません、税務の参考にもなりません。またもう一つ、とかくのうわさのある農業共済の問題であります。農業共済は簡単にこの数字一本で運営することによつて、現在とかくの紛糾を起している問題は一へんに解決するんだ、農林大臣も農業共済の問題は、この統計調査の数字と結び合せることによつて、農業共済の明朗化をはかる、またこの制度の徹底化をはかる、こういうお話であつたはずであります。ところが、せつかくそこまであなたがやりになる御決心があつても、現在のようになつて、おいて行政整理の面において、せつかく市町村まで伸びたものを県の段階まで後退したことによつて、相かわらず農業共済の紛糾は繰返されざるを得ないと思ふ。今言ふ税務等の問題も解決しません。市町村の問題も解決しません。こういうことであります。この問題につきましては、私は必ずしも十人、二十人の人の問題にとらわれませんけれども、少くとも統計調査の使命といふものは、今まであなたが考へてきたことを一歩も後退することなく、どこまでも市町村の統計調査はやり抜くのだ、そうしてこれを農林行政の基本にするのだ、あなたの農林行政の腹ごしらえはここから出て来るのだ、町村長にも教えてやろう、大蔵省にも教えてやろう、そうして一方農村にも、この数字によつて農民を助けて行くものは助けよう、こういうふうに行ふべきだと思ふのであります。数字の問題はとにかく、あなたの統計調査に対する考へが後退したのか、それとも一歩も後退しない、どこまでも

考へ方になつた場合には、市町村の自治体の運営の参考にもなりません、税務の参考にもなりません。またもう一つ、とかくのうわさのある農業共済の問題であります。農業共済は簡単にこの数字一本で運営することによつて、現在とかくの紛糾を起している問題は一へんに解決するんだ、農林大臣も農業共済の問題は、この統計調査の数字と結び合せることによつて、農業共済の明朗化をはかる、またこの制度の徹底化をはかる、こういうお話であつたはずであります。ところが、せつかくそこまであなたがやりになる御決心があつても、現在のようになつて、おいて行政整理の面において、せつかく市町村まで伸びたものを県の段階まで後退したことによつて、相かわらず農業共済の紛糾は繰返されざるを得ないと思ふ。今言ふ税務等の問題も解決しません。市町村の問題も解決しません。こういうことであります。この問題につきましては、私は必ずしも十人、二十人の人の問題にとらわれませんけれども、少くとも統計調査の使命といふものは、今まであなたが考へてきたことを一歩も後退することなく、どこまでも市町村の統計調査はやり抜くのだ、そうしてこれを農林行政の基本にするのだ、あなたの農林行政の腹ごしらえはここから出て来るのだ、町村長にも教えてやろう、大蔵省にも教えてやろう、そうして一方農村にも、この数字によつて農民を助けて行くものは助けよう、こういうふうに行ふべきだと思ふのであります。数字の問題はとにかく、あなたの統計調査に対する考へが後退したのか、それとも一歩も後退しない、どこまでも

今までの理想に向つて行くのだということならば、これを伺つて、他の委員の方の御迷惑になりますから、私の質問を打ち切ります。

○根本國務大臣 ただいま河野委員から御指摘された通り、私はその方針を堅持するつもりでおります。なおこの統計調査の事務は、一面におきましては、地方自治体において利用されるのみならず、税務関係においても非常に役立つことは御指摘の通りであります。また農業共済においてこれが最後の判定の基本になつておりますことも事実であります。この点は非常に貴重な貢献をしておると思ひます。なおこの機構が行政整理の過程において縮小されておりますが、他面におきましては、この統計調査のエキスパートをもちまして、地方自治団体関係の職員の教養を高め、なおまた幸いにして最近におきましては、各地方の自治体、農業団体、産業団体からこれが非常に支持されまして、各地方におきまして統計調査協会と申しますか、こういうものが漸次できつてありますので、いわゆる制度の力とともに、地方自治体のこの機能も拡充し、私の考へておる統計に基づく科学的な施策の基本を確立したい、かように考へておる次第でございます。

○河野(謙)委員 最初にお尋ねいたしました統計調査の数字を国の全体の基礎数字として課税の面に及ぼせということにつきまして、これは大蔵大臣が御出席ありませんから、ここで政府一体としての御答弁はいただけないと思ひますけれども、少くともこの私の考へ方には同意する、ついでには今後大蔵大臣と大いに研究して、その趣旨に沿

うべく御努力がいただけるかどうか、これを伺つて今度こそは私の質問を打ち切ります。

○根本國務大臣 お答えいたします。河野委員の御方針は私も是認いたします。それに基いて今後努力いたしたいと思ひます。

○吉川委員 昨日の十一時半から農林大臣を今までお待ちして、すつかりくたびれてしまいましたが、ようやく顔をみえたので、農林大臣に若干のお伺いをするのですが、それに先立ちまして、行政管理局長官がこの整理問題についての担当でございますから、一言伺つておきたい。その前に委員長にお願ひがありますが、常任委員会の各委員長の中で、この委員会の委員長長く、驚くべき權威を……。

○木村委員 それは君、議事進行か。

○吉川委員 ちよつとお願ひがある。權威をお持ちになつておいでになる方はまずないと思ふんです。そこであなたは理事會にも諮らないで、かつて各委員会の時間の權威をもつておきめになつたやうでございますが、それはどの權威を發揮なさる方は、おそらくこの問題については、農林委員会には重大な關係がございますので、他の委員會よりは多くの時間を御割愛いただけたらどうかと、私は確信をいたしております。どうぞそのおつもりで御許しを願ひたいと思ひます。

○木村委員 吉川君に申し上げますが……。

○吉川委員 発言中であります。もう一つ聞いてください。それからこの新旧定員増減一覽表を拝見をいたしますと、農林省もさることながら、電気通

府はこれに對してただいま撤回、もし

で、その輸入の資金の手当、あるいはまた補給金等の関係で、莫大な支出増加になるのでございます。政府はこの

いなきとき、わたくしは、消費国に非
常な不安に駆られるのでありますが、
国際情勢から見るところの食糧の輸入

のではなく、価格支持政策を実施する方針でございます。すなわちもし農民が望むならば、農業の再生産を可能に

一日からおやりになるように伺ったのでございますが、それは行政的の措置でおやりになるような感じを受けたの

す提案理由の中に、米の統制解除につきましてはなお関係方面との話し合いがきまらないうえ、米の統制解除については、あと配給については、来年の四月一日以降なお本年度産米の配給をいたが

落込んでおりましたので云々の言葉が提案理由にありますので、関係方面との話し合いが済んだ上で法律案を提案するものが当然の措置ではないか、そうしないと万一司令部の方のオーケーが取れなかつた場合、事実上委員会の審議の上に非常な支障を来す。従つてその司令部の許可と言いますか、話し合いがつかないものを提案をされるということとは、一つの仮定の上に立つた法案であるから困る、私はこういう質問をいたしました。ところが橋本行政管理局長官も農林大臣も若いせいでしょう、政治的に二枚舌も使つてない、いや、政治的に頭、二、三思ひます。

附則についておりますのを本文に入れた方がよいと研究をいたしました。今回については、もうすでに提出済み法律でございますので、今回はもういいというように、十分に参酌をいたして措置いたしました。

○井上(良)委員　農林大臣はあとから一緒に答弁してもらいます。まず橋本さんの方から片づけに行きます。

○木村委員長　井上君、御注意申し上げますが、議事規則によりまして、なるべく議会の権成のためにお言葉を上

白紙に戻すと言われていたし、それもありましよう、まことに単純素朴に、きわめて純情一点ばかりにお考えになつてゐる。ここ数時間後には閣議決定通り提案の趣旨が必ず御了解の行くようなことになつてゐる。手紙を返す。

○井上(良)委員 あなたも上品にやつてください。

○木村委員 長 お願ひいたします。

○井上(良)委員 わかりました。橋本

とになるからせひひとつ筆談を進めてもらいたい、こういうあなたの強い御希望であつた。ところがそう言つたその晩、その晩に舞台はひつくりかえつてしまつた。そうなりますと、あな

さんは、自分は提案通りの具体的事実がはつきりする、こういうことをあなたは今言明されているのですよ。ところが今日の結果は違うのです。そうして現にこの定員法は修正しなければなら

たは行政管理局長官とし、農林大臣は自分の部下を一万余のうちに数千名を犠牲にせなければならぬという重大な問題です。お前たちは首切るぞという方針を示しておいて、それでもう切らぬ事態に立ち至つてゐるのです。国会の意思の御自由な判断によつてという言うが、国会の意思が、これをもし承認したとして政府の配給統制は一体現狀で行けるとお考えになりますか。責

ぬようになった。これで一体政治的な責任と、大臣としての部下統率の責任が果されますか。その点二人から承りたい。そこをはつきりしてください。

○木村委員長 御答弁がありますか。

任を国会へ持つて来てあなたは何を言うんですか。あなたみずからが解決しなければならぬじゃないか。あなたみずからが提案をして、話し合いが済んでいないからこうくうという但書をつけ

○樞本國務大臣 先般答弁申し上げました通り、近く話がつきましよう、その結果食糧統制の撤廃の問題につきましては、本年度産米の供出を終りました、それが別な結果に現われて来ている以上は、当然現在の人員整理というものの中止しなければならない事態に至っているんですよ。そうしなければ

す提案理由の中に、米の統制解除につきましましてはなお関係方面との話し合いが落んでおりませんので云々の言葉が提案理由にありますので、関係方面との話し合いが落んだ上で法律案を提案するものが当然の措置ではないか、そうしないかと万一司令部の方のオーケーが取れなかつた場合、事実上委員会の審議の上に非常な支障を来す。従つてその司令部の許可と言いますか、話し合いがつかないものを提案をされるということとは、一つの仮定の上に立つた法案であるから困る、私はこういう質問をいたした。ところが橋本行政管理局長官も農林大臣も若いせいではないせう、政治的にあまりよくまされてないせいもありましよう、まことに単純素朴に、きわめて純情一点ばりにお考えになつてゐる。こゝ数時間後には閣議決定通り提案の趣旨が必ず御了解の行くようなこととなるから、ぜひひとつ審議を進めてもらいたい、どういうあなたの強い御希望であつた。ところがそう言つたその晩、その晩に舞台はひつくりかへつてしまつた。そうなりますと、あなたは行政管理局長官とし、農林大臣は自分の部下を一万六千のうち数千名を犠牲にせなければならぬという重大な問題です。お前たちは首切るぞという方針を示しておいて、それでもう切らぬようになつた。これで一体政治的な責任と、大臣としての部下統率の責任が果されますか。その点二人から承りたい。そこをはつきりしてください。

○木村委員長 御答弁がありますか。

○橋本國務大臣 先般答弁申し上げました通り、近く話がつきましよう、その結果食糧統制の撤廃の問題につきましては、本年度産米の供出を終りまし

て、あと配給については、来年の四月一日以降なお本年度産米の配給をいたしますので、趣旨はかわりませんが、附則についておりますのを本文に入れた方がよいと研究をいたしました。今回については、もうすでに提出済み法律でございいますので、今回はもういいというように、十分に参酌をいたして措置いたしました。

○井上(良)委員 農林大臣はあとから一緒に答弁してもらいます。まず橋本さんの方から片づけて行きます。

○木村委員長 井上君、御注意申し上げますが、議事規則によりまして、なるべく議会の権成のためにお言葉を上品に願ひたいと思ひます。

○井上(良)委員 あなとも上品にやつてください。

○木村委員長 お願ひいたします。

○井上(良)委員 わかりました。橋本さんは、自分は提案通りの具体的事実がはつきりする、どういうことをあなたは言明されているのですよ。ところが今日の結果は違ふのです。そうして現にこの定員法は修正しなければならぬ事態に立ち至つてゐるのです。国会の意思の御自由な判断によつてという言が、国会の意思が、これをもし承認したとして政府の配給統制は一体現状で行けるとお考えになりますか。責任を国会へ持つて来てあなたは何を言うんですか。あなたみずからが解決しなければならぬじゃないか。あなたみずからが提案をして、話し合いが落んでいないからこう／＼という但書をつけて、それが別な結果に現われて来ている以上は、当然現在の人員整理というものには中止しなければならぬ事態に至つてゐるんですよ。そうしなければ

現在の食糧統制というものは、円滑に行かない事態に入っているんですよ。それをあなたはどうお考えになりますか。

○橋本國務大臣 井上委員はどういうように受取りになられたか知らないですが、私は今その話を申し上げた。私はあの附則に四月一日までに統制撤廃に至らない場合には、七千九百六十一人を復活することを要するという附則をつけて提案をいたしましたところ、審議の最中にそれについての総司令部関係の折衝の結果はつきりいたしました。四月一日までに統制撤廃に至ることはむずかしいというところは、七千九百六十一人は必要である、この法文の整理の方法につきましては、これは国会に責任をなすとかいうことではないので、提案をいたして御審議願っておりますので、国会の御意見も十分尊重いたして措置をいたしたい。

○井上(良)委員 なるほど附則はそうなっております。何ゆえに附則をつけなければならぬかというのが私の質問の本旨であつたのです。司令部と話しがついていないものなるがゆえに附則をつけたんでしよう。かくのごとき附則はつけないといふのがあなたの本心ではないかね、つけたくないという立場に立つて提案をしているのではないかね、司令部との話し合いで必ず附則をとるような事態になるというのが閣議の決定じゃないかね。閣議の決定とまったく異なつた事態が起つたんです。そうならば当然政府みづからが附則を削除してそれだけの定員は復旧して、人員整理全体のわくをこうする、みづからやらなければ、あなた、国民が一ぺんも欠くことのできない食糧を政府の責任においてやつておられるんですよ。それを国会の方へ責任を持つて来て、国会で何とか考えてくれるだろう、よくあなたそんなのんきなことで提案をなさるね。問題はそこですよ。もう少しあなたは政治責任を負わなければいけませんよ。そんな事務的な場合じゃないですよ。

○橋本國務大臣 私はいぜんから申し上げている通り、あの附則は閣議の決定を経て、総司令部に食糧統制の撤廃を折衝中のごさいましたので、あの附則をつけたわけでありまして、前にも申し上げました通り、私は閣議決定通り食糧統制の撤廃に至ることを希望いたしております。これは四月一日までにはむずかしいといふことがはつきりいたしましたので、あの附則の七千九百六十一人というものは、四月一日以降においても必要であると考えております。私はただ今日提案中の法律でございますから、十分に国会の方面の御意見も承りましてこれを措置すべきものと考えております。

○井上(良)委員 これ以上私とあなたとここで渡り合つておつても、時間をとつてまた中止されますから、次に農林大臣にお伺いいたします。農林大臣は先般米の質問に対して、附則によると七千九百六十一人ですか、これが四月一日までに復活できればよし、できなければ一月から三月末までに残余の八千何百を整理する、この八千何百の整理は大体麦の統制がはずされるという前提に立つておる、こういう基礎的なこの人員整理の御答弁をされておりますが、今の御答弁によると、四月から六月まで、こういうことになるかと年度をわたりますが、この八千何百の人員はどういたすつもりでございますか。これを伺いたい。

○橋本國務大臣 お答え申し上げます。今度の人員整理の期間は一月から六月までの間になつておるのであります。従いましてさよう申ししたのであります。六月まで麦の統制を続けて行くといふことではないのであります。一月から、いわゆる行政整理の期間内においては必ずこれを実行するといふ幅を申しただけでございます。

それから先ほど御質問の中におきまして、今度の行政整理といふことを、はつきりと政府にお示しして、食糧確保といふ重大な問題を統制撤廃しつつやるというところは、非常に困難な状況であらう、従つて農林大臣として部下掌握について非常に困難であらうが、自信があるかどうかといふことであります。私は自信を持つて部下を掌握し、国政上遺憾なきを期するつもりでございます。

○井上(良)委員 非常に自信のほどをお示しになりましたが、事態はそれとまったく逆であります。まづたく不確実な根拠に立つた、しかも司令部の了解を得ていないような整理案を天下に発表し、部下に解雇の、首切りの恐怖を与えた結果は、現実には供米の成績に現れて来ておるのではありませんか。本日われわれの調査するところによると、十月末の供米成績は、去年に比べて二百万石から悪いのであります。大臣はこれは作況その他が悪いから、あるいは電力事情その他の結果これが遅れた、こういうことを申されるかもしれないけれども、それは早場米地帯の一部地域に限つた問題であつて、もうすでに早場米が出まして、いよいよ本供出にかかる今日、この定員法の改正による、米麦統制撤廃によるいふ影響が現実にここに現われて来ておるという、この現実の事態を一体どうお考えになりますか。現実に二百万石昨年同様に比較して供出は減つておるではありませんか。この具体的事実をどうお考えになりますか。

○橋本國務大臣 井上さんも御承知のように、早場米の本年の割当予定は、約一千万石でございます。これは平年に基くところの六千三百万石以上の収穫予想を見越しての割当であつたのでございます。しかるところ本年の秋の氣候の状況が、にわかにくつたために、これが実質上一千万石を割当することとそれが無理であつたといふことがわかつたのであります。なおまた時期が遅れたために早場米の期間が上半期、それから中と後期、三期にわけておるのであります。特に初期が悪かつたので、十日間の時期を延ばしまして、さらに今回また地方からの要請に基きまして、十日間を延ばしておるのであります。こういう観点からして、現在の早場米の予算上の割当は、今までの一千万石を減しまして、約九百万石になつております。これに対して十月三十日付の集荷の状況を見ますと、大体八四、五パーセントになつておつたと存するのであります。従いまして十日延びました結果になりますれば、計画面上は若干遅れますけれども、予算の範囲内において計画したところまでは大体行けるのではないかと存じます。

なおまたこの政府の統制撤廃に関するところの措置について、若干の手違ひのために、生産者に不安の念を与えたことは事実であります。私の点は深く遺憾とするところでございます。明日から三日間にわたります知事会議におきまして十分に御説明し、協力を得て供出の万全を期したいと存する次第でございます。

○井上(良)委員 非常に供出に対しては自信があるようでございますが、これは先般本会議で各同僚から述べられております通り、政府の割当てようとする二千五百五十万石というものは容易ならぬ努力を要するのであります。しかも政府が現実に食糧統制は撤廃をする方針だといふことを言明しておる今日、そこへ持つて来て、この麦の統制をはずすといふことを、内閣官房長官もきよう小委員会で言明をされておるようですが、今吉川さんからもお話がありました通り、一休麦をはずした場合米は何百配給しようとするのですか。そうしてその場合、一休七千幾ら残つた定員でやつて行けるかどうかという問題がここにあります。それから実質上米だけの需給調整といふものはできなくなつてしまひはしないかと思ふのです。というのは第一この米の現実の配給が生産地と消費地と違ひます。現に消費地は十日分の配給が完全にできていない状況です。配給しようとして努力しておりますが、すでに三分、四分と遅配が起つておるところがあります。生産地へ行きますと、内地米だけで十五日も二十日もおくれいております。この不均衡を一体どういふふうにして直すかといふことは容易ならぬのです。そこへ持つて来て労務加配米は依然として続行して行かなければなりません。この労務加配米

が少くとも四百四、五十万石かかりはせぬかと思つております。この労務加配米は米で確保してやるつもりでしようか、そういうことになつて来ますと、たとへて言いますと、三月末までにいりますものが約千二百万石ほどあります。そうすると四月以降に約一千万石しか、かりに知事側が責任をもつて引受けようとする二千三百五十万石が確保されたとして――私はこれの確保はむづかしいと考えておりますが、確保されたとして四月以降に一千万石なければ予定通りの配給はできないのです。このうちから少くとも二、三百万石の加配米を差引きました場合、内地米配給というものは政府が幾ら配給しようとしてゐるかはつきりお答え願ひたいのですが、かりに一合ずつ配給すると予定をして、その配給自体がまったくくずれてしまふ、私はこう見ておるのです。くずれないという自信をあなたはお持ちになりますか。労務加配米は米でやろうというのか、今の配給基準を引下げるというのか、それから一般配給を何合一体配給しようとするのか、その配給基準はくずれないで堅持できるかどうかという問題について明確にお答えを願ひたい。

○根本國務大臣 答え申し上げます。井上さんの御質問は、まず第一に、政府が非常に苦勞をして努力しても二千五百万石が出ないだらうということの御心配であります。供出の状況は非常に困難であることは私も認めます。万全を期してその確保をいたしたいと考えます。なお麦の統制撤廃をした場合におきましては現在米麦合せで二合七勺の分が、今度は米だけでありますから、従つて現在の配給率から

いたしますれば生産地においては二十日分、あるいは二十二、三日分のものであり、消費地におきましては、東京、大阪のごときは十五、六日分、従つてその間に多少のアンバランスが生じます。これを全部平均並にするかどうかという御質問のようにあります。これは御承知のように従前からこういう比率でございまして、その比率が少しずつ突は下つておることも事実でございまして、麦の統制を撤廃いたす前提は、御承知のように現在のマル公とそれから実効価格あるいはやみ価格よりはむしろ安い状況でありますので、これをはずしまして消費者の生活には影響がない、こういうことにならるのであります。従ひまして現行の米食率でおおむね配給いたしまして、従前とかわりはない。こういうような観点で目下検討中でございます。

○木村委員長 井上君、時間が超過いたしましたから、なるべく簡潔にお願いいたします。それから労務加配についてはどうかということでございますが、これは先ほど申し上げましたように、米につきましては来年十月末日まで配給をいたすという建前になつておりますので、現行の加配米の基準に従つて配給をいたしたい、かように考えておる次第であります。

こういふわけ方になつておるのであります。従つて麦をはずしたということだけで八千人もの人たを首切らなければならぬといふほど麦に多くの人がかつておりません。これは大臣御承知の通り、内地産の麦で、これは外国食糧を入れましたも、内地産だけで配給に使えますものは八百万石くらいであります。しかもその麦は先般も申しました通り、供出は完了し、内地産の麦はほとんど本年年末までに配給は全部してしまつて、あとは外国食糧の輸入管理、払下げは政府の手に残つておる。単に配給の面だけの仕事は今民間に移つておる。配給面の仕事ははずされるということによつて、八千もの人が首切られなければならぬといふ、それほどむだな人を食糧がかかえておるということとはわれ／＼考えていない。どんなことがあつても考えられない。そうなりますと、現実で需給調整の円滑なる運営に重大なる支障を来して来やせぬかという大きな問題が、ここにどうしても残るのじやないか。この問題に対して国民を納得せしめ、また被整理者をして納得せしめる政府の具体的な答弁がなければ、われ／＼農林関係の者として得心ができませんのであります。これを明らかにしてもらいたいのが一つ。

それからいま一つ、さきに河野氏からきわめて適切な御質問がありました。検査官の問題であります。問題は検査の重要性を大臣も認められてる今日、また自由販売になればなるほど検査が重要な要素になつて来ることは、法律の規定である通りでありますし、大臣みずからそれを確認してお

ります。そうすれば当然この所要人員というものは、さらに充実に行かなければならぬとわれ／＼は考へるのであります。ところがこの面を大幅に減らすとしてゐるのです。これをどのくらゐ復活する予定でございませうか。かりに政府の統制撤廃完了までと予定をいたしまして、現在政府はまだ続けて行くといふから、そうすると、ただちに本年の産米の供出にも重大な影響を来して参りますので、どれだけ復活をする見込みでありますか、これを明らかに願ひたい。それが二つ。

三つは統計調査のことも、これに関連がありますから、これも当然復活をしてもいいと、実際上全体の取引その他の上に影響がございしますが、この統計調査の方の救済し得る人員はどのくらいになりますか、これを明らかに願ひたい。

最後に災害関係でございますが、農林関係の災害復旧費全体で百四十億ほどあります。この百四十億の予算によつて八十五人の方の仕事をやらしてあります。ところがこの八十五人から十六人減らそうというのですが、この八十五人の扱う事務量というものは三万件に上つております。八十五人で三万件の災害復旧関係の処理しなければならぬ現状になつておるのです。そのために、いろ／＼な現場の査定といひますが、書類の査定が遅れてしまつて、現にまだ七月豪雨ですが、六月豪雨ですか、あれがどうにか片づく現状です。新しく起りました、その後の災害等については、全然手がつかぬ現状にあります。それといふ一つ、全体の公共事業の定員を見ておりましたも最初五千八百三十七人の定員が、現在

いろ／＼な関係から二千三百三十一人に減されておるのです。そこへもつて来て、最近では災害、災害、災害で、まったく災害に追はれる現状にあるのです。これに關係の人々はどうへとくです。そういう状態にあるのに、特に農林関係の事業というものは、植付期まで何となく急ぎ足で復旧しなければならぬ。至急に現場査定といふものが要なんです。そういう大事な仕事をやつておる人々の首を十六人もこでちよん切つてしまひ、あとどうしようというのですか、災害復旧は少々遅れてもかまわぬというのですか。常に災害復旧のすみやかなる進行を要求しておる大臣といたしましては、現に逆な結果が出ておりますから、これはほんのわずかの人のようでありますけれども、及ぼす影響は大きいですから、これはぜひ御考慮を願ひなければならぬ、この四つについてお答えを願ひたいと思ひます。

○根本國務大臣 農林省の、特に食糧関係の人間が多く切られる、しかもそれが麦の統制撤廃という前提だけでこれをやるというのは非常に多過ぎはしないか、こういうことではございまして、先刻も御説明申し上げましたごとくに、今回の整理におきましては、配給につきましては来年の十月末日までであります。供出については二十七年年度には考えていないという点と、それから一般整理という点と、事務の簡素化に基づくところの整理と、こういうものを合せまして考えた次第でございまして、従ひまして、今回もこの整理がなされまして、――附則から本文に直つても同じことではあります、その程度の人間をもつて配給事

務も十分やれる、こういう考え方です。従いまして政府といたしましては、ただいまこれを訂正して増員をするという考えは持つていない次第であります。

その次に検査の問題でございますが、検査も先程申し上げました通り、この必要性は私も認めておるのでございませう。先ほど申し上げましたように、検査事務は実は供出促進という問題と、支払い事務も含んでおりまして、この点の合理化はできる。もう一つは検査員の定員を、どの時期をつかまえてきめるかということには、いろいろ議論があるのでございませう。最も忙しいときにフルに十分なる仕事ができるという前提でありまして、相当多くの人員を要するのでございませう。それからまた閑散のときを見ますと——これは一年を通じて申しますれば、時期的な繁閑の別がひど過ぎる、こういう観点からしまして、中庸をとりますして、最も忙しいときには、臨時職員をもつてその事務に当らせるといふことになりまして、定員を相当程度節約できる。今政府でとつておるのは、その中庸をとつておる。臨時事業費に基く事項の措置をいたしたいという考え方です。

第三点の統計調査の問題は、これも先ほど申し上げました通りでございまして、これを最もこまかにやるとすれば、もつと人がいるのであります。たとえば農家別についてやるといふことになりまして、これは膨大な人員を要するのでありますから、大体三箇年の経路に基きまして——統計は御承知のように一年だけではなかつて固まらなものです。一年二年やることによ

つて、大体その基礎になる根拠ができて、年々その差というものがこれによつて修正されて行かなければならぬのであります。そういう観点からしまして、実は昭和二十三年からこれができるので、二十三年から二十四年は非常に多かつたのであります。供米制度が漸次緩和されるに従い、また統計の質が技術的にも能率を上げることによりまして、今回の整理をもつて大体目的を達成し得る、こういう考え方を持つておるのであります。

第四点の災害復旧の要員でございませうが、これは本省定員における問題でございませう。本省の定員は、御承知のように企画立案でございませう。それで先ほど御指摘になりました復旧の現場の仕事は、御承知のように、地方農地事務局でやつておるのでございませう。そうしてさらにその末端は、実は府県においてこれを実施いたしておりますので、中央における十六名は相当程度がきつたようでありまして、一般的な他の官庁と同様の整理率でありますので、これをもつてなし得ると考へておる次第でございませう。

○井上(良)委員、それはちよつと違う。農地関係の整理は、御存じの通り農地事務所というものは今度大幅に整理するにやありませんか。そうすると話が食い違つて来るがな。中央を残してあるから心配ないというのならいいけれども、地方を大幅に首切つておきやがつて、それであつた、そんなうまいことはできやへん。

○根本国務大臣、出先機関につきましては、御承知のようにこれは一般的に同率をもつてやつておりますので、これは御心配ございませぬ。地方農地局

を全廃するのではございませぬ。一般整理をいたしただけでございませう。

○井上(良)委員、そんなことはないよ。まああつたは別のときでいい……。

○木村委員長、井上君、終了いたしましたか。

○井上(良)委員、いや、最後に一言申し上げておきますが、今の御答弁によりますと、たとえば統計関係において、全然統制を続けることによつて救済はできない、こういうのですか。それとも国会で修正すれば、政府は修正を認めますか、その点はどうか。それから橋本さんにもその点をお答え願ひたい。

○根本国務大臣、お答え申し上げます。政府は統計につきましては、これは御承知のように統制が続いて、これはかわらない方針でございませう。なお検査につきましては、二十七年度におきましては統制は解除するという方針で、この定員法はできておるのであります。本年の問題につきましては、現定員がおりますので、これには関係がないと思ひます。なおまた委員会において修正したなら政府はそれをのむか。これは当然なことでありまして、われわれは国会においてきめたことを実施するのでありますから、それはその通りであります。

○井上(良)委員、それでわかりました。〔委員長退席、青木(正)委員長代行〕

○竹村委員、私はまず農林大臣に伺ひたいのですが、先ほど来の各委員に対する答弁を聞いておきますと、たとえば農地局の府県出先の整理、あるいはその他の整理にいたしても、ほかの官庁並にその同じ率で整理するん

だ、こういう答弁がされておるわけでありませうが、そういうしますと、たとえば私はこういう人員整理というものが、あなたは農林大臣で少くとも農林行政をつかさどるに必要な人員は確保する、もし不要であつたならばこれはやめる、こういう建前から、少くとも農林行政を推進する上において、自分の政策を執行する立場から、一切の整理というものをもしやられる場合においては、そういう観点からやらなければならぬと私は考へるのですが、しかし一般には官庁が、そういうふうにあつても、まあその率に従つて行く、そういうふうな受取れるのですか、そういうふうな考えで、一般並だからしかたがないというので首を切る、こういうふうな考えられたのかどうか。それだけまずひとつ聞きたい。

○根本国務大臣、お答えいたします。現在の政府の出先機関の人員は、おの必要をもつてやつておるのでございませう。ただ政策の転換によつてこれが廃止するといふ場合については、これと別問題でございませう。一般並だからそれで必要があるが、なからうがといふことではございませぬ。ただいま必要な機構として、必要な人員を持つておるのであります。今回の整理におきましては、出先機関については、これ／＼の基準をもつて整理するといふことになつておりますので、先ほどの井上さんの質問は、実は出先農地局が非常な大幅な切れ方をしておつて、その上に本省における企画事務も非常に減つておるといふ話でありました。それなので、私は一般

整理をやつておるのでありまして、そういうような激減はしてはいないというのを申し上げてございませう。

○竹村委員、まあ承つております。大体自分が農林行政をやる、その政策を執行するために必要な人員だけは残して、それ以上は首切つたのだ、こういうふうな受取つたわけですが、そういうしますと、大体現在あなたは国内の食糧問題は一応自由販売にするというふうな政策をお立てになつておるので、その場合に自由販売にできるほど、いわゆる国内の食糧生産というものが充実したものであるとお考へになつておられるのかどうか、その辺を伺ひたいのです。

○根本国務大臣、はなはだ失礼でございませうが、ちよつと実は秘書官から急な用事で話がありましたので、もう一べんここで立つたままでお聞きいたしますから、ひとつ……。

○竹村委員、あなたは自分の政策を執行するにさしかえないという観点から、今回の首切りを始めたのだ、こういうふうな受取つたのですが、そうするとあなたは、それと同時に国内の食糧供給の問題についても、先ほど来の答弁によりますと、一応来年度からは野放しにする、大体自由にするのだ、こういうふうな言つておられるのだから、それには国内の食糧自給の問題、いわゆる食糧の生産の問題については、これで十分だといふお考へを持つておられるかどうかといふことを伺つておる。

○根本国務大臣、お答え申し上げます。これは農林委員会もしくは本会議においてしばしば御説明申し上げておるところでございませうが、現在の日

本の食糧は外国に依存することが約二〇％程度でございます。従いまして国内の自給度を高めるということが最も大事な政策でございます。その意味におきまして、増産に重点を入れることもこれまた当然でございます。従いまして現在の増産程度でよろしいとは断じて考えておりません。これは大いに増産の施策をせなければならぬと考えております。なお統制を撤廃した場合において、野放しにするから管理関係がないようなふうになりはしないかとの御心配のようであります。さようではございません。すでに定員法に示してございまして、統制撤廃いたしましたとしても、外国食糧については管理し、さらに内地産の米麦につきましては、需給調整のために必要なる予算と必要なる人員をもつてやるということとで、すでに定員法にありまします。とくに、今なお一万余千人の人間がここにおられるわけでございます。約二万人近い人間が、この食糧の管理の管理のためにあるわけでございまして、この程度をもつてなし得ると私は考えておる次第でございます。

○竹村委員 現在の日本の食糧政策というものは、このままでいいことはない、増産さすのだ、まあその通りであります。しかし、さういふ場合に、その増産をはかる、つまり自給度を高めるために増産をはかるのだ、万般の施設をしておるとおっしゃいましたけれども、実はわれわれは一つも万般の施設はされてないと思うのでございす。そこでひとつお聞きしたいのですが、たとえば日本において、現在あなたの考えでは、自給度を高めるために、干拓地、採草地あるいは大体開墾

に適當な山林等がどれだけあつて、これを開拓することに必要なる人間、つまりそれを開拓することを進める人間がどれだけ必要だとお考えになつておりますか。少くとも現実に日本の食糧自給度を高めて行く、生産を高めて行くとするならば、まずこれを第一にやらなくてはならぬと思うのでありますが、これに對して農林大臣は一体どういうような具体的な方針を持つておられるか、伺いたいのではありません。

○根本國務大臣 食糧増産の政策について何ら持つていないというお話であります。これは吉田内閣成立以來の予算並びに実績を見ていただければ、ただちに明らかになることと思ひます。すなわち現在の日本におきまして、大規模に開墾並びに増産し得るところの地点は北海道でございます。北海道につきましては、年々この開墾のために多額の経費を計上しておる次第であります。特に一昨年来大きな問題になつておりますのは、泥炭地の改良でございます。泥炭地につきましては、排水と客土によつて、これは相當飛躍的に増産ができておるようでありまします。この点についても重点を置いておる次第であります。なおまた増産のために大きな余地を持つておるのは東北地方でございます。これにつきましては、単作地帯振興臨時措置法等を通じて措置を講じておるのであります。なおまた増産のために必要なる問題におきましては、これは非常に消極的であるようにありますが、これも最も効果的なものとして病虫害の予防駆除でございます。これにつきましても、本年は薬品の備蓄をいたしまして、これの対策を講じておる次第でございます。なおま

た秋落ち地帯、酸性土壌の改良についても施策を進めておるわけでございす。またこれは公共事業費のみならず、農村における土地改良並びに経営改善のために要する費用が今までございましておつたのでありますが、これにつきましても、農林漁業融資特別会計において六十億を計上し、さらに今回の補正予算において六十億を増額しておる次第でございます。全体の計画といたしまして、御指摘の通り今後の土地造成が問題であることは、もとよりであります。その意味におきまして、国有林の開墾、あるいはまた開拓地の造成についても予算措置を講じ、その推進をいたしておる次第であります。長期計画としましては、すでにこの前も申し上げたのでありますが、政府は十箇年において食糧自給度を高める計画を持つておまして、その一部がすでに復興三箇年計画として示されておるわけであります。

○竹村委員 もつともらしい説明はしておられるのですが、しかしさういふ施策を重点的にやうという人々の首切りを、同率的に、率で割出したようにやられるのは一体どういふわけですか。

○根本國務大臣 増産並びに土地造成をやるために、役人だけがふえることによつて目的が達成することではございません。むしろこのために必要な経費が問題でございます。なおまたその企画立案が最も能率的になされるというところでございまして、さういふことに重点を入れるから人間を多くふやせというにはならぬと存じます。たとえば、御承知のように貿易の振興は非常に大事でございますが、貿易の

振興のために役人だけをふやしまして、さうしてその基本をつちかかわない場合には、役人だけをふやしても何にもならぬのであります。

○竹村委員 私はいたずらに役人をふやせといふことを言つてゐるのではありません。先ほどからあなたの説明を聞いておりますと、結局においては、もつともらしい説明はされますけれども、さういふ重点的なほんとの農政といふものをやつて行こうとするならば、たとえば重点的なところに金さふやしたら、役人はふやさぬでもいい、もちろんさういふ場合もありま

すけれども、一つのさういふ大きな開墾政策——日本において少くとも百万町歩は開墾でき得る余地がある。たとえば山林にしても、国有林にしても、さういふ点にしても、それはあなたの方の農林省から出た統計にもはつきりされておる。さういふものを、現在失業で苦しんでおるような人々をも動員して、一切の日本の国力をあげてこれを一挙になし遂げるといふような施策は、二つも見当たらないのであります。あなたの先ほどから言つておられることを聞きますと、平々凡々として、とにかく口ではさういふことを言うけれども、実際の面においては、首切りの問題等を通じてみましても、全然現われていない。そこに私は問題があると思ふ。あなたが説明されておられることを、実際にやりになる考えを持つておられるのかどうか。私は持つておられないと思ふ。持つておられないために、三箇年計画といつたところで、実際にいってやつておられない。そしてたとえば外国の麦なんかをどん／＼入れておられる。そしてまた先ほどか

ら聞いていますと、麦の統制撤廃を一月から六月までの間に行う、さういふふうにはつきり言つておられるが、これに對する、いわゆる麦作農家に対する施策といふのはお考えになつておるのか、おられないのか、このことも一つも言つておられない。そして私が先ほどから言ひましたように、開墾の問題についても、全然さういふ重点的にやる施策はない。さうして今度麦の統制撤廃をした場合に、いわゆる麦作農家に対するさういふような施策を行わんとするの、この点を伺つておきたいのであります。

○根本國務大臣 お答え申し上げます。国家の施策といふものは、一つだけ重点を置いて、すべてを放棄するわけには参りません。やはり総合的な均衡のもとに、しかもそのうちにおける比較的重点といふのがございす。これはいづれの国家においても同様でございます。なお麦の統制撤廃によりまして麦の減産を来すではないか、何らの施策がないと言われましたが、これは先ほど井上委員その他の方に対して答へた通りであります。われわれは野放しの撤廃ではなくて、価格支持政策によつて調整して参るといふことを、これまで繰返し／＼申し上げた次第でございます。

○竹村委員 それではあまり言いたくないのだが、聞きますが、価格支持政策、さういふふうには言われまが、それでいゝゆる麦作農家を保護する、さういたしますと、その麦の支持価格といひますか、何か最低価格、さういふものを政府は米と對比して、米の価格の六〇に押えようとするのか、あるいは五〇に押えようとするのか、あるい

とについて私どもが考えた場合に、これは現在の農林関係の統計事務所が、その内容を従来農民から誤解をされ、供出のお先棒をかつがせしめたような印象を与えたが、この印象を払拭いたしまして、新しい一つの業務の内容に改善を加えて行くこと以外に大體ないと、これは農林大臣もしくお述べになつてゐる。そしてこれに対する業務の内容の是正ということにつきましては、農産物の調査あるいは農林経済調査というように重点を今後置かれねばならぬはずなのだ。ところが実際に統計調査関係の行政整理は四三・六%という一番農林省関係でも著しい整理率でありまして、こゝういふ行き方をもつてしまつては、農林統計調査のいゝゆる最低程度を維持して行くことはできないと思ふ。従つて現在なそうとしてなし得ない米の生産費による生産費方式の確立に必要な資料の充実ということば、願うべくもな結果になりはしないか。こゝういふ点で事実上において政府はいゝゆる米麦の統制撤廃という仮定の上に立つて今回の行政整理を強行せられようとしたのであります。かりに統制が撤廃になつたとしても、需給調整の構想の中心をなすものは、やはり政府の買上げ価格が問題になるのであつて、その価格を何人がどういふ方法によつて決定するかという点については、依然として統計資料の必要のあることは論をまたないものである。その点について事実將來政府の考へておられる需給調整の基幹をなす政策の裏づけであるこゝういふ行政面の大規模整理をやつて、はたして政府が申しておられることが実現できるかどうか私どもは疑わざるを得ないものであります。どうも農林大臣の御所見は、いつも良心的な御所見をわれわれ委員会等においても聞いておるのでありますけれども、現われて来る政策の現実の姿と農林大臣の御所見とは、必ずしも一致しないような——これは偏見かもしれないが、そゝういふ印象を受けるのである。そこでこの米価決定について統制が存続しよう、あるいは撤廃になつて需給調整が新しく登場しよう、その根幹であるいゝゆる根本の生産費の価格算定並びに決定方式について、生産費方式を政府は放棄しようとしてゐるのかどうか、この点をお尋ねしたいと思ひます。

○根本國務大臣 答へ申し上げます。足鹿さんから今たいへん理論的な問題に關連して理路整然と御質問がありました。私もその点についてはまづたく傾聴いたします。問題は今度の行政整理によりまして農業統計調査職員が著しく減らされてゐる。従ひまして今後主食の統制撤廃がなされましても、価格支持政策をとる限りにおいて米価算定の基礎的な資料が整わなければならぬ。これはまことに同感であります。しかし今度の整理にあたりましては、足鹿さんも御承知のようにこの統計調査のうち一番多くのウェイトを占めてゐるのは作報職員であります。作報職員については大きく切つてゐるのであります。今御指摘の農業統計、特に生産費等を計算するところの職員は、これは作報の人員からすればずつとその整理率は低くしてゐるのであります。總體として非常に大きな率になりまして、この点については私は十分吟味したつもりでございます。大

體農業統計調査のうち氣象感應あるいはそゝういふような生産費關係などを調査する人員については、一〇%の整理の方式でこれは算定したものであります。この内容についてはわかれておるのであります。作報事務とそれから氣象感應の事務、それから集計、加工の事務とわかれておりました。そのうち繰返して申し上げますが一番大きなウェイトを占めてゐるのは現業の作報事務であります。

○足鹿委員 最後に農林大臣にいま一点お尋ねをいたしたいと思ひます。先刻の竹村委員の御質問に對しまして、いゝろ／＼と単作地帯の振興等について御所見がありました。しかし現実の問題として東北、北陸並びに山陰方面の単作地帯に對するところの振興対策といふものは、その基本的な法律が前國會において通つた、その補助金も二十億といふものが近く参議院がこれを可決するならば通るのであります。この交付基準等について、事実上最も振興を要するやうな奥地山村地帯の耕地改良が、百町歩という大きな基準にぶつかつて、事実上不可能になる現実が動いてゐる。これに對しまして直接本日の議題に對しております問題とは関連がありませんので、私お尋ねいたさなかつてもいいのであります。先刻御答へがありましたから、この点について予算の執行にまで大蔵當局がいゝろ／＼と農林當局を制約して行くやうな形が、この単作地帯の振興に限つて出て来るのかどうか、これは非常に關係方面が注目しておられます。大きな問題であり、また政府が単作地帯に對するところの常に熱意を表明しておられる振興臨時措置法の具體的な裏づけの

大きな問題でありますので、この機会に明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○根本國務大臣 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に關し、その予算の執行について大蔵省の完全なる了解を得ていないのは御指摘の通りであります。目下折衝中でありまして、これは御承知のように、予算の項目の内部について、大蔵省の発言があることは農林省のみならず、各省においても同様でございます。この点については大蔵省といたしまして、予算の編成上どの項目まで認めることが妥當であるかどうかといふことは、農林政策上の立場と違つた意味におきまして、今後の予算の膨脹あるいは限度といふことから考へてゐるのであります。農業政策それ自身に對する干渉とは考へてゐない次第でございます。

○足鹿委員 農林大臣に對しますお尋ねは以上で打ち切りたいと思ひます。最後に橋本長官にお尋ねをいたしたいと思ひます。私の農林大臣に御質問を申し上げました点を、そのまゝそつくり基本的な考え方についてお尋ねをいたしたいのであります。いゝゆる行政整理の基本的な共通方針は、前回の際もまた今回も同様の画一的な一つの方針によつて貫かれておる、これはやゝうと思つてゐるにはやゝを得ない措置であるとは申しながら、私は非常にそれから来る結果といふものの影響が大きい關係上、主張したいのであります。特に日本農業の場合は、他の關係省も技術方面に對しても同様の画一方針で臨んでゐるのであるから、農業のみがこれを免れることは困難であるといふがごとき農林大臣の御所見があらまし

た。しかし日本の人口の過半数に達するやうな龐大な人口を有し、そゝうして日本經濟における地位もきわめて重要であり、特に食糧問題等について戦後における一番大きな役割を果そうとしておるこの農村政策の基調になるのは、一般農政と同時にその裏打ちをする農業技術についての深い理解がなしに行われたのでは、私は、政府が望んでおられるところの國民への奉仕のため、この行政整理が断行せられんとしておりますけれども、結果から見て逆な事実を招来するのではないかと思ふのであります。常に行政が技術に優先して行く傾向を私どもは非常に遺憾に思ふものであります。万やむを得ない面もあるでありますが、しかし將來はほんとうにこの政策が空転しないために、いゝろ／＼な重点政策が真に裏づけされるためには、技術的な面が画一的な行政方針の犠牲になるやうな方針では、私どもは非常に結果が来るのではないかと憂うものであります。その点について行政整理の主管長官として、基本的な今度の御構想、またこれに對してどのような御配慮がなされたかといふことを最後にお尋ねをして打ち切りたいと思ひます。

○橋本國務大臣 今回私が行政整理の案をつくりました元になりました政令諮問委員会の田中二郎委員がつくりました案によりまして、それを基本にして私が考へて参りましたもの、今足鹿委員からお話になりましたものとまづたく違つた方向でございます。個々の何千といふ項目について、個別に事務整理をいたしたわけでありまして、その間におきまして、技術的な面につきましては十分に尊重いたしましたし

て、研究機関等に関しましては、これを十分に伸ばすようにいたして参つて来ております。あるいはお考えによりまして、こういう部分は技術尊重でないというふうにお考えかもしれせんが、それはおそろく例をあげておられるのは作報の問題ではないかと思ひます。これは格別これが技術であるから尊重しないとかんたかいうことではまったくございせん。むしろ一番の問題は一般行政の仕事のやり方、つまり技術的な面というものはおのずからいろいろの制約がありますが、一般の事務行政の面における仕事の繁閑に応じた整備ということを一主体にして参つたのであります。

○青木(正)委員長代理 次は労働委員の方々からの質問をお願いします。受田新吉君。

○受田委員 ます労働大臣にお伺ひいたしたいと思ひます。先ほど淺沼委員より、この定員法の改正によつて、大量の首切りが断行されるのであるが、同時に地方公務員等にも当然累が及ぶ結果となるのであるが、これに対して失業対策が十分打立てられておるかどうかという質問もあつたが、その席で大臣不在のためにつまびらかにせられなかつたのであります。きわめて簡単にその対策をここで開陳していただきたいのであります。

○保利國務大臣 お答えいたします。先般も内閣委員会でお答え申し上げましたわけですが、大体今回政府提案になつております整理案によりまして、私の予測しておりますところでは、失業退職をせられる方は六万内外ではないか。従来のいろいろな経験から割り出して見まして、そのうち

六、七割ぐらいが再就職の希望を持たれる方ではないか。これは橋本長官からもしばしば申しておられると思ひますが、今回政府が行政改革をやるという方針をきめると同時に、それに着手するにあつては、退職者の処置をどうするかというのを合せて、基本的な態度を決定しなければ、かかる問題に着手すべきでないという考え方が、まず退職後における相当期間の生活不安をなからしめることが大事である。と申しますのは、依然としてわが国の失業情勢というものは相当深刻なものがあるわけでございます。いろいろの方途を尽しても、再就職をされるには相当の期間が要すると思ひなればならないわけでありまして、そこで退職金も財政力の許す限り、できるだけ大幅に支給しなければならぬ。その支給した退職金に現行のような過重な税金がかつたのでは、政府の意図するところが実際に効果が上がらない、むしろ税制一般との考慮の上からではございせんけれども、この考え方から今回の退職金に対する課税の大幅緩和も由来しておるわけでありまして、そこでひとつ再就職をしたいという方に対しては、実施官庁でまず第一番にできるだけごあつせんを申し上げ、それではむろん十分ではありませんから、職業安定所あるいは民間の協力を得て強力な求人開拓をやる。もう一点は、今日の労働市場から見まして、失業問題は深刻だとは申しますが、

の、また一面相当の技術を持つておられる方は比較的就職の機会が多いようでありまして、たとえば現在施行せられております職業補導所の講習終了者の就職率を見ましても、就職を希望せ

られる方はほとんど百パーセント就職をされておるのであります。いかに技術習得者が今日の労働状況に照して就職が容易であるかということから考えまして、また今回の行政改革の主眼とするところは、余剰の人ができるだけ産業再建の面に働いていただくということが、また一つの趣旨であるわけでありまして、むろん政府でどうこうということは考えまされんけれども、本人の御希望によつて技術を習得して安定した職業につきたいと希望せられる方には、今回の退職者を対象として、二十七年一度一年を限つて臨時の短期の補導施設を開設したい。そういう上からいたしまして、先般御決願いたしました予算の中に、三月まで準備をいたすその所要の資金として四千万円の予算をお願いいたしましたのであります。四月早々にこの活動を開始いたしますことによつて、非常に困難であると思ひますけれども、私どもの考えとしておりますことによりまして、大体処置して行けるのではないかと、こう考えております。

○受田委員 今失業対策に対するあらましの構想を伺つたのであります。その中に労働省所管の職業安定所が相当重大な役割を果すことを指摘されております。ところがこの行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の提案理由説明の中に「職業安定事務等の窓口事務に従事する職員」等とあげられて、軽微な整理にとどめたと書いてあります。失業対策が今度非常に重大になつて来るこの際、窓口事務に従事してゐる職員というものは、現在ですら一日二十数名の者を取扱つて非常な過重負担をやつておりますが、しかも

この失業対策がさらに倍加されるということになる、この職業安定所の窓口事務に従事している職員は非常な負担過重になるものであります。この提案理由の説明によると、軽微な整理というのであります。幾ら整理することか、事実そういうことで整理することが可能であるのか。むしろ失業対策としては、現在加配米等の取扱ひもあるから、これをいろいろと考へた場合に、この職業安定関係の窓口業務の従事者は増員する必要があるのじやないかというぐらゐに考へておるのである。この点を幾ら整理するのか、整理することを正す必要はないか。今私が申し上げた、むしろ増員するといふような構想に対しては徹底的に否定せられるのか、この点についてお伺ひいたしたいのであります。

○保利國務大臣 これはごもつともでございまして、職業安定業務に携わつておられる人たちは今日以上に減らすということは容易ではない。しかしその点は十分政府全体としても参酌していただいて、職業安定所の職員八百四十人の整理ですが、それも実際紹介業務をやつてゐる人たちにまわらないで、まづたく内部事務に携わつてゐる人たちの五割という軽微な率の整理をするわけでございますが、そのうち特にこの関係におきましても、いわゆる労働加配の面は六百七十人の定員を持つておるわけでありまして、これは先ほど橋本長官も言われましたように、四月以降配給を続けるということになれば、これは当然正の措置をとられると期待いたしておるわけでございます。そういういたしますと、一万有余の安定所の中において、実際の整理人員と

しては二百人くらいなる。今日非常に困難な職業紹介事務に携わつていただいている安定所のごときはございせんけれども、これは季節によりまして、特に新卒生を目前に控えておるわけでありまして、今回の退職者の世話と新卒生との世話とかち合つて参りますから、相当安定所の職員の方々には御苦勞でございまして、万全を期して行くつもりであります。御心配は大體なからうかと私は思つております。

○受田委員 今の大臣の御答弁の中に、職業安定事務の窓口の事務に携わつてゐる者は整理しないというお言葉があつたのですが、この提案理由の説明の中に「職業安定事務等の窓口事務に従事する職員は軽微な整理に止め」と書いてあるのですが、それは間違ひですか。

○橋本國務大臣 提案理由の説明は私が述べたので、その内容を御説明申し上げました。「窓口事務」とそこに書きましたのは、労働加配関係のものだけを書きました。労働加配の関係につきましては、配給が継続されますので、ごく軽微な整理であります。今お話のありました一般の職業紹介関係の窓口事務の者は一人も整理をいたしていません。整理をいたしますのは、労働加配関係が整理の対象になりました。あとは窓口に出ません庶務、会計関係のものについて軽微な整理をいたすのであります。

○受田委員 この提案理由の御説明をなさつた橋本大臣の御答弁で、その性格はわかつたのであります。先ほど橋本大臣が言われたように、労働加配米の担当職員を約三百数十名残すとい

は、これはごもつともでございまして、職業安定業務に携わつておられる人たちは今日以上に減らすということは容易ではない。しかしその点は十分政府全体としても参酌していただいて、職業安定所の職員八百四十人の整理ですが、それも実際紹介業務をやつてゐる人たちにまわらないで、まづたく内部事務に携わつてゐる人たちの五割という軽微な率の整理をするわけでございますが、そのうち特にこの関係におきましても、いわゆる労働加配の面は六百七十人の定員を持つておるわけでありまして、これは先ほど橋本長官も言われましたように、四月以降配給を続けるということになれば、これは当然正の措置をとられると期待いたしておるわけでございます。そういういたしますと、一万有余の安定所の中において、実際の整理人員と

しては二百人くらいなる。今日非常に困難な職業紹介事務に携わつていただいている安定所のごときはございせんけれども、これは季節によりまして、特に新卒生を目前に控えておるわけでありまして、今回の退職者の世話と新卒生との世話とかち合つて参りますから、相当安定所の職員の方々には御苦勞でございまして、万全を期して行くつもりであります。御心配は大體なからうかと私は思つております。

うことに切りかえるようにする。整理するのをそのくらいにとどめる。同時に今内容を調べてみると、加配米関係の職員六百七名のうち、百五十名を整理するようになつておると思うのですが、四分の一の整理というように、ことが加配米担当者として事実可能でございましょうか。この四分の一の整理ということは、整理としてはあまり高率ではないのでしょうか、労務の過重を来しはしないかということをお尋ねいたしたいのであります。

○保利國務大臣 お答えいたします。私はこれで十分やつて行くつもりであります。

○農田委員 この職業安定業務のごときものがいよくその責務が過重せられるときに、あるいはこの職業安定業務を地方移譲にするような意図が含まれておるのではないかと不安を感じられるのであります。その点について心配はありませんか。

○保利國務大臣 私はそういうことは考えておりませんから、心配もいたしておらぬのであります。現在の状態でやつて行くつもりであります。

○農田委員 この労務関係のもう一つの問題として、先ほど柄澤さんから質疑された労働基準監督官の職務過重の問題であります。さつき柄澤さんのお説にもあつたように、基準監督官が事業場をまわりするのに六年もかかるという比率を出しておられた。私の調査によれば、三年くらいでまわれるというように、いろいろ見方で違いがあると思いますが、この労働基準法を實施される上にそそうはないかどうか。非常に重大な労務管理の立場から職務が、今後労働基準法その他の法の

規の改悪というものをひそめて、労働基準をそやうにしてもよろしいということになるのではないかと。現在ですら、その目をかすめて労働基準法違反をやつてゐる事業場が数え切れないほどあるにもかかわらず、さらにこの不安が増大するのではないかと。この労働基準監督官の職員を整理することを感じるのであります。従つてこの労働基準監督官の職員を整理することに対しては、非常な過重負担を与えらるゝ結果になり、今申し上げた労働関係の法規改悪という線にその意味が含まれるのではないかと。この危険を感じることに對して、大臣としての御答弁をお願いしたいのであります。

○保利國務大臣 その点はよく言われますけれども、そういうふうには実は考えていないのであります。御承知のように、工場法が制定せられて施行せられるまでも、数年間の実施準備の期間を置いてやつておつたわけですから、労働基準法は制定後すぐ實施された。それでそういうことを率直に申し上げるのはいかかと思つたのです。準備不足のまま實施せられたと思つております。そういう上から行きまして、監督のあり方についても、現在の通りでいかどうか、実施の面においてはいかどうかというところは、これはほんとうに慎重に研究を要することではないかと。さらばとて基準行政を骨抜きにして行く、しかも法律を改悪して骨抜きにして行くという考えは、私ども毛頭持ちませんが、あくまで日本の全労働者の労働条件を向上して行くように、適切な合理的な監督方法を講じて行く上においては、これは別途に考究しなければなりません。今回の整理の対象にいたしておりますものは、

むろんこれはある程度はやむを得ないかと存じますけれども、監督行政の面に携わつてゐる人については、できるだけその犠牲を少くするようにいたして万全を期して行きたいと考えます。

○農田委員 労働行政に定員法の改悪が非常に重大な悪影響を及ぼすということ、これはもうわかり切つたこととあります。が、今大臣としていろいろと対策を持つておられるようであります。しかし實際問題として、さしあたり失業対策に非常な手を必要とする時期がもう目の前に來てゐるのですから、来年度の失業対策について、あるいは窓口業務に携わる人を増員するといふような時期が来るかもしれない。

そういう事態をつかんで、今後この問題に對して適當な措置を当局は考へておられると思ひますが、しかし願わくばこの法の改正にあたつてこの示された数字に何とかいま一步修正の道はないものか、非常に憂へてゐるのであります。先ほど橋本長官から、加配米関係の職員の定員の首切りは、非常に減少することになつたといふことがありましたが、そのほかにもこれに關係して、政府として今構想を持つてゐる定員の数字を切りかえる用意があるのかどうか、これをちよつとお伺ひしたいのであります。加配米關係以外の統制職員であるところの食糧關係、その他現在出されてゐる数字を今橋本さんが言われたような立場で修正される点

がなおほかにあるかどうか。

○橋本國務大臣 ございせん。食糧關係の問題についてだけは、關係方面とも話はつきりしませんが、附則をつけたのであります。附則の部分、四月一日までには行われないうといふこ

とがはつきりして参りましたので、この点の規定を整理いたしました。同時にあの際に落しておりました加配米の、食糧の配給關係の問題であります。配給に關しまする食糧の定員と、それから加配米の労働者、運輸省の定員を増加するように考へております。

○農田委員 橋本長官に行政管理局の最高責任者として、次にお尋ねいたします。

先ほど以来の質問者のほとんどの方から言われたこの整理はいささか天引き整理で、おしよるばん整理であり過ぎるという意見が多かつたのであります。が、この中で最も私心配してゐるのは、長官が兼ねておられる厚生省所管の人員整理でありまして、この点特に厚生省所管の人員は、人命を救ふかといふ重大な職務を持つてゐるのであるから、特に国立病院の職員のごときは、国家的な医療施設として大きな役割を果してゐる際に、一つの国立病院で七百名も入院患者があり、外来患者が九百人もいる。そのような大きな病院であるにもかかわらず、エックス線とか、あるいは最近の技術者とかいふものはたつた一人しかおらぬ。あるいは八十人以上の授業はできないといふことに規定はなつてゐるにかかわらず、二百人以上の授業をするような薬剤師もいる。こういう実態であるにもかかわらず、国立病院の医師あるいは薬剤師等の整理がされるとするならば、これは重大な人道問題だと思ふのであります。が、この国立病院關係の職員の整理対象となる数字を明らかにして

いたしたいのであります。

○橋本國務大臣 厚生省所管の仕事について御理解あるお言葉で恐縮であります。ただ私も總体の關係から見まして、両面の、厚生大臣としても行政管理局長官としても考慮いたしてゐるのであります。病院に關しましては、まづ看護婦が約八千名おりますが、これも全然手をつけておりません。これはまづたつた整理の余地のないものであります。あとは庶務や會計でありますとか、あるいはほかの雇用人關係のものにある程度整理をいたします。医者、薬剤師その他の面につきましては、五分程度のごく輕微な整理であります。

この中には、何分にも現在の国立病院というものは、陸海軍時代には刃部な場所にも医者が薬剤師も配属ができましたけれども、どうも刃部な所には行き手がございせんので、若干欠員等もありまして、医者や薬剤師關係につきましては、きわめて低い整理の率であります。それから癩や精神病や、それから脊髄疾患關係の療養所等につきましては、いろいろな事情ではとんど手のつけどころがありません。で、現在約二百名ばかりであります。これを整理の対象から除いてお

ります。一般の療養所につきましては、病院とやはり似たような率によりまして、一般管理業務を扱つております庶務會計の事務とか、雇用人關係の者を主体として整理することにいたしております。

○農田委員 提案理由の第一にあげてあります休職者は定員から除くということでありまして、長期病欠者に対しても恩典を与へたような形になつておりますけれども、實際は療養期間の

言つてゐるのです。あなたの提案理由だと八万七千、それから二十六年度の補正予算によりますと九万二千になつてゐるが、幾ら首を切るつもりなの

ですか。今あなたが向うで話している間に保利さんは六万だと言っている。

○保利閣下 いろいろ食い違いがあるか存じませんが、全体の、たとえば鉄道、専売公社等を含めると十二万、それを除きますれば、公務員としては、今回の定員法に現われてゐるのは九万何しがし、ただいま受田さんのお話がありました長期欠勤者やあるいは欠員等を差し引いて、実際の実人員は、的確には申し上げかねますけれども、失業対策を講じて行く上から六万内外と押えておる。

○林(目)委員 橋本さんにお聞きしたいのですが、あなたの八万七千九百五十人というのは実定員ではないと解釈していいのですか。それと予算の説明書には九万二千となつていますが、これはどういふ人数になるわけですか。

○橋本閣下 八万何しがしとおつしやつた数字は、定員法の本文の前減人員です。なお九万幾らと申しますのは定員法の附則の数字で、それを合せて、要するに定員法の本文及び附則で總体的に減員するものは九万幾らということでもあります。ですから労働大臣の申しましたのは欠員を差し引いた、長期欠勤者で先へ行つて定員を削減をする、こういったようなものを考えたもので、実際は一つのものであります。

○林(目)委員 そうするとあなたのお考えでも、実際に首切られるのは六万幾らと考へておられるわけですか。

○橋本閣下 これは欠員で、実際に差引の可能なものと可能でないものとあります。また長期欠勤者なんかは多い見方も少ない見方もあります。

ので、はつきりいたしません。一応労働省の方で申された六万という数字も、そう食い違つてはおらないのではないかと、大体六、七万くらいかと思つております。

○林(目)委員 そうするとここで八万七千あるのは九万とあるのは、予算定員あるいは公務員法上の減員であつて、実際に首切られるのは六万あるのは七万と聞いております。この点いくらあなたと論争してもしかたがありません。そこでこの六万幾らの、長期欠勤者とかそういうものはほとんど除いて、ほんとうに血の出る首を切るわけなのですが、これはどういふ基準で首を切るわけですか、どういふ人を切るわけですか。

○橋本閣下 整理基準といつたようなものは全然立てておりません。その省庁によりまして、まず第一には退職希望者を募ります。今回の行政整理にあたりまして、一月から六月までの間の最初の三箇月に、現行退職金の法律で、行政整理の場合は八割増を支給するといふもの、その期間に自発的に退職する人をするだけ求めるという趣旨で、前半に退職する人は八割増、あとは四割増といふふうにしたわけでありまして、自発的退職を除いた残りの人たちにつきましては、これはその省、庁の事情によりまして、整理の基準といつたようなものを特別に設けております。

○林(目)委員 あなたは首を切る方です。すからいですが、切られる者の身になつてみますと、家族もあるし、行政整理といふものがいかに官吏の家庭、本人はもちろん、その家庭に暗い影をただよとしておるかということ、お

そらくあなたの想像以上だと思つて。そういう場合に一定の基準が示されておれば、その基準に該当する者は心構えもしますし、また基準に該当しない者は不必要な不安にかられないのであります。ところがあなたの言うように、だれを首切るかわからぬが六万首を切るのだといふようなやり方で、だれが公務員として自分の職務に精励する気になれますか。いつ自分が首になるかわからない、そういう無責任な首の切り方がありますか。この際六万首を切るというならば、これに對して、少くともこういふ者は首切るといふ基準を示すべきだと私は思ふ。大体あなたの考えだけでも知らしてもらいたい。そんな不安な状態を八十万の公務員に与えておいて、どうして今の非常時を公務員にこぎ抜かせることができませんか。あなたの考えを聞きたい。あなたは、どういふ人を首切りたいのです。

○橋本閣下 これはいろいろ御意見もおありだと思ひますが、今林委員の言われたのと別の考え方もございまして。むしろ私は国家公務員法の趣旨に従ひまして、任免に關しましてはその任命権者の見るところによつてやるということが、一番合理的であらうと思ひます。

○林(目)委員 私は首を切るという点数かせぎはあなたがしておいて、實際首を切るの責任は現場の責任者に負わせるのは卑怯だと思ふ。あなたが六万首切るなら、こゝういふ基準で首を切れといふ、政府の責任ある基準を示したらどうです。だれだつて首を切るのはいやにきまつてゐる。八万首切るぞ、具体的に切るのとは下の者がやれ、そんなばかなことがありませんか。だから六万首切るといふことの今度の整理の基準は、こゝういふものだといふことを私は示すべきだと思ふ。ほかにいろいろ重要な問題がありますから、ここであなたにこの点はこれ以上迫りませうが、首を切る基準については、たとえば従来労働組合運動をしてきたとか、あるいはその人の政治的な信条だとか、こゝういふことがあなたの首切りの基準にはないといふことを、こゝではつきり言明できますか。

○橋本閣下 林委員から何か基準を示すことがいふような悪いようなお話をしましたが、私は先ほど申し上げたように、基準は全然設けておりませんので、さういつたことを格別考へておらないのであります。

○林(目)委員 私はむしろ基準を示すことこそがあなたの務めだと思ふ。基準も示さないで、だれが首切られるかわからないような不安な状態を八十万の公務員に与えて、だれが自分が首切られるために一生懸命働く公務員が世の中にあります。基準を示しておけば、公務員としては家族の者の生活の問題とか、いろ／＼心構えだけはつくわけですから。それが首になるかならないかわからない。あれは首になるかもしれないが、おれは首にならないかもしれない。そうすると職場の内部に暗い空氣がただよつて来る。それが家庭の中にも及ぶわけですから。むしろあなたが首を切るというなら、こゝういふ基準によつて首切るといふことを示すことが親切だと私は言つてゐるのです。ところがあなたの説明によると、首切る標準は出したが、どう首切るかは現場の長の諸君、あるいは各省の責任者にまかせ

るといふことは卑怯だと思ふ。さういふいやな思ひをあなたからほかに転嫁させることは卑怯だと思ふ。しかし先ほども言うように、こゝういふことについてあなたとあまり論争しません。従つて私はこゝで長官からはつきり言つてもらいたいことは、基準を置かないといふことは、あなたの考えとしては、その人の労働組合運動の中における地位とか、あるいはその人が日ごろ持つてゐる信条とか、さういふものは長官としては首切りの基準とは考へておらないといふことを、こゝで一言はつきり言ふならそれで結構です。

○橋本閣下 先ほど申し上げたように、私はさういふようなことを首切りの基準と考へないとか何とか、首切りの基準といふものは考へておらないといふことをさつきから繰返し申し上げておるわけですから。従つて基準といふものを考へていないのですから、労働組合運動をやつたものを首切るとか、共産黨員を首切るといふような基準を設けておるつもりは毛頭ございません。

○林(目)委員 およそ驚いた話で、首切りの基準もきめなくて六万人首を切るとは何のことです。少くとも六万人首を切ることができるといふ事情があつて、こゝういふ状態の者は首切ることができるといふことで六万人といふものが出て来たのでしよう。それではあなたの首切りといふのは、何を基準にして六万人といふ数字が出て来たのですか。それを示してもらいたいと思ひます。まるで天くだり税金みたいにくれだけ首を切れといふから切るといふのですか。

○橋本閣下 先ほど申し上げたように、私はさういふようなことを首切りの基準と考へないとか何とか、首切りの基準といふものは考へておらないといふことをさつきから繰返し申し上げておるわけですから。従つて基準といふものを考へていないのですから、労働組合運動をやつたものを首切るとか、共産黨員を首切るといふような基準を設けておるつもりは毛頭ございません。

りますし、もちろんそれは地方とも相
談をいたししょう。それからまた
地方のインシアチーブによるもの
つきましては、これは地方財源等との
関連ももちまして、おそらくは勘定す
るというように相なるのだから
と思います。

○林(百)委員 国の法律で定められて
いる地方の公務員についてまずお聞き
したいと思ひます。純粋の地方公務員
については、たとえば市の従業員だと
か、こういうものは別として、国
の法律で規定されておる地方公務員に
ついてあなたにお聞きしているわけな
んです。主管大臣は岡野国務大臣だと
いうことはわかりますが、これは今岡
野国務大臣がおりますが、問題は非
常に重要であるから、吉田内閣の国務
大臣としての橋本さんにお聞きしてい
るわけなんです。将来の地方行政の
簡素化ということは、橋本さんが国務
大臣の立場として、吉田内閣の政策の
一環として考えているのか、ないの
か。それからたとえば地方行政簡素化
本部からいろいろの答申書が出てお
りますが、こういうものについては、吉
田内閣の政策としては将来どういう方
向で行くつもりか、これをお聞きして
おきたい。

○橋本國務大臣 政府といたしまして
は、地方行政の簡素化をいたすつもり
でありまして、地方行政簡素化本部を
設けて、岡野国務大臣が本部長として
目下立案をいたしております。

○青木(正)委員長代理 林君、大分時
間が過ぎましたが、なるべくひとつ簡
潔に願ひます。

○林(百)委員 これは重要な問題で
す。これがまた地方の首切りにまで及
ぶことになる重大ですから、もう少
し……。そうするとやはり地方行政簡
素化本部の行政簡素化の意見に基い
て、吉田内閣としては地方行政の簡素
化、従つて地方公務員の行政整理とい
うことも考えておるというように承つ
ていいわけですか。

○橋本國務大臣 簡素化本部の仕事の
内容なり立案の趣旨、経過等存じて
おりませんけれども、地方行政の事務
を簡素化することを主体にいたしまし
て、おそらく人員の整理はそれに伴つ
て付随するであろうと思ひます。

○林(百)委員 吉田内閣の首切り政策
がはつきりわかりましたから、その次
の問題に移りたいと思ひます。

この提案理由の説明によりますと、
吉田内閣の首切り方針にもかかわら
ず、非常に好意的に優遇されておる部
門があるのではありません。正直にここ
にのちやんと書いてあるのではありません
が、治安関係の職員については、ほと
んど整理をされておらないようであり
ますが、このあなたの言う治安関係の
職員、これは軽微な整理にとどめてお
る部類に入るのようですが、これはどう
いうものが入るかお聞かせ願ひたいと思
ひます。

○橋本國務大臣 警察が主体でありま
す。

○林(百)委員 そうすると、警察はほ
んど首を切らないというように解釈
していいわけですか。

つている人たちですか、事務をやる人
たちですか。

○橋本國務大臣 二十四百人というの
は純粋な警察官であります。そのほか
警察の事務をやつております一般職員
を何名か整理したいと考えておりま
す。

○林(百)委員 ちよつと大臣の説明が
間違つておると思ひますから、もう一
度よく表を見ていただきたい。国家地
方警察官の方は減つておりません。一
般職員の方が減つておるよう書いて
ありますから、もう一度よく見てくだ
さい。

○橋本國務大臣 表に出ておりますの
は一般職員の方の減るのが出ておりま
す。警察は御承知のようにこの春の国
会で、定員外で五千名置くことができ
ることとなりましたが、その部分の方
の整理をいたしました。

○林(百)委員 よくわからないので
が、あとで聞くことにして、もう少し
総括的にお聞きしたい。このたびの行
政整理で、あなたは国民に奉仕する
という話ですが、本年度は幾らこ
れによつて予算上の余裕金が出て来る
わけですか。

○橋本國務大臣 二十六年度は退職金
と差引いたりしまして約四十三億円の
増加であります。支出増であります。
二十七年は差引をいたしまして約百
五十七億円の節減であります。平年度
が約二百七億五千万円の節減でありま
す。

○林(百)委員 そうすると、本年度は
首を切つても、むしろ四十三億余分に
金を出す、二十七年に至つて百五十
七億減るということですが、そこで吉
田内閣の政策全体についてお聞きした
いのですが、首を切つて人員を減らし
まして、現に本年度の警察予備隊の
補正予算は百五十億余分に組んでお
るのであります。先ほどお聞きしまし
た、一般の平和的な仕事に携わつてお
る公務員の首を切つて、警察だとか、
あるいは警察予備隊とか、あるいは特
警局、海上保安庁、あるいは刑務所の
吏員、こういうものは全然減らさな
い、これが吉田内閣の政策と考えてい
いのですか。

○橋本國務大臣 行政整理をやりまし
て、まず第一に、それを減税とベース・
アップにまわしておるのであります。
治安の問題につきましては、御
承知の通りソビエト・ロシアの世界平
和に対する脅威を中心としたし
て、民主主義の世界がこれに対抗する
ために防衛措置を要するのは、今日世
界の常識だと思ひます。

○林(百)委員 そうすると、首切りの
責任はソビエト・ロシアにあるとい
うことに解釈していいわけですか。

○橋本國務大臣 それは別でありま
す。ただいま申し上げましたように、
われわれは行政費を節減して、まず減
税とベース・アップに充てるというこ
とであります。ただついでにお話のあ
りました治安関係の問題については、
治安を増強せざるを得ないということ
を申し上げた次第であります。

○青木(正)委員長代理 林君、もう大
分時間が経過しました。なるべく簡潔
に願ひます。

○林(百)委員 減税に充てるというこ
とですが、本年度はむしろ四十三億出
過ぎております。もし国家の役人の数
が多過ぎるから首を切つて、国民の負
担を減らすというなら、警察予備隊に
百五十億ふやし、国家警察に三十七億
ふやし、特警局には一億から十億ふ
やす、こういうのを軒並に整理なさつた
らどうなんです。平和的な産業、郵便
だとか電信だとかあるいは医療関係だ
とか、労働関係だとか、こういうわれ
われ国民の平和的な生活を保障する面
の役人は首を切つて、警察予備隊に百
五十億ふやし、国家警察で三十七億ふ
やすとかいうことは、減税どころかむ
しろ増税になる。あなたの考えておる
行政整理というのは、要するに日本の
機構を国家警察的、軍事的な機構に切
りかえるための行政整理じゃないん
ですか、ほんとうの考えは。もしそう
でないというなら、そうでないとい
うことの説明を聞きたい。

○橋本國務大臣 林君にお答えをいた
します。世界最大の軍事警察国家のソ
ビエト・ロシアの脅威がなくなつて、
日本の予備隊とか警察の経費が節減を
されたならば、国民はどんなに楽にな
るかと思ひます。

○林(百)委員 そうすると、ソビエト
の脅威があるから、こういう平和的な
方面の職員を首を切つて、警察や軍隊
をつくる。要するに今度の行政整理の
責任は、ソビエトにあるというの
があなたの考えたというようにわれ
われは解釈せざるを得ないのでありま
すが、ここであなたと人生観や世界観
の争いをしてみてもしようがない。一
体ソビエトのどこに侵略の危険がある
かということをお聞きしたいが、そう
いうことをここであなたと高邁な理論
を展開してもしかなかったが、それ
こそ公務員の首切りに際して大阪特別
調達局では、最近庶務課から、旧日本
帝国軍人で尉官級の職員に対し、警察

予備隊の幹部になつて出て行く者はないかと調査をされている。希望者は申し出るように勧められている。希望者は申す方が、行政整理をしながら、その首になつた人たちは今度は警察予備隊の方へできるなら入れようというのが政府の方針ですか。これは大阪特別調達局では現にこういうことをやつておられる。報告しているわけであり

○橋本國務大臣 格別御返事をする必要もないと思いますが、その新聞記事は、政府の何ら関知せざるところであります。それから繰返して申し上げるが、われわれが行政費を節減する第一の目的は、減税をして国民の負担を軽減すること、公務員諸君の給与ベースの改善をすることで、それをまず第一に行政費の節減に求めなければならぬと考へております。治安関係の経費は別問題であります。

○青木(正)委員長代理 林君、時間が超過しましたので……

○林(四)委員 治安関係は別にして、それで予算を減らすといつても、実際は予算を減らすことにならない。現にあなたの方から出ている説明を見ましても、警察官は全然首を切つておられない。特審局についてはむしろ拡張する必要があるので整理がない。刑務官は整理しない。検察官は整理しない。海上保安庁については減員を行わない。あなたは減税だとか何とか、国民の耳ざわりのいいようなことを言つておられるけれども、平和的な国民の生活を十分保障し、国民の安定をするような方面の公務員を首切つて、こうした警察だとか、警察予備隊だとか、特審局だとか、あるいは刑務官吏だとか、検

察官だとか、こういう方面に金をまわすために、また来年度は駐屯費として二千億の金……私は今ちよつと計算してみたのでありますが、日本の九十万の役人に月に手取り一百万の金をやつても一千億円です。ところが来年度は、国防分担金として二千億も負担しなければならぬ。要するに警察だとか、軍隊だとか、こういう方面に金をまわし、人をまわすための行政整理だ、これをはつきり正直に言つたらどうです。現にあなたの説明書を見ると、警察、刑務所、検察官、特審局あるいは警察予備隊、海上保安庁、こういうものは全然減らしてない、むしろふやすといつていい。これでは口では減税だとか何とか人聞きのいいようなことを言つておられるが、実際はあなたの考へた中では、かつての東条が考へたような軍事的日本に行政機構を切りかえるのだといふことがあるのではないか。

これがあなたのほんとうの考へたといふことを正直に言われたらどうですか。私はあなたが答弁するしないはあなたの自由にかかれますが、あまり国民を欺瞞しないで、あなたの東条のイデオロギーをはつきり言つたらどうです。

○青木(正)委員長代理 中原健次君。○中原委員 まず最初に橋本長官もあるいは保利労働大臣も、首切り後のいわゆる失業者の受入れ態勢のことについて、主たる対策は、臨時職業補導施設をもつて臨むというふうに言われておられる。またそれを承認しておられる。これに考えます。同時にまた所屬官庁のできるだけの世話、あつせんによつてこれを解消する、さらにまた職業、あつせんのために求人開拓に努める、こういうことが今までの答弁の中から

拾い上げられて来るわけであり。そこで私はまず最初に一つの矛盾にぶつかるのでありますが、たとえば職業の機能が今度の整理に伴つて一層忙しくなるのではないかと、これが予想されるのであります。しかるに職安関係で中央、地方を合せまして千名に近い人たちの整理が上げられておられる。それを見るときに、その間に一つの矛盾が出て来やしないかと考へるわけであり。このことについて労働大臣の御見解を聞いておきたい。

○保利國務大臣 さつき受田さんにお答えいたしましたところで御了解が得られると思うのですが、職業安定所の関係は、人員減としては、労働加配の関係が補正せられますれば、一万一千名以上に対して、二百名くらいに減ると思ひます。実際の人員の関係には影響はないと考へます。

○中原委員 それから職業補導施設について、いろいろ職業補導がなされるという御計画のようでありますが、その職業補導に主としてどういふ方面の職種が選ばれて行くかといふことにつきましても、これは御答弁をまつまでもなく、斎藤職安局長から自動車の整備、電気メッキ、板金、機械等々のものが指摘されておりますが、こういう仕事は実際をいいますと相当訓練を要する仕事なんです。そう簡単にこの仕事が一二人前に仕上げられるということとは必ずしもいふのでありますが、そのことはともかくといたしまして、こういう職種の中へ指導がどん／＼持ち込まれて行くといふことの結果として、その人たちがどういふ工場に紹介され、就職することができるようになる

のか、このことについて御見解を承りたいと思ひます。

○斎藤(邦)政府委員 お答え申し上げます。先ほどお話をいたしましたような職種について補導をやるのであります。が、そうした職種を選びましたのは、現在公共職業安定所の窓口に見られておられる労働市場において、そういう技能者の求人があつながら、実はこれに見合つた就職者がないといふことで、せつ／＼とありました求人に見合う人がないという状況でございます。すなわち労働市場の要求する技能者がいない、こういうようなことから、そういう職種を選んだ次第でございます。

○中原委員 ところが実際にはそういう職種は、大体最近の傾向から考へますと、たいいていの場合、これは臨時的需要、すなわち臨時的需要人といふことになつてゐる場合が多いのであります。従つてその職種から来るのに、たまた、いわゆる就職者はほとんど安定した条件を確保することができな

い、こういうことになるのであります。従つてその人たちがせつ／＼どこかへ就職されたといふが、それが恒久性を持つことができず、しばしばそれは臨時的なきわめて不安な状態の中で終始させられる。遂には行き場がなくなつて来る、こういうような結果に陥る場合が多いことを私も予想し得るのであります。こういうことについて、過去のいろいろな経験の中からどのような実証が上つて参りましたか、それについての労働省当局としての御調査でもあれば伺いたいと思ひます。

しておりませんが、必ずしも臨時的な期間だけ雇われるような職種だけといつたようなことは考へておりません。

○中原委員 このような実証に大量の人員整理をいたします場合に、当該官庁の責任者の諸君が最も心を用いなければならぬことは、このような人たちがほんとうに将来どのような方向に安定の道を求めて進んで行くかといふことに對する真剣な考へがなければならぬ、このように思ふのであります。もとより言葉の上では非常にその点についていろいろ配慮がされておられるか、問題はそういう言葉の上のことではなくて、現実、その生活自身と密接に結びつた問題でありまして、従つて実際に結びつた生活の実態、状況といふようなものが見通されなければ、非常な危険が伴うて来るわけであり

ます。従つてこの失業者に対する受入れ態勢として、当局から説明のあつたところでありまして、それにもかかわらず、その並べられましたそれらのいわば受入れ態勢そのものが、私どもから考へますと非常に不安である。不安であるばかりか、過去の経験から言へば、まったく逆なことが結果としては現われて来るように思われるのであります。従いまして、まったく逆の結果が現われて来るということが、過去の経験の中から実証されるならば、これはまことに恐るべき一つの政策でありまして、このような場合に、当局者は少くともあらゆる角度から問題を検討して、ほんとうに適切な道がこのために選ばなければならぬ、このように思ふのであります。

過去の事情につきましては、私はここに一つの——これはこの前の二十四年の場合における整理の結果現われました現象なんです、そのことをあなたの方の資料でひとつ読んでみます。こういう結果が出ておるのであります。これは整理後七、八箇月を経過いたしました後の否定すべからざる現象なんです。「失業者の中にも、失業期間中就職した事実のあるものがある、これは再び人員整理のため解雇されたり、あまり給料が安いために退職したり、仕事にならなかつて失業したりしているものが大半を占めていることによつても、再就職者で群小企業に就職したものの不安定な様相はうかがうことができます。離職後ただちに就職を見出したものを除いて、就職条件は次第に悪化している。失業保険金受給終了期に一時低劣な条件の再就職が見られるが、再び就職状況は悪化を示している。同時に長い就職活動のち、就業に対する熱意を失い、あきらめをもつて非労働力に脱落したもの、労働市場から影を没しているもの、長い失業生活の後病気で倒れるもの、あるいは犯罪者、夜逃げ、家出人を若干まじえる労働階級の下積みが見られ始める。就業業者の中には、臨時日雇、自営業を多く含んでいるが、これらはきわめて不安定な就職状況を示し、特に人夫やコック、配達人、雑役夫、進駐軍関係等に就職している臨時、日雇従業員に、他のより安定した就職を希望し、就職活動をしているものがある。紙芝居屋、焼いも屋、土工請負、ブローカーなどをしているものに、賃金労働者として他の就職活動をしているものがある。

なりある。これはあなたの方の報告書の一ページの部分であります。おそれることは間違いないと思ひます。私も現実に生活の中から、われわれの身のまわりを振り返つて見ます。と、こういった状況が多々あるのではありません。従つてそういった状況が多々ある場合に、しかも今日のわが国内の経済事情を考へてみますと、もとよりこれは政府の政策に支配されておるところであります。中小企業あるいは平和産業、こういった方面の企業はまったく成り立たない状況にどん／＼追い込まれて行つておるわけでありす。金融だとかあるいは資材の配慮だとかいふようなことが、言葉の上では言われておりますものの、実態はまったくそれと反しておる。そういう現実が目の前に展開しておるわけでありまして、そういう場合に、これらの失業者諸君が、おそらくおもむくところはたまたまの報告書の中に現われましたような、そういう結果を私どもは今否定し去ることがむずかしいように思ふのであります。そこでせつ／＼ここにいろいろ／＼な曲折を経て御提案になられた定員法、人員整理の方針は、橋本長官のいろいろ／＼な説明にもかかわらず、われわれはこの際もう一度考え直す必要がある。このように考へるのであります。しかもわれわれの調査いたしました範囲では、決して冗員を生じておる部分がそれほどたくさんあるわけではございません。きわめて小部分のところでは幾らか配置転換等を要するような部分がないとは申しませんけれども、全面的に見ますと、先ほどからもいろいろ／＼な質問者によつて指摘されましたごとくに、むしろかえつて増員を

さへ必要とするような官庁が多々あることを思うときに、この定員法の作成は慎重に慎重を重ねられたように、いろいろな報道を通じて承りますけれども、私は必ずしもそうではない。やはり先ほど橋本長官が指摘されたような、妙な政治的な考慮がそこに多分に含んでおるといたしますならばなおさらのこと、これを大局的に問題をあらためて検討しなければ、うづ／＼という定員法を押しつけて行くというのでは、大きな国家的なやま／＼になるのではないかと私は思ふのであります。ことにこれはちよつと必要でないと思ひますけれども、一応つけ加えますが、ソ同盟にしましても、中国にしましても、これはまだわが日本といひましては、当然譲和を締結すべき対象国となつておると考へるのであります。これを敵国なりと初めから規定してかかるようなことは、ちよつと行き過ぎではないか。橋本長官は青年ゆえに血の気が多いと思ひますけれども、これはちよつと行き過ぎだ。こういうことをこの席上で放言して毒づくがごときは、これは誠に慎まらるべきではなからうかと私は思ふ。これは一言つけ加へるにすぎませんが、いづれにいたしましても、このような政府の報告書から考へましても、うづ／＼切りなどというものはできないものである。というのを私どもはしつ／＼考へるのであります。この点につきましては、これは労働大臣から特に、このように過去の経験と今回の首切り後における展望との間に、どれだけの相違点があるか、今度は絶対にそういうことはないといふことが言ひ切れるのか、それともやはりそうであるかもし

れないという不安を持ちながらであるか、この点について労働行政の立場から一応の御見解を承つておきたいと思ひます。

○保利閣務大臣 好んで人員整理をやるといふような者はおそろくおらぬわけですが、先ほど先ほど来橋本長官が言われておりますように、一方において行政費の節約による国民負担の軽減といふことは、全国的な要請であらう。その国民的の要請に基いて行政改革の一環として人員の、余剰人員の整理、これはまた余儀ないことである。しかしながら、もとより今日やるといふにしても、それはさらに多々ます／＼多いとはいへないことは、その面からすればいいにきまつておりますけれども、そこで前回の場合は、ちよつと経済九原則による安定政策が強力に推進せられて、民間におきましても、ちよつと経営合理化といふことで、相当整理も多い時期であつた。二十四年当時の経済状況と今日の経済状況とは、これは中原さんもおそろく、全然趣を異にしておるといふ実情は御認識であらうと思ひます。しかしながら、それでは先ほど申しましたような施策でも十分であるかと言われれば、これは何人といへども、今日一人漏れなく十分といふことは言ひ切る勇氣はないと私は思ふ。しかしながら先ほどお話のように、わず／＼ばかりの補遺施設の予算をもつて、これで十分か。しかし私ども職安行政に携わつてゐる者、あるいは民間の関係者、要するに退職者に対する理解と同情と真心を加へなければ、少々の金をかけた施設をしたからといつて、それで事が解決するものではない。そういう意味におきま

て、誠心誠意全力を上げて対処して参るつもりであります。

○青木(正)委員長代理 中原君、時間も大分おそくなりましたので、なるべくひとつ簡潔にお願いいたします。

○中原委員 次に産業戦線という文字がこの委員会の記録の中で出て来る。従つて産業戦線に向つて失業者の諸君を転換させて行こう、こういう試みのもとに職業指導をなさるというところはわかるのであります。たゞ／＼私はここに妙な文書を発見したわけですが、職安局長の指摘された職種など非常に関連性が深いので、ちよつと私自身として気をまわすわけです。四、五行ですら読んでみます。これはどういふものかといひますと、日産協の文書ですが、その中に、「日本及びその周辺に駐屯する米軍の軍需物資を生産供給する、これは朝鮮動乱に伴う特需の延長としての性格を有し、当面は軍需部品及び補助軍需物資の生産、修理、サービス等の提供が中心となる。その次は、「日本以外の極東諸地域に駐屯する米軍の軍需物資調達に際する。」「第三は「米国を中心とする太平洋諸国の安全保障協定と表裏の関係において、これら諸国の必要とする軍需物資の一部生産供給にあたる。」「大体以上のように三つの問題を目ざして今後の協力態勢を強化して行く、こういうことがたゞ／＼日産協の文書で出ておるわけでありす。これは決して秘密文書でも何でもありません。日産協の文書なんです。そういうものがあることを指摘し、しかもたゞ／＼今回の大量整理等に伴つて、その受入れ態勢として機械関係の職業指導に相当な重点を置

く、こういうこととにひき合せて考えますと、あるいは中小企業もすでに問題じやない、平和産業も機械に頼しておる、この経済事情は御存じの通りわけです、そうであるならば、結局はこういうような方向へこの人たちは動員して行くことが予想されるわけですが、しかし何でもいじやないか、仕事があれはそれでいいじやないか、こういうふうな一口に簡単に片づける人があつたらぬとすれば、これは問題ではありませぬ。しかしわが日本が、今後おむくべき方向は、やはり平和な日本、こういうことだと思ふのです。それでありますならば、こういう方向へ動員される労働者の仕事というものは、平和とはまったくうらはらの仕事に動員されて行く、これが予想されるわけですが、しかもこれらの職種を動員するいわゆる軍需産業というものは、おそらくこれらの人たちは永久に臨時工として、臨時雇として使うことを最も都合よしとするであらうと考へます。そのことは情勢の変化につれては、簡単にまたもう一度首を切るというこの必要を考へるからでありまして、これはどのような大工場にいたしまして、本雇いの人たちにこれを転換して参りますと、首を切ります場合に、相当費用がかかります。しかも首切るの、はなはだ不便を感じるもので、簡単にさつと片づけるために、やはり臨時工であることが適切だと彼らは考へておられます。また今まで例から考へても、特需、新特需以来、その関係工場の労働者は、たいてい臨時工である場合が多いのです。ことに最近臨時工の採用の数が非常に激増いたしておることにつきましては、

今さら私が指摘いたしませんでも、主務官庁としての大蔵並びに局長は御存じだと思ひます。こういう諸傾向が出ておるわけでありまして、そこで私が一つ心配いたしますのは、そういうような方向へ、何でも仕事さえあればいいではないかというので動員され、しかも安い要条件の臨時工として、しやにむに引きずつて行くということになつて参りますと、いかに失業者といへば平和、独立、こういうことを主張して参りましたはずであります。従つて骨の髄まで平和を愛好する熱情に燃えておると思ふのです。しかもその仕事の条件が、経済的には非常に劣悪であるし、また雇用条件が臨時工であるし、そういう不安定な条件をからみ合せて考へますときに、これらの首切られた人たちが、喜んでおむくればかりえられない。あるいはまたそればかりじやなくて、それ以外の一般失業者も、それを求めるようになるであらうと考へます。そのうち一つ一つの産業軍の動員といふと、労働者のそういう動員の態勢というものが、これから非常に重大な課題になつて持ち上つて来るのではないかと、こういうふうには私は思ふのであります。私どもが非常に心配する一点がすなわちこれなんです。そうなる参りますと、労働階級の、日本国民の願うところと相反した方向へ、しかも積極的に協力態勢を強化して推し進めようとするならば、当然労働者動員のためのきつい方針が出て来るような危険性がないと保証したものであります。しかも先日來からの委員会のいろいろな質疑の中の答弁を調べてみますと、そういう

においがやはり出て参るのであります。そこで私はこの問題について、政府がどのようにほんとうに考へておるか、まつたくそういうことは夢にも思つておらないことなのか、このことを私は責任ある大臣の答弁として承つておきたいと考へるのであります。しかしつけ加えておきますが、私の仄聞するところでは、職安局あたりで何かそういうような構想が討議されておるといふことなんです。そうではないかと言ひこれに否定なさると思ひますが、恐るべき方針が、労働省所管内で論議されておる、ではなくてむしろ研究されておる。いやむしろそれがさらに進んで、もつと具体化されつつあるということさへ耳にいたすのであります。これは決して笑ひごとじやありません。そういうことにもなつて参りますならば、日本の国民は自分の自由な意思によつて職を求めること、その辺から許されなくなるでありますが、しかもそういう場合に直面する日を予想するとき、この繰返し述べられた御答弁の中では、本人の意思に従つて、本人の技能に沿つて、いわゆる本人の自由のおむくところ、にこたへるといふような御答弁が繰返されておるやさきであります。しかしながら私はそのいかようなるお言葉にも、とてつもない方向に動こうと思つておることを憂へなければならぬと思ふのであります。そういう問題に關しまして、大臣はどのようにお答えをいたすことができるか、私はこの際この点についての御答弁を求めておきたいと思ひます。

○保利國務大臣 実はお答えのしようもないわけですが、どうも大分私の考へと違ふのじやないかという気がするのであります。日本の職業安定局におきましても、職業はあくまで本人の意思でございまして、その意思に反してどうこうする、すなわち労働統制をやろうというようなことは、私の労働省では毛頭口に出したこともございませぬし、いわんや研究しておるなどということは全然ないわけなんです。何か技術を得るにやすすし、しこうして将来の生活の安定を求めようとするものが、それが何か軍需産業へ労働動員する腹であるとかいふような御意見は、どうも私にはわかりませぬ。御懸念のようなことは政府としては何ら考へておりません。

○青木(正)委員長代理 中原君、もう大分時間も遅くなりましたので……、○中原委員 最後です。もうこれで終ります。その点はさくらにいたしまして、それ以上の御答弁を求めることは無理だと思ひますので、私は最後二つお尋ねして終ることにいたします。一つは労働賠償の問題です。これは平和条約の第十四条にあるあの条項であります。この労働賠償をどうせやらなければならぬという結果が生れて来ると思ひます。もちろんその実際のあり方については、これはこれらの折衝の結果でありましようけれども、いづれにいたしましても、平和条約の中に明確に労働をもつて賠償するという項があるわけでありましようから、これについて、労働賠償の条件その他がわれわれの予想いたしますところでは、必ずしも人たるに値する生

活どころか、労働再生産をするに足りるようなゆたかな賃金が約束されるようにならぬのであります。従ひまして、この労働賠償のために動員されるものが将来必ず起るであらうことを思ひますときに、失業者がだん／＼たくさんつくりだされて行くこの国策といふものが、そういう方向にもまた何かのつなかりを持ちますまいか。つまり労働賠償のとき、背に腹はかえられなくて、いかにそれが低劣な、劣悪な条件であらうとも、やむを得ず追従しなければならぬというやうな結果を約束づけるために、やはりこの首切り整理、こういう問題が一つの前提条件として国策の中に考へられて来るということがわかるわけですが、そういうことになつて参りますと、これはまた一大事なんです。ことにこの労働賠償の場合には、できるだけより低廉な労働を供給して行くというやうなことに、当然これはなつて参ります。すなわちこれはすべてが国家財政との関連になつて参りますので、ここにいわば犠牲が労働者にしわ寄せされて来るという結果が生れて来るやうに思ふのであります。このやうなことに關して主務大臣である労働大臣は、この労働賠償の場合が起りましたときに、どういふやうな心構えとお考へを持つておいでになるか、これをひとつ承つておきたいことが一つ、もう一つは、これは橋本長官に最後に伺つておきたいのでありますが、整理の方法等についても、先ほどからいろいろ意見というより、むしろ論争が繰返されたやうであります。私が気づかいますのは、なるほど国家公務員法の命ずるところに従つてばつさりやる、

○橋本國務大臣　先ほどお答えをいたしました。が、今回の整理にあたりまして、まず第一に考えなければならぬことは、やはり自発的な退職者を求めることであります。一般の退職金の規定に対してまして八割増しというものは、相当大きな金額になります。今回は退職金に課せられる所得税もずっと軽減せられますので、二、三十年勤めておつた人には数十万円になるかと思ひますけれども、いろいろな面です、人々によつて退職する事情も違ひ

○保利國務大臣 賠償の問題は、役務賠償といふことになつておりますが、これは賠償協定ができた上でないといふか、わからないのでございます。なるほど十四条に役務賠償と書いてございますが、こういう賠償關係に従事する者が、何か苦役にでも使われるような連想をせられておるのではないか。かかる賠償は、全国民で、国家の負担において行われる。しこうしてそれにかゝる労働者の方は、一般国内法によつて何らかのところで、なるべく保護せられて行くといふことは当然のことであると思ふ。そういうふうな解釈いたします。

○青木(正)委員長代理 これにて連合審査会を終ります。散会いたします。

午後八時四十九分散会

○保利國務大臣　賠償の問題は役務賠償といふことになつておりますがこれは賠償協定ができた上でないといわれないのでございます。なるほど十四條に役務賠償と書いてございますが、こういう賠償關係に従事する者が、何か苦役にでも使われるような連想をせられておるのではないか。かかる賠償は全国民で、國家の負担において行われる。しこうしてそれにかかわる労働者の方は、一般国内法によつて何らかるところなく保護せられて行くといふことは當然のことであらうと思う。そういうふうに解釈いたします。

○青木(正)委員長代理　これにて連合審査会を終わります。散会いたします。

午後八時四十九分散会

昭和二十六年十一月二十二日印刷

昭和二十六年十一月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所